
第3期

こまえ子ども・若者応援プラン

(素案)

令和6年 月

目次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
(1)	計画策定の背景	1
(2)	計画の位置づけ	6
(3)	計画の対象	7
(4)	計画期間	7
(5)	計画の策定体制	8
2	子ども・若者と家庭を取り巻く狛江市の現状	9
(1)	人口・世帯の動向	9
(2)	人口動態	11
(3)	子ども人口の動態	12
(4)	就業率	14
(5)	婚姻の状況	16
(6)	教育・保育施設及び学童クラブの定員	19
(7)	児童相談受理事件数	23
(8)	生活保護・児童扶養手当・就学援助受給者数	24
(9)	進学状況	26
(10)	不登校児童・生徒数	27
3	子ども・若者支援に関する市民ニーズ	29
(1)	子ども・子育て支援に関するニーズ調査	29
(2)	子どもの生活実態調査	41
(3)	若者生活実態調査	57
(4)	狛江市地域福祉計画等の策定等に係る市民意識調査（子ども向け市民調査） ※参考	67
4	第2期こまえ子ども・若者応援プランの実施状況	71
(1)	教育・保育施設及び地域型保育事業の状況	71
(2)	地域子ども・子育て支援事業の状況	72
(3)	子ども・子育て支援に関する施策の状況	76
5	子ども・若者と家庭を取り巻く狛江市の現状や子ども・若者支援に関する市民ニーズからみえた現状と課題	82

第2章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	85
2	基本的な視点	86
(1)	すべての子どもや若者の最善の利益を尊重する	86
(2)	狛江らしさを活かし、地域とともにつくる	87
3	基本目標	88

第3章 子ども・若者・子育て当事者支援に関する施策の総合的な展開

1	施策体系	92
2	事業一覧	96
1-1	子ども・若者の居場所の確保と主体的な活動、社会とのつながりに向けた支援	96
1-2	子どもの権利の保障	99

1-3	遊び、学び、体験の機会の推進.....	102
1-4	発達や特性に応じた支援、関係機関との連携.....	107
2-1	産前・産後の支援と父親の育児参加の促進.....	111
2-2	子どもの健やかな成長に向けた支援.....	113
2-3	幼児教育の振興と保育における質の向上.....	115
2-4	放課後対策の推進.....	117
2-5	子育て家庭の負担軽減に向けた相談支援の推進と環境整備.....	118
2-6	悩みや困難を抱える家庭への支援.....	122
3-1	子どもが安全に育つ環境の充実と基盤整備.....	124
3-2	子ども・若者を温かく見守る地域づくりと地域におけるネットワークの形成.....	127

第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

1	教育・保育提供区域.....	130
2	子どもの将来人口推計.....	131
3	教育・保育及び地域型保育事業.....	133
4	地域子ども・子育て支援事業.....	136
	(1) 利用者支援事業.....	136
	(2) 妊婦等包括相談支援事業.....	136
	(3) 延長保育事業.....	137
	(4) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）.....	138
	(5) 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）.....	140
	(6) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）.....	140
	(7) 養育支援訪問事業.....	141
	(8) 子育て世帯訪問支援事業.....	141
	(9) 児童育成支援拠点事業.....	141
	(10) 親子関係形成支援事業.....	142
	(11) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）.....	142
	(12) 幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）.....	143
	(13) それ以外の一時預かり（預かり保育）.....	143
	(14) 病児・病後児保育事業.....	144
	(15) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）.....	144
	(16) 妊婦健康診査事業.....	145
	(17) 産後ケア事業.....	145
	(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）.....	146
	(19) 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	146
	(20) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業.....	146
5	教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保.....	147
6	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	147

第5章 計画の評価・推進にあたって

1	計画を評価・推進する体制の整備.....	148
	(1) 子ども・若者・子育て会議による評価と計画の推進.....	148
	(2) 計画の推進に向けた組織体制.....	148
	(3) 年次計画の策定と毎年度の評価・見直し.....	149

資 料

1	狛江市子ども・若者・子育て会議.....	150
	(1) 子ども・子育て支援法（抜粋）.....	150
	(2) 狛江市子ども・若者・子育て会議条例.....	151
	(3) 狛江市子ども・若者・子育て会議条例施行規則.....	152
	(4) 委員名簿.....	154
2	策定経過.....	155
	(1) 狛江市子ども・若者・子育て会議等の開催経過.....	155

1 計画策定の趣旨

狛江市では、令和2年3月策定の「第2期こまえ子ども・若者応援プラン」（以下「前計画」という。）により、地域において誰もがそれぞれの“自分らしさ”や多様性を認めあい、尊重されながら、すべての子ども・若者が健やかに成長していくとともに、様々な世代の人々や支援機関が顔の見える関係でつながることで、子ども・若者や子育て家庭を支援する地域を目指すという考えのもと、「ゆるくつながり、地域が子どもと若者を支えるまち・狛江」を基本理念として、妊娠・出産からの連続した支援を充実させるとともに、子どもや若者を支える環境を整備し、地域社会の中で子どもが健やかに成長していける環境を創り出すことを目的として様々な取組を推進してきました。

前計画が令和6年度をもって終了することから、今回、引き続き狛江市の子ども・若者に関する取組を総合的に推進するための計画として、この「第3期こまえ子ども・若者応援プラン」（以下「本計画」）を策定するものです。

(1) 計画策定の背景

① 少子化の進行に伴う本格的な子育て支援のはじまり

平成15年
少子化社会対策
基本法、次世代
育成支援対策推
進法

平成15年7月、家庭や地域の子育て力の低下に対応し、次世代を担うこどもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」¹が制定され、こどもたちの育成を社会全体で支援する新たな取組が示されました。

② 「子ども・子育て支援新制度」

平成24年
子ども・子育て
関連3法

平成24年8月、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行されました。一方、「次世代育成支援地域行動計画」は策定が任意化され、新たな法定計画「市町村子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定することが可能となりました。

1 次世代育成支援対策推進法：当初は10年間の時限立法。令和7年3月までの期限に一旦延長された後、令和6年5月に育児・介護休業法とともに改正され、令和17年3月31日までに再延長された。

③ こどもや若者を取り巻く動向

平成22年
子ども・
若者育成支援
推進法

平成22年4月、子ども・若者育成支援施策の総合的な推進等を目的とした「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、全てのこども・若者が自らの居場所を得て成長・活躍できる社会の実現を目指す取組が進められることになりました。

平成27年の「子ども・子育て支援新制度」施行後、我が国のこども・若者を取り巻く環境や、国・社会の動向にも様々な変化が起こっています。

平成26年
子どもの貧困対
策の推進に関す
る法律

子どもの貧困対策については、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「子どもの貧困対策法」）が施行され、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。子どもの貧困対策法は、令和元年9月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行による、区市町村計画策定の努力義務化を経て、令和6年6月に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と改められています。

平成26年
母子及び父子並
びに寡婦福祉法

ひとり親へ家庭への支援については、「母子及び寡婦福祉法」から平成26年10月に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改められ、母子家庭への支援に加え父子家庭への支援が拡大され、ひとり親世帯への就業・自立に向けた総合的な施策へと支援対策制度の充実が図られています。

平成28年
改正障害者総合
支援法・改正児
童福祉法

障がいのあるこどもへの対応については、平成28年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（改正障害者総合支援法）」及び「児童福祉法の一部を改正する法律（改正児童福祉法）」が公布され、医療的ケア児支援や障害児福祉計画が法定化されました。障害児福祉計画の基本指針では、障がい児の利用ニーズについての把握や提供体制の整備等の必要性があげられています。

平成12年
児童虐待の防止
等に関する法律

児童虐待については、平成12年、「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、平成23年5月の民法・児童福祉法等の改正後、平成28年6月の児童福祉法改正等で社会的養育・児童虐待防止対策に係る強化が図られました。

令和2年
新子育て安心プ
ラン

待機児童対策では、平成29年成立の「子育て安心プラン」が令和2年12月には「新子育て安心プラン」となり、様々な待機児童解消への取組強化策が打ち出されています。

④ 深刻な少子化の進行

令和5年
出生数が過去最低に

我が国では、少子化の進行に歯止めがかからない状態が続いています。少子化の進行は、経済の成長力を低下させ、生活水準の改善を妨げたり、将来的な年金・医療など社会保障制度の安定性・持続性も大きく揺るがしてしまう深刻な問題です。

令和6年6月の厚生労働省の発表によると、令和5年の出生数は72.7万人と前年より4.3万人減少し、過去最低水準を更新しました。また、合計特殊出生率は、1.20と令和4年の1.26からさらに低下しました。昭和22(1947)年に統計を取り始めて以降最低水準であり、前年を下回るのはこれで8年連続となります。

令和6年
少子化対策関連
法案が成立

令和6年6月5日、少子化対策関連法案が成立しています。同法では、児童手当の支給対象を高校生年代まで延長することと所得制限の撤廃、第3子以降の支給額の倍増、親の就労に関係なく子どもを保育所等に預けることができる「こども誰でも通園制度」を令和8年4月から全国で開始することなどが定められています。

⑤ こども施策の新たな推進

令和5年4月
こども家庭庁
こども基本法

国は令和5年4月にこども家庭庁を創設、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を令和5年4月に施行しました。

「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。また、市町村はこども大綱を勘案して、市町村におけるこども施策についての計画「市町村こども計画」の策定が努力義務とされました。

令和5年12月
こども大綱

令和5年12月には「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策法」に基づく各“大綱”を一元化した「こども大綱」を閣議決定しました。

令和6年4月
改正児童福祉法

令和6年4月には「改正児童福祉法」が施行され、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとされました。

令和6年5月
こどもまんなか
実行計画 2024

令和6年5月には、こども家庭庁が各省庁と連携して進めるこども政策の全体像及びアクションプランとなる「こどもまんなか実行計画2024」が決定しました。

⑥ こども基本法の概要

「こども基本法」は令和5年4月1日に施行されました。その目的及び基本理念の概要は以下のとおりです。

目 的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

⑦ こども大綱における基本的な方針

「こども大綱」では、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針としています。

こども施策に関する基本的な方針

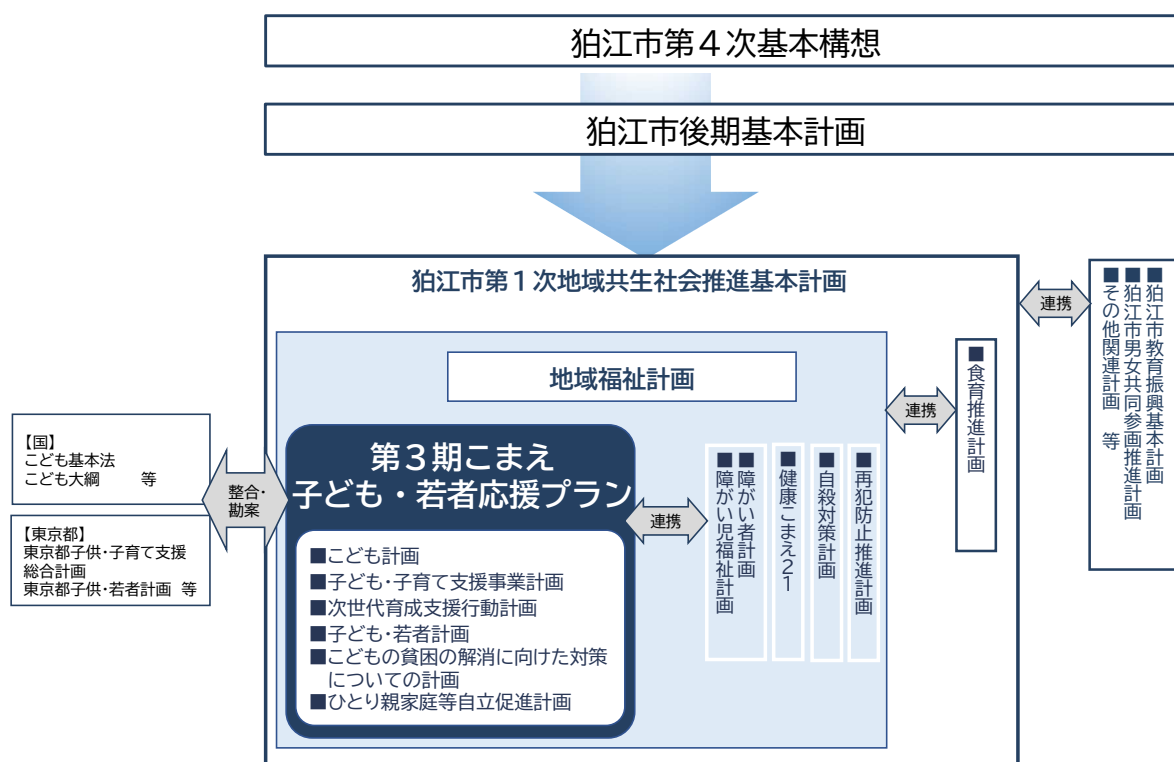
- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

(2) 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」としてこども大綱を勘案するとともに、本市における以下の計画・取組を包含するものとします。

計画名	根拠法
子ども・子育て支援事業計画 (第3期市町村子ども・子育て支援事業計画)	子ども・子育て支援法第61条第1項
市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条第1項
子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法第9条第2項
こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項
ひとり親家庭等自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項

本計画は、狛江市のまちづくりの最上位計画である狛江市第4次基本構想のほか、狛江市後期基本計画、その他関連する福祉・教育・保健・医療等の個別計画と整合を図るとともに、国・東京都の関連計画とも連携・整合を図ります。



(3) 計画の対象

本計画の対象は、市内のすべての子ども・若者とその家族、地域住民、事業者とします。子ども・若者の範囲は0歳から30歳未満までとしますが、施策及び事業によっては妊産婦及び40歳未満のポスト青年期も対象としています。

(4) 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえた見直しを行い、新たに次期5年間の計画を策定します。

ただし、国や都の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。



(5) 計画の策定体制

① 子ども・若者・子育て会議による協議

本計画策定にあたっては、有識者、関係機関、公募による市民で構成する狛江市子ども・若者・子育て会議で計画内容について検討を行いました。

② ニーズ調査の実施

1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

市内在住の小学校就学前児童のいる世帯及び小学生のいる世帯から無作為に抽出した各 1,000 世帯を対象に、教育・保育サービス等の利用状況や今後の利用意向、子育て中の家庭の生活や子育てに関する意見・要望を把握するために実施しました。

2) 子どもの生活実態調査

市内在住の全小学 5 年生とその保護者 640 世帯及び全中学 2 年生とその保護者 604 世帯の合計 1,244 世帯を対象に、子どもの生活状況や子どもとの関わり、家庭の状況などを把握するために実施しました。

3) 若者生活実態調査

満 18 歳から 39 歳の子のいない世帯から無作為に抽出した 1,000 人を対象に日常生活実態などを把握するために実施しました。

③子どもの意見聴取

子どもの意見を本計画に反映するため、子ども向けに「描いてみよう、狛江の未来ワークショップ」を開催し、小学 3 年生～小学 6 年生が参加しました。ワークショップでは、参加者それぞれが自分の思い描く狛江の魅力や未来を絵で描き、狛江の現状と未来について考えました。

④市民からの意見聴取

計画内容について市民からの幅広い意見を考慮して意思決定を行うため、ホームページ等における意見募集（パブリックコメント）を行ったほか、市民説明会を開催し意見を募りました。

また、市内在住の妊娠中から子育て中の保護者を対象としたワークショップ「子育てみらいワークショップ」を開催し、子育ての困りごとやそれに対する解決法についてディスカッションを行い、狛江の弱点や狛江の魅力再発見、未来の子育てアイデアの発掘など、狛江らしいサービスのアイデアを抽出しました。

2 子ども・若者と家庭を取り巻く狛江市の現状

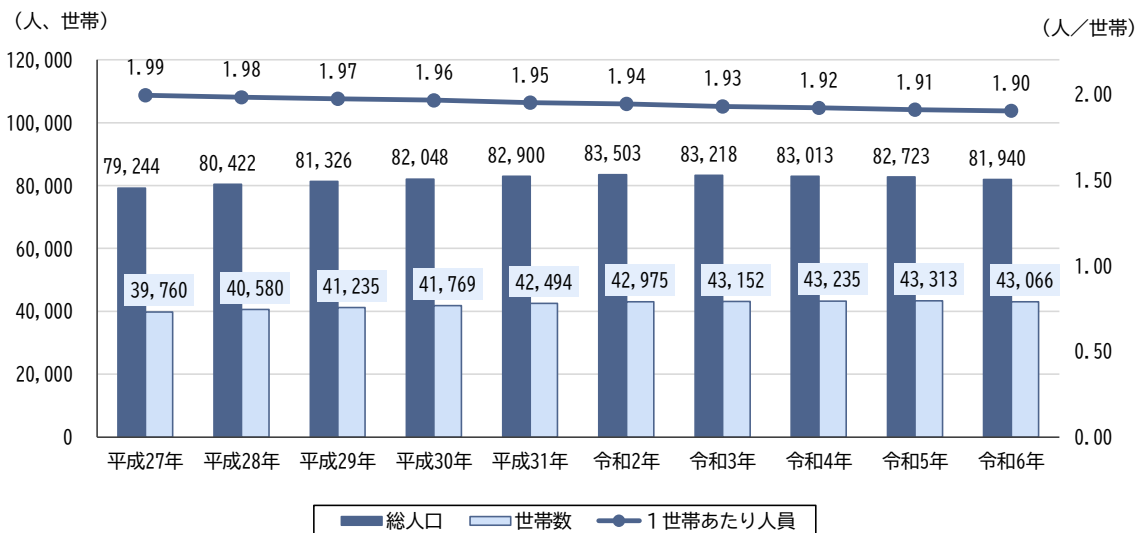
(1) 人口・世帯の動向

令和6年4月1日現在の狛江市の総人口は81,940人、世帯数は43,066世帯となっています。総人口は平成27年以降増加傾向で推移していましたが、令和2年の83,503人をピークに令和6年まで継続的に減少傾向で推移しています。世帯数は増加傾向で推移していますが、1世帯あたりの人員は平成27年の1.99人から令和6年の1.90人へと減少しています。

年齢3区分別人口は、年少人口、生産年齢人口は総人口と同様の傾向、老年人口は令和4年まで継続的に増加した以降は減少傾向となっており、平成27年から令和6年にかけて、年少人口(0～14歳)は、9,063人から9,537人へ474人増加、生産年齢人口(15～30歳)は、13,730人から13,677人へ53人減少、生産年齢人口(31歳～64歳)は、37,556人から38,862人へ1,306人増加、老年人口(65歳以上)18,895人から19,864人へ969人の増加となっています。

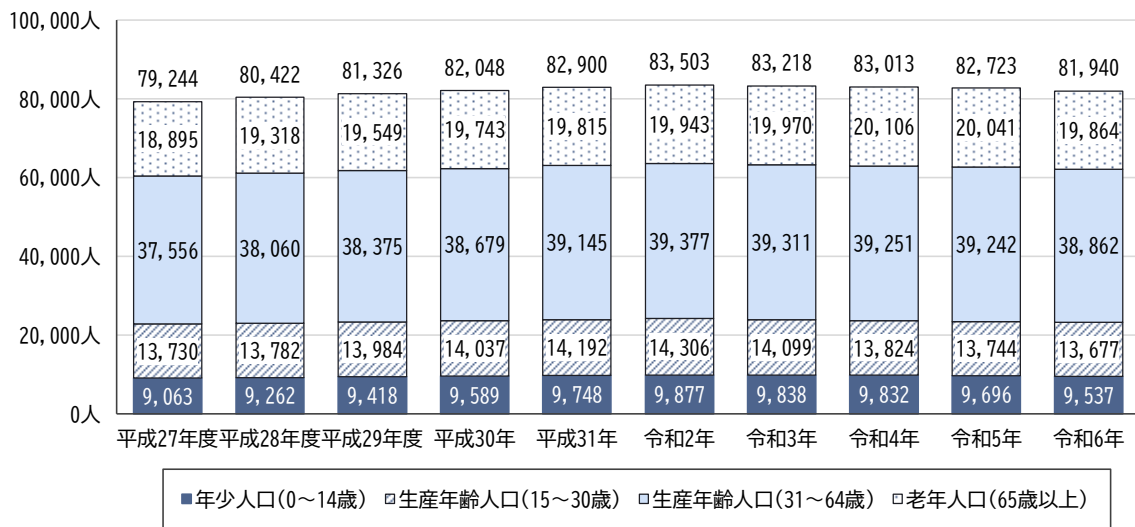
また、年齢3区分別人口を構成比で見ると、割合に大きな変化はありませんが、老年人口(65歳以上)の割合が増加し、生産年齢人口(15～30歳)の割合が減少しています。

▼人口・世帯数の推移



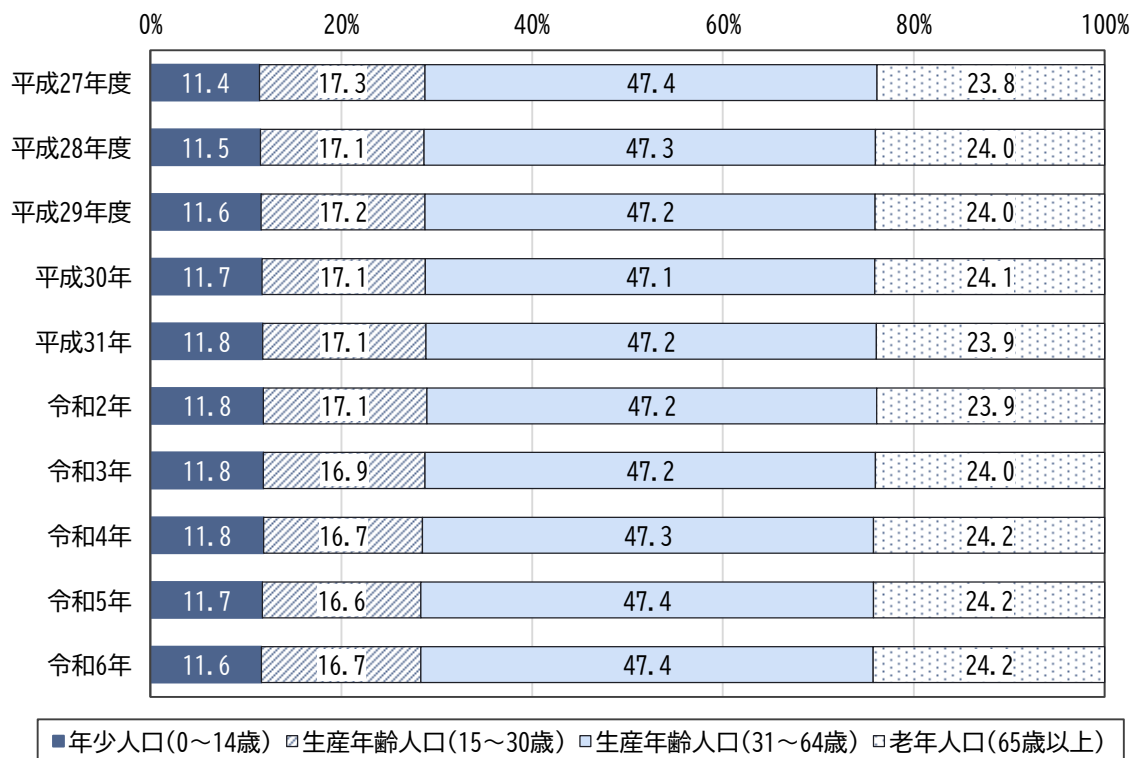
資料：住民基本台帳人口 各年4月1日現在

▼年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳人口 各年4月1日現在

▼年齢3区分別人口構成比の推移



資料：住民基本台帳人口 各年4月1日現在

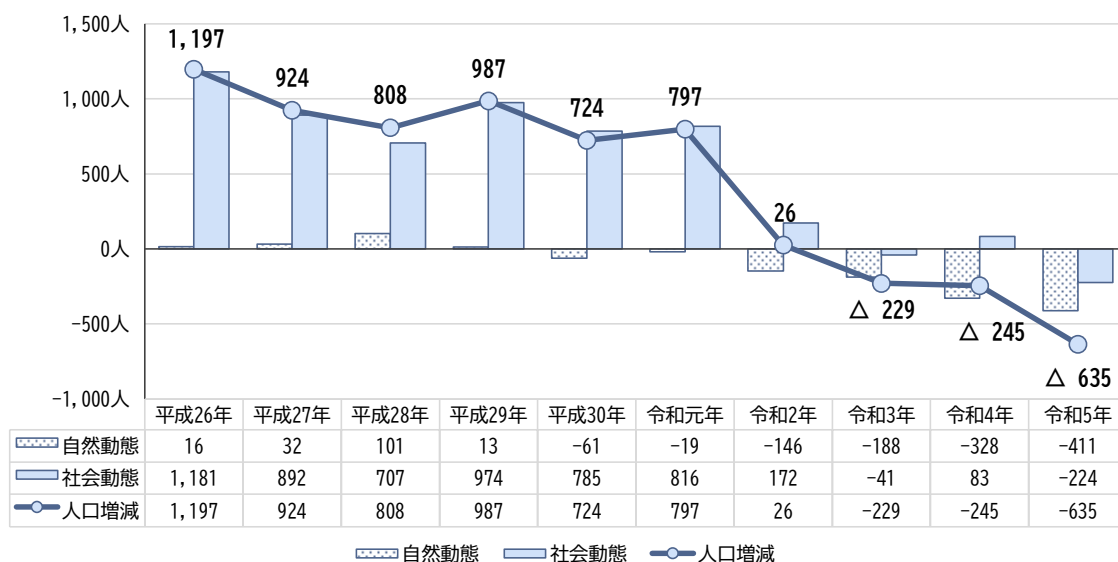
(2) 人口動態

狛江市における自然動態は、平成29年までは出生数が死亡数を上回る自然増の状態が続いていましたが、平成30年以降は出生数を死亡数が上回り令和5年では411人の自然減となっています。

また、社会動態についても、令和2年までは、転入者が転出者を上回る社会増となっていました。令和3年には転出者が転入者を上回る社会減となりました。令和4年には再び社会増に転じましたが、令和5年には社会減となり224人減となっています。

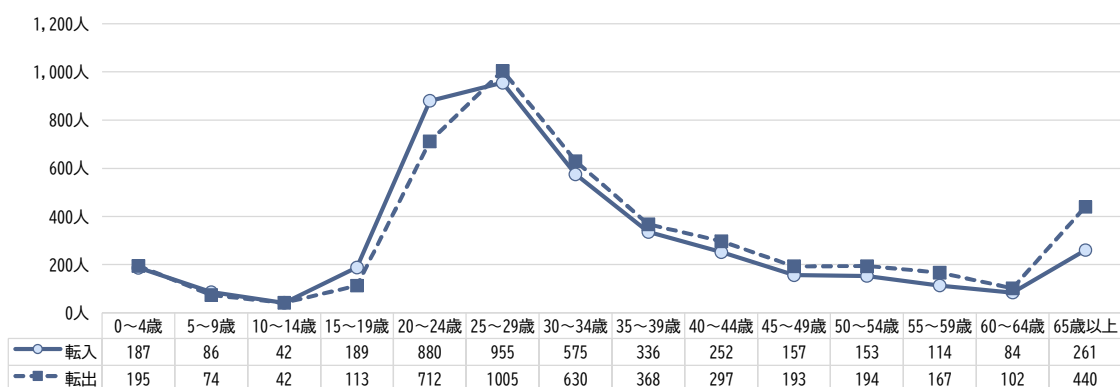
5歳階級別の令和5年の転出入は15～19歳、20～24歳で転入数が転出数より多くなっていますが、その他の年齢層では転出数が多くなっています。

▼自然動態・社会動態の推移



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日から12月31日まで）

▼5歳階級別転出入



資料：住民基本台帳人口移動報告 年報（令和5年）

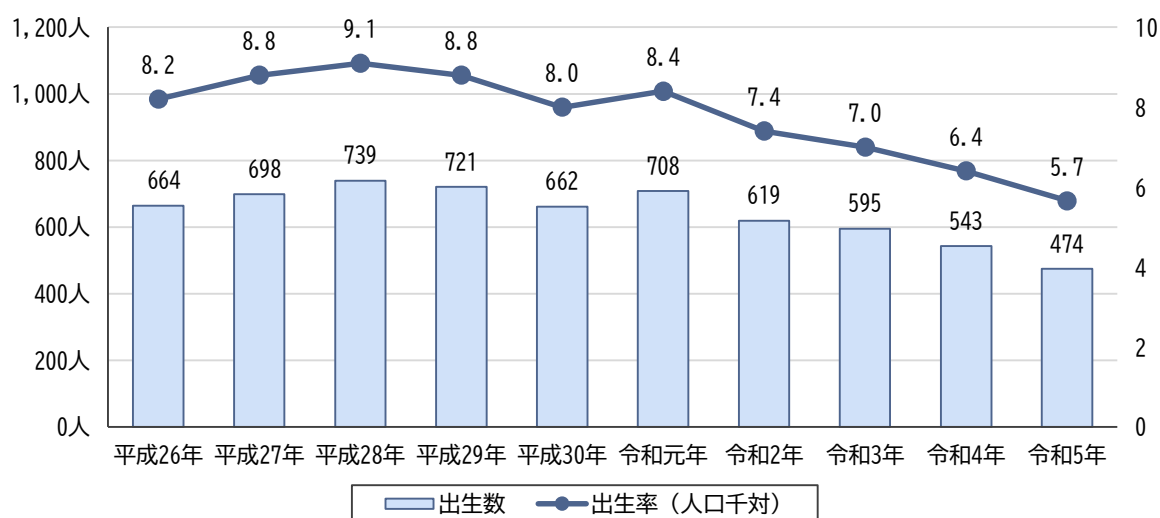
(3) 子ども人口の動態

狛江市の出生数は、平成28年の739人までは増加傾向で推移していましたが、平成29年以降減少傾向となり、令和5年は474人となっています。

出生率（人口1,000人あたりの出生数）は平成28年に9.1でしたが、令和5年には5.7に下降しています。また、合計特殊出生率についてもほぼ同様の傾向となっており、令和5年の狛江市の合計特殊出生率は0.94となっています。

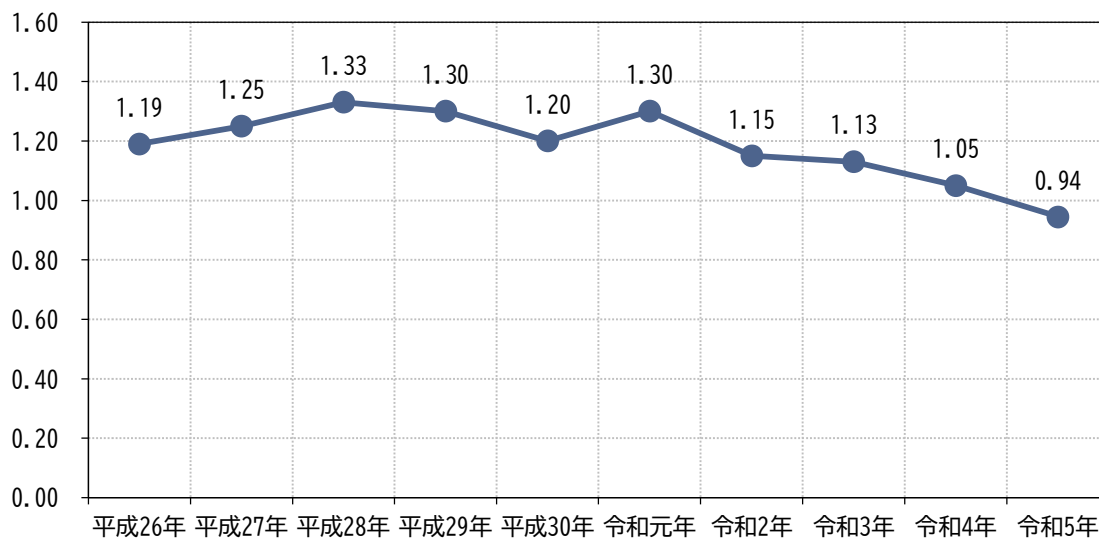
母親の年齢階級別出生数は、30～34歳で最も多くなっており、令和元年以降は同様の傾向となっています。しかし、出生数は令和元年以降年々少なくなる傾向にあります。

▼出生数・出生率の推移



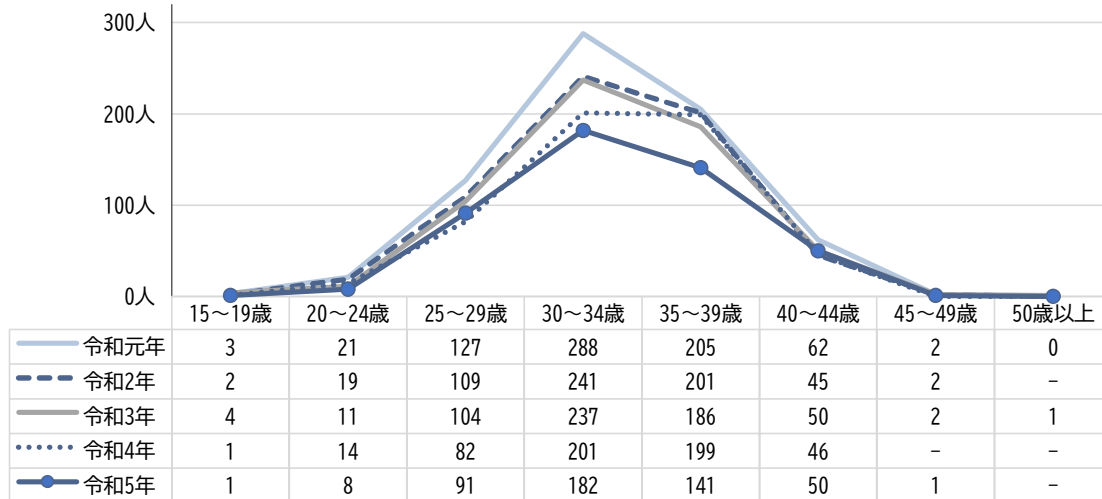
資料：東京都人口動態統計

▼合計特殊出生率の推移



資料：東京都人口動態統計

▼母親の年齢階級別出生数



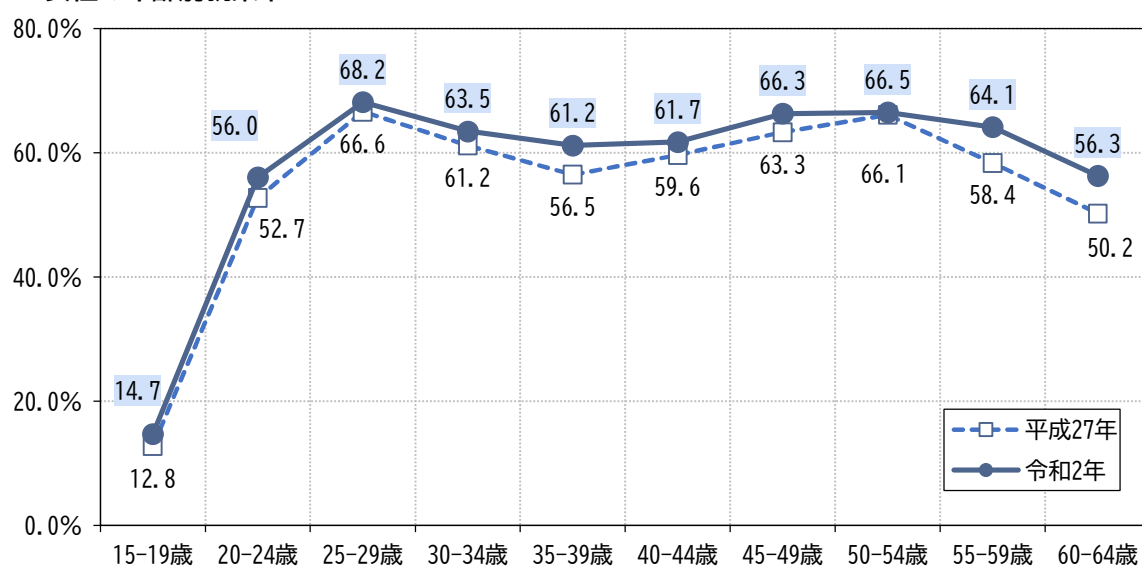
資料：東京都人口動態統計

(4) 就業率

女性の年齢別就業率は、結婚・出産期にあたる30歳代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字曲線を描いています。平成27年と比較して令和2年ではM字曲線がやや緩やかになっていますが、20歳代で働いていた女性が30歳代で仕事を離れる傾向は続いていることがうかがえます。また、すべての年齢層で就業率が上昇しています。男性の年齢別就業率は、平成27年と令和2年を比較すると25-29歳～55-59歳で減少しています。

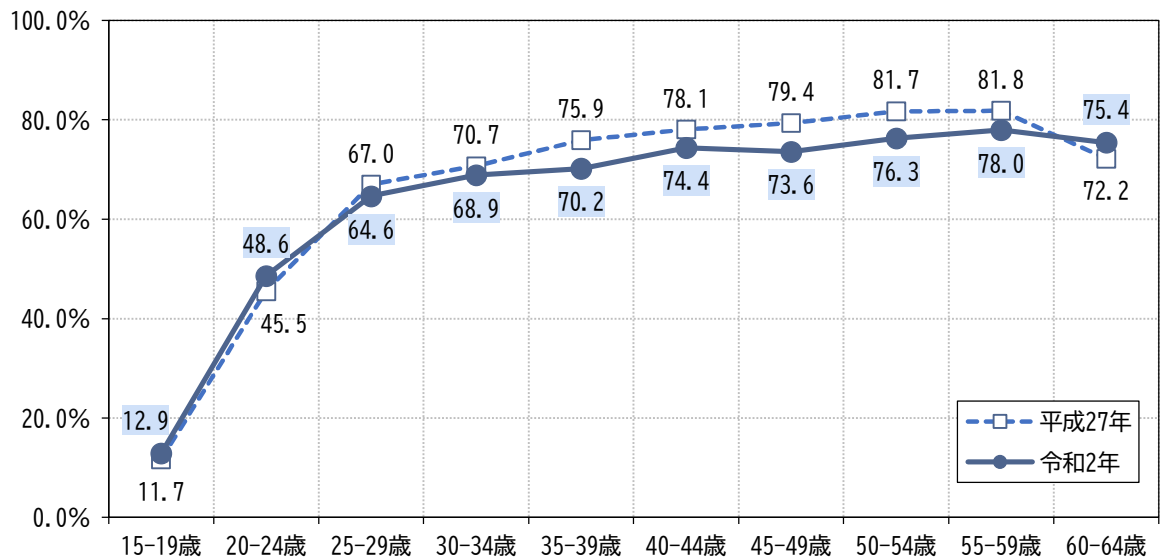
また、令和2年の女性の有配偶の就業率でもわずかですが30歳代で低下しています。

▼女性の年齢別就業率



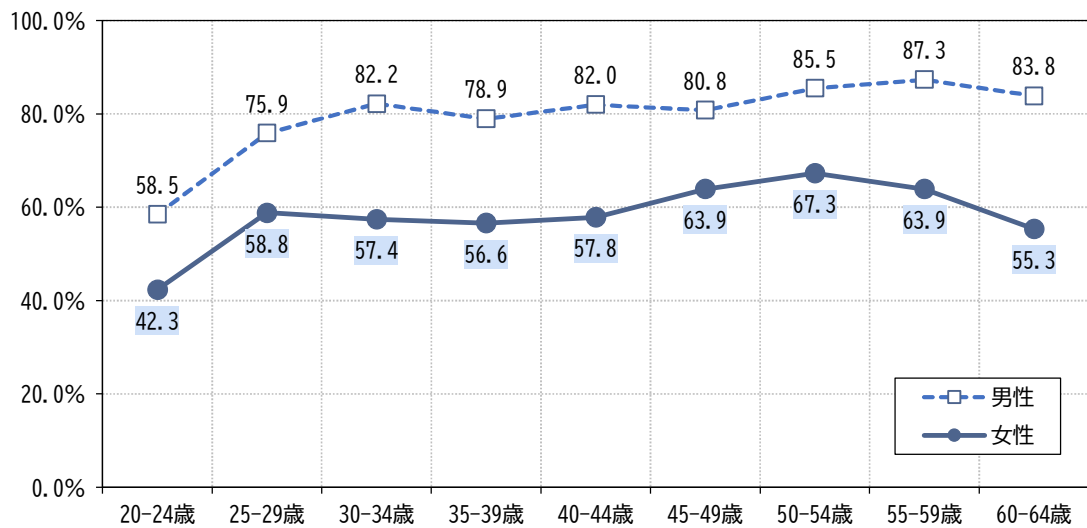
資料：国勢調査

▼男性の年齢別就業率



資料：国勢調査

▼有配偶の年齢別就業率



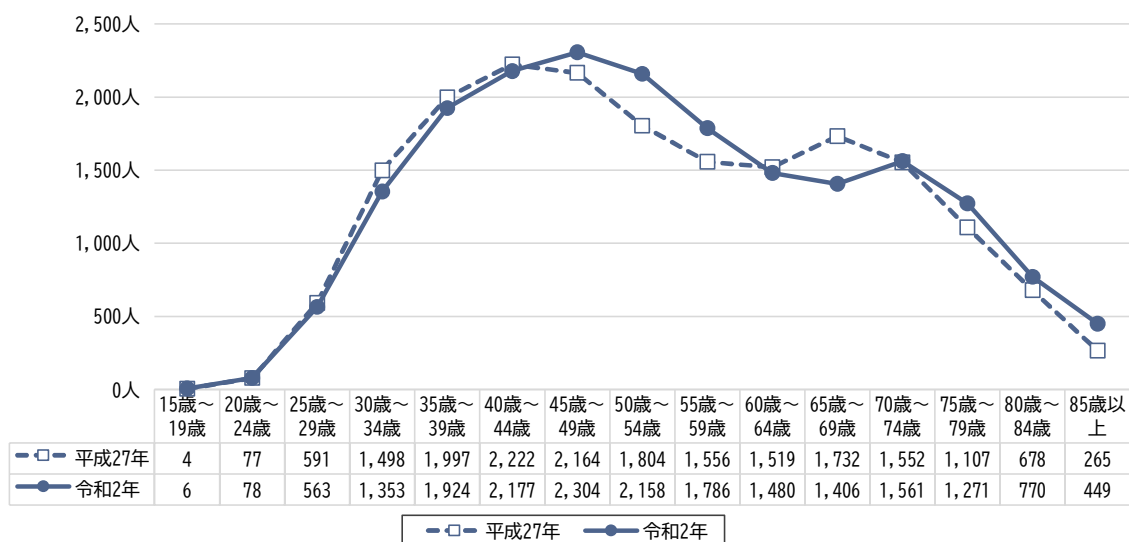
資料：令和2年国勢調査

(5) 婚姻の状況

①有配偶数

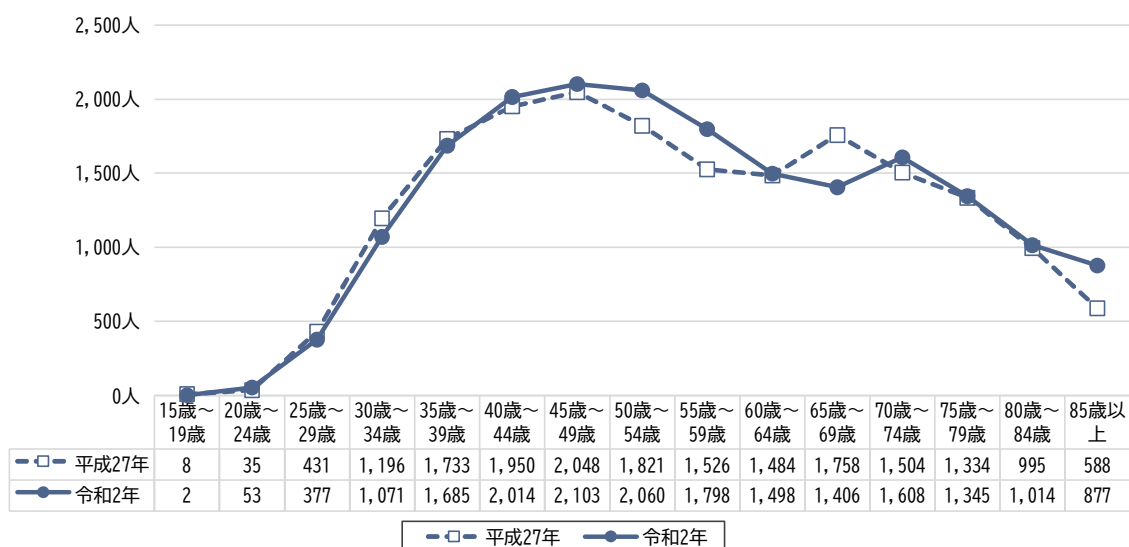
25歳から39歳までの年齢層で有配偶数の推移をみると、平成27年に比べ令和2年では男女ともに下降の傾向となっています。

▼女性の有配偶数



資料：国勢調査

▼男性の有配偶数

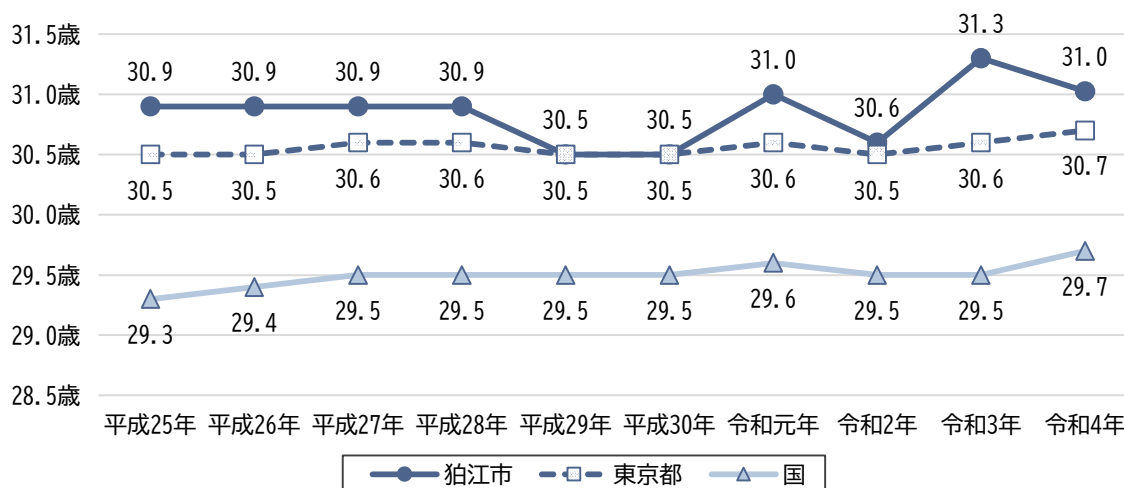


資料：国勢調査

②平均初婚年齢

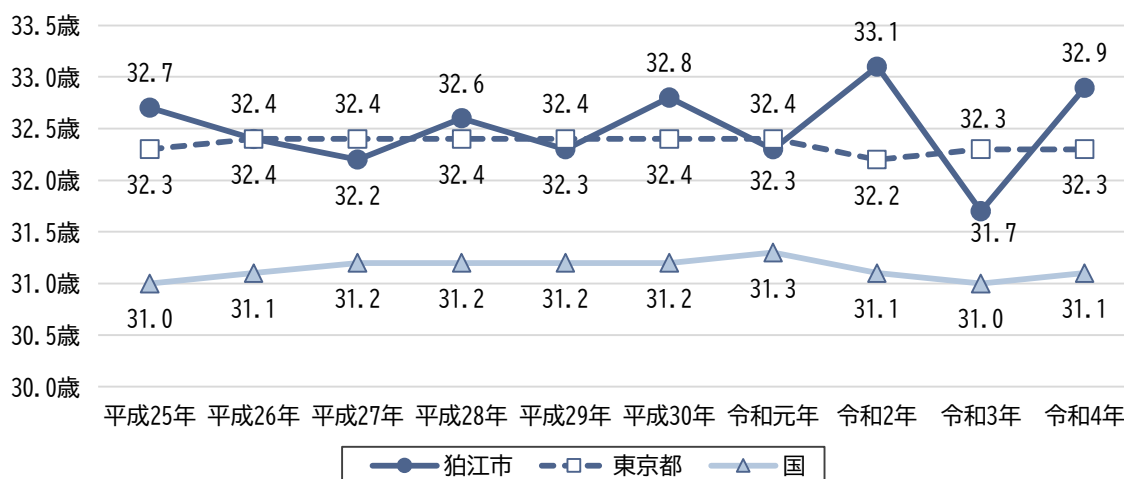
狛江市の平成25年以降の平均初婚年齢は妻、夫ともに東京都と比べておおむね高い傾向で推移していますが、令和4年の平均初婚年齢は、妻31.0歳、夫32.9歳となっています。

▼妻の平均初婚年齢



資料：東京都統計 人口動態統計

▼夫の平均初婚年齢

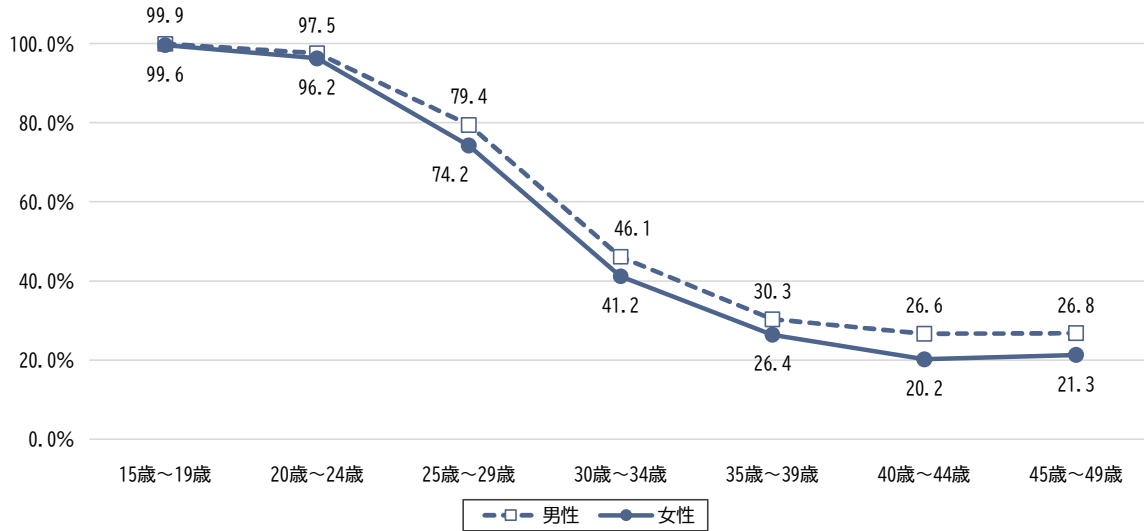


資料：東京都統計 人口動態統計

③未婚率

狛江市の15歳から49歳までの未婚率をみると、いずれの年齢層も男性で高く、特に25歳から34歳では女性と比べ5ポイントほど男性の未婚率が高くなっています。

▼未婚率



資料：令和2年国勢調査

(6) 教育・保育施設及び学童クラブの定員

①幼稚園 (令和6年4月1日現在)

(単位：人)

施設名	満3歳児 (2歳児)	3歳児	4歳児	5歳児	合計
狛江こだま幼稚園	20	120	140	140	420
狛江みずほ幼稚園	10	120	135	155	420
子鹿幼稚園	-	25	35	60	120
パイオニアキッズ西野川園(幼稚園枠)	-	5	5	5	15
合計	30	270	315	360	975

②認可保育所 (令和6年4月1日現在)

(単位：人)

	施設名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
市立	藤塚保育園	3	13	18	20	22	22	98
	駒井保育園	6	18	20	23	24	24	115
	駄倉保育園	12	18	21	23	25	25	124
	三島保育園	6	13	20	21	24	24	108
	小計	27	62	79	87	95	95	445
私立	多摩川保育園※1	6(12)	7(15)	10(18)	13(25)	13(25)	13(25)	62(120)
	狛江保育園	9	12	15	18	18	18	90
	狛江子どもの家	9	12	13	13	-	-	47
	虹のひかり保育園	12	18	20	20	20	20	110
	ぎんきょう保育園	5	13	13	13	13	13	70
	東野川保育園みんなの家	3	9	10	12	13	13	60
	ベネッセ狛江南保育園	6	10	12	12	12	12	64
	めぐみの森保育園	9	15	24	24	24	24	120
	いずみ保育園	12	15	17	20	28	28	120
	グローバルキッズ狛江園	6	15	18	20	20	20	99
	アスク岩戸北保育園	6	18	18	18	18	18	96
	狛江ちとせ保育園	12	15	15	16	16	16	90
	駒井町みんなの家	6	6	6	24	24	24	90
	いずみの森保育園	6	16	18	20	20	20	100
	木下の保育園 元和泉	9	15	16	23	23	23	109
	木下の保育園 岩戸北	10	20	20	20	20	20	110
小計	126	216	245	286	282	282	1,437	
合計	153	278	324	373	377	377	1,882	

※1：多摩川保育園の()内は調布市と狛江市の合計

■認可保育所の待機児童の状況（各年度4月1日現在）

(単位：人)

		総数 (継続入所 含む)	内 訳				
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上
令和2年度	4月1日入所申込児童数	2,130	214	417	409	393	697
	旧定義の入所待機児童数	177	42	87	35	6	7
	新定義の入所待機児童数	49	5	29	14	1	0
令和3年度	4月1日入所申込児童数	2,157	203	415	402	402	735
	旧定義の入所待機児童数	164	42	82	25	11	4
	新定義の入所待機児童数	31	2	19	7	3	0
令和4年度	4月1日入所申込児童数	2,140	186	399	411	376	768
	旧定義の入所待機児童数	117	25	62	29	1	0
	新定義の入所待機児童数	18	2	3	13	0	0
令和5年度	4月1日入所申込児童数	2,114	157	392	414	391	760
	旧定義の入所待機児童数	117	17	62	34	3	1
	新定義の入所待機児童数	18	1	6	11	0	0
令和6年度	4月1日入所申込児童数	2,068	123	378	409	381	777
	旧定義の入所待機児童数	116	16	63	28	4	5
	新定義の入所待機児童数	12	0	4	7	1	0

※旧定義の入所待機児童数⇒申込人数－認可保育所の入所人数

※新定義の入所待機児童数⇒旧定義の待機児童数－国が定める定義に該当するもの（認証・認可外保育室・家庭福祉員等で保育を受けている者や保護者の私的な理由により特定の保育所を希望し待機している者、求職活動を休止している者等）

③認定こども園（令和6年4月1日現在）

(単位：人)

施設名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
パイオニアキッズ西野川園	9	15	18	25	25	25	117

※3～5歳児については、1号認定（幼稚園枠）を含む

④小規模保育事業（地域型保育事業）（令和6年4月1日現在）

（単位：人）

施設名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
さつき家庭保育室	—	8	—	—	—	—	8
一の橋赤ちゃんの家	2	8	9	—	—	—	19
フレンドキッズランドこまえ	—	9	10	—	—	—	19
狛江すずらん保育園	3	8	8	—	—	—	19
合計	5	33	27	0	0	0	65

⑤事業所内保育事業（地域型保育事業）（令和6年4月1日現在）

（単位：人）

施設名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
ヤクルト狛江あいあい保育園	—(3)	5(8)	5(8)	—	—	—	10(19)

※（ ）内は地域型保育事業の定員と従業員利用の定員の合計

⑥認証保育所（令和6年4月1日現在）

（単位：人）

施設名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
一の橋こどもの家	3	7	10	7	9	—	36
木下の保育園 和泉多摩川	3	18	—	—	—	—	21
木下の保育園 狛江	6	18	—	—	—	—	24
合計	12	53	—	7	9	—	81

⑦家庭福祉員（令和6年4月1日現在）

（単位：人）

施設名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
家庭福祉員 2名	—	6	—	—	—	—	6

⑧学童クラブ (令和6年4月1日現在)

(単位：人)

	施設名	定員
学童保育所	上和泉学童保育所	50
	猪方学童保育所	50
	松原学童保育所	50
	東野川学童保育所	50
	駒井学童保育所	50
小学生クラブ	岩戸小学生クラブ	80
	和泉小学生クラブ	60
	こまっこ小学生クラブ	40
	寺前小学生クラブ	80
放課後クラブ	第一小学校放課後クラブ	80
	第三小学校放課後クラブ	40
	第五小学校放課後クラブ	80
	第六小学校放課後クラブ	50
	緑野小学校放課後クラブ	50
	和泉小学校放課後クラブ	70
こどもクラブ	西野川こどもクラブ	40
	猪方みんなの家こどもクラブ	40
合 計		960

■学童クラブの待機児童の状況

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
待機児童数	96	13	151	124	162

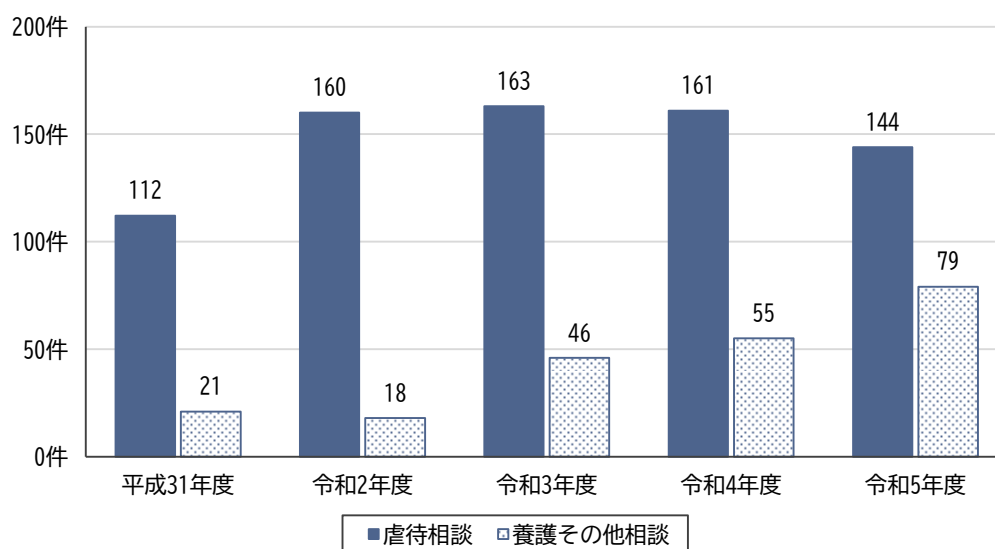
(7) 児童相談受案件数

児童相談受案件数は、平成 31 年度の 133 件から令和 5 年度では 233 件となり、増加傾向が続いています。

虐待相談件数をみると、平成 31 年度から令和 3 年度まで増加傾向が続き、令和 4 年度以降は減少傾向にありますが、令和 5 年度では 144 件となっています。

養護その他相談についても、平成 31 年度以降増加傾向が続き、令和 5 年度では 79 件となっています。

▼児童相談受案件数



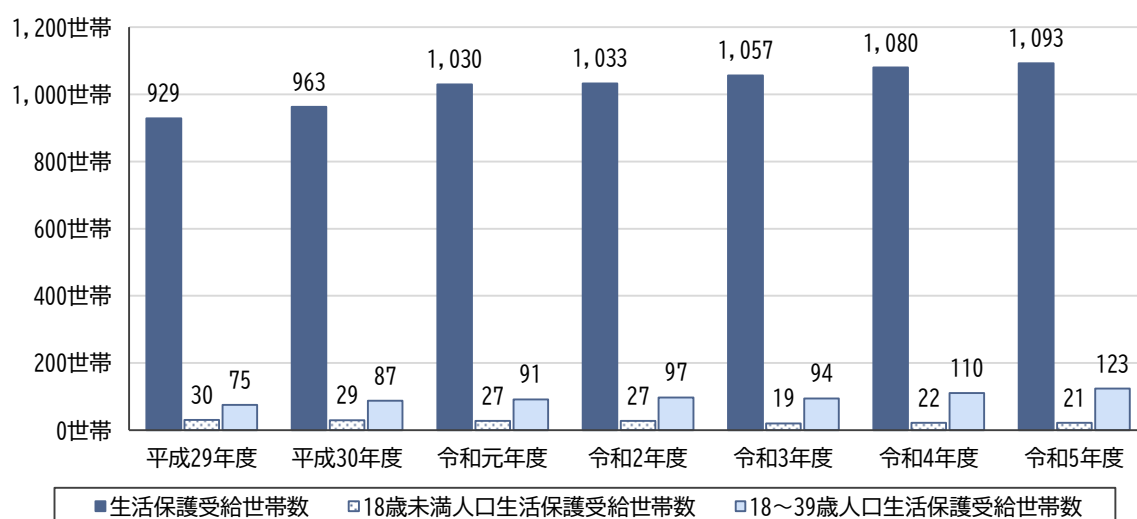
(8) 生活保護・児童扶養手当・就学援助受給者数

生活保護受給世帯数は年々増加が続いており、平成29年度の929世帯から令和5年度の1,093世帯へと増加しています。一方、18歳未満人口生活保護受給世帯数は、やや減少傾向となっています。

児童扶養手当受給者数は、平成29年度から令和5年度にかけて、おおむね減少傾向で推移しており、令和5年度では246人となっています。

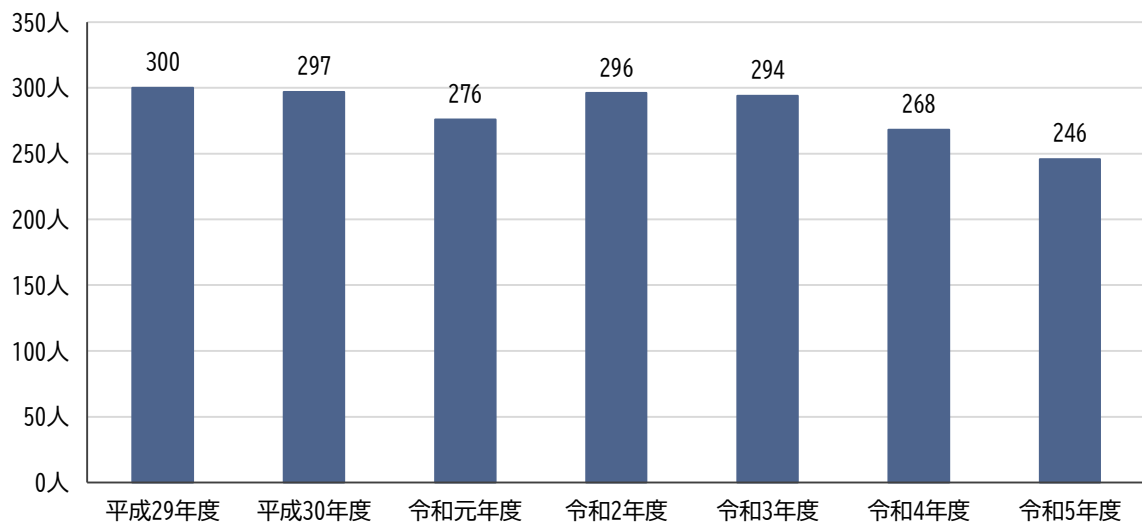
また、就学援助認定者数について、小学生の就学援助認定者数は、平成29年度以降増加傾向となっています。中学生の就学援助認定者数は、平成29年度以降、減少傾向となっています。

▼生活保護受給世帯数



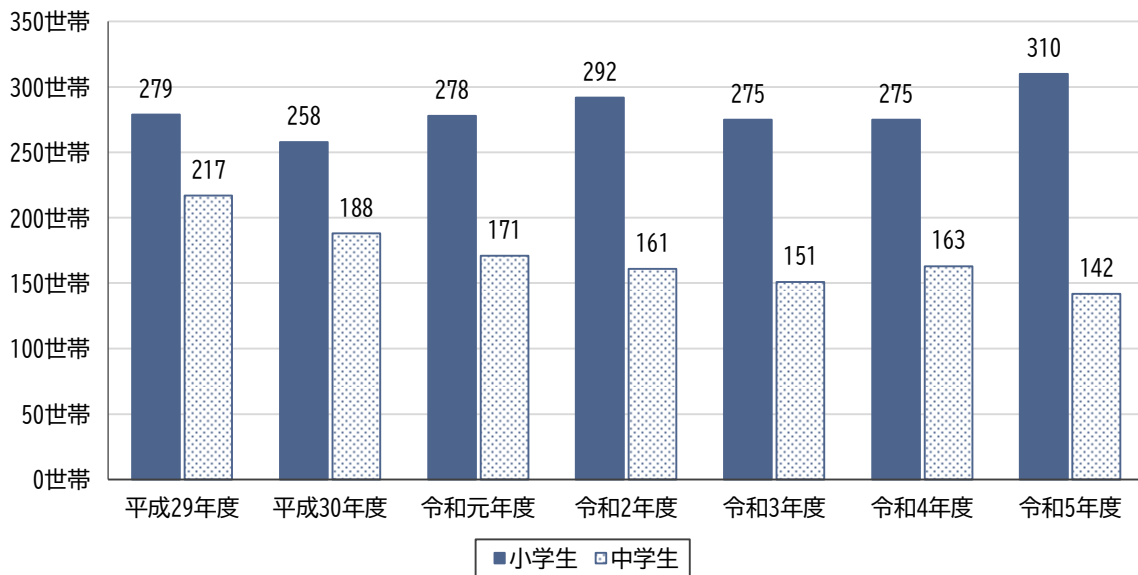
資料：狛江市

▼児童扶養手当受給者数



資料：狛江市

▼就学援助認定者数



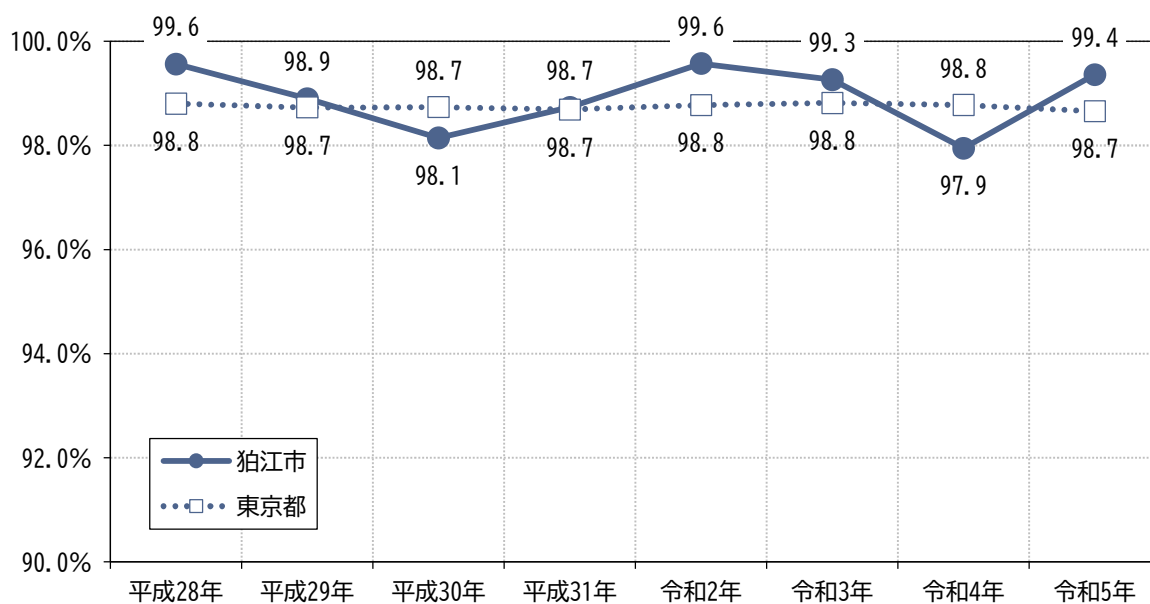
資料：狛江市

(9) 進学状況

狛江市の中学卒業後の高等学校等進学率を東京都と比較すると、平成30年、令和4年で下回ったほかは狛江市が上回っており、令和5年には0.7ポイント上回っています。

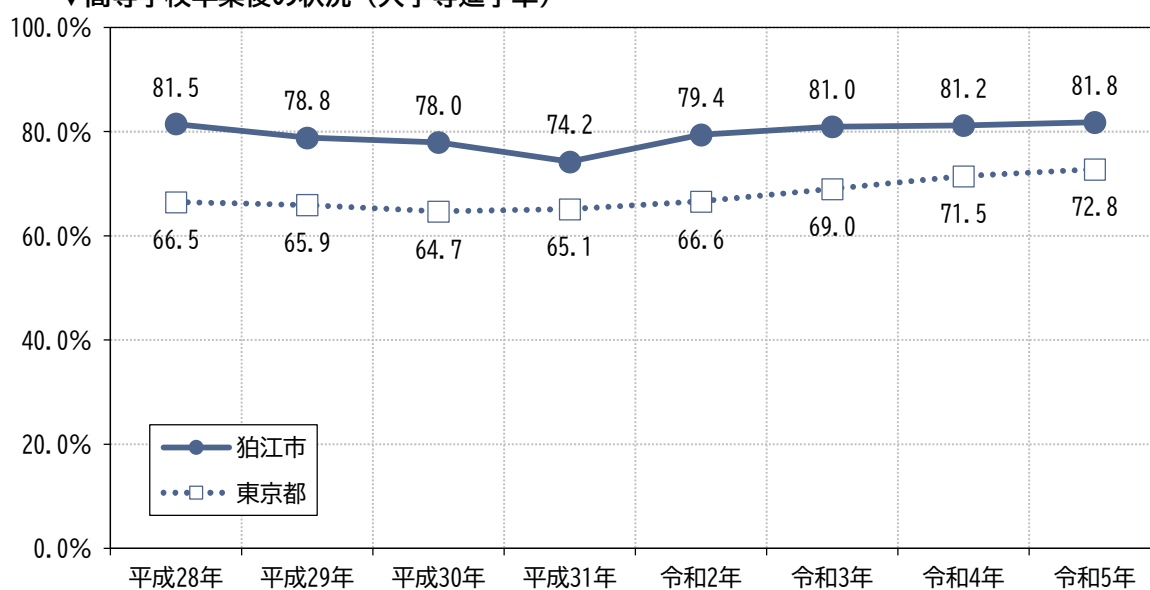
高等学校卒業後の大学等進学率は、平成28年以降8割前後で推移しており、東京都との比較では、平成28年以降狛江市が上回っています。

▼中学卒業後の状況（高等学校等進学率）



資料：学校基本調査

▼高等学校卒業後の状況（大学等進学率）



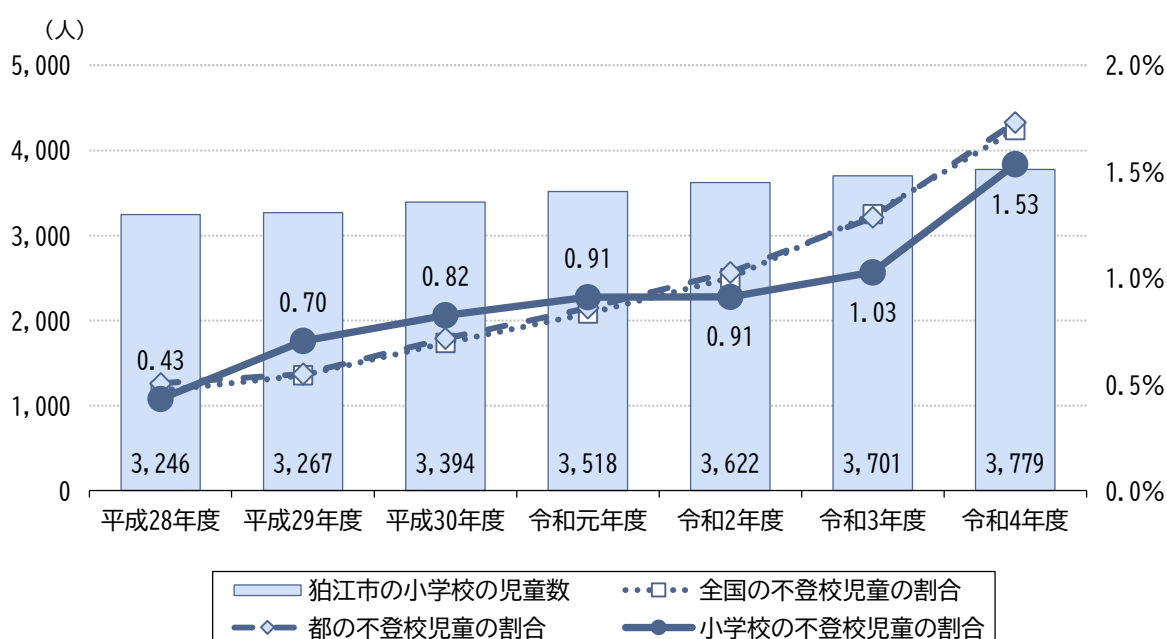
資料：学校基本調査

(10) 不登校児童・生徒数

①小学校における不登校児童

市内小学校の全児童に占める不登校児童の割合は、平成28年度以降増加傾向で推移しており、令和4年度の不登校児童の割合は1.53%と約65人に1人が不登校となっています。また、東京都及び全国との比較をみると、平成29年度から令和元年度まで狛江市の不登校児童の割合が東京都及び全国を上回っていましたが、令和2年度以降は東京都及び全国を下回っています。

▼市内小学校における不登校児童割合の推移



資料：市 狛江市教育委員会

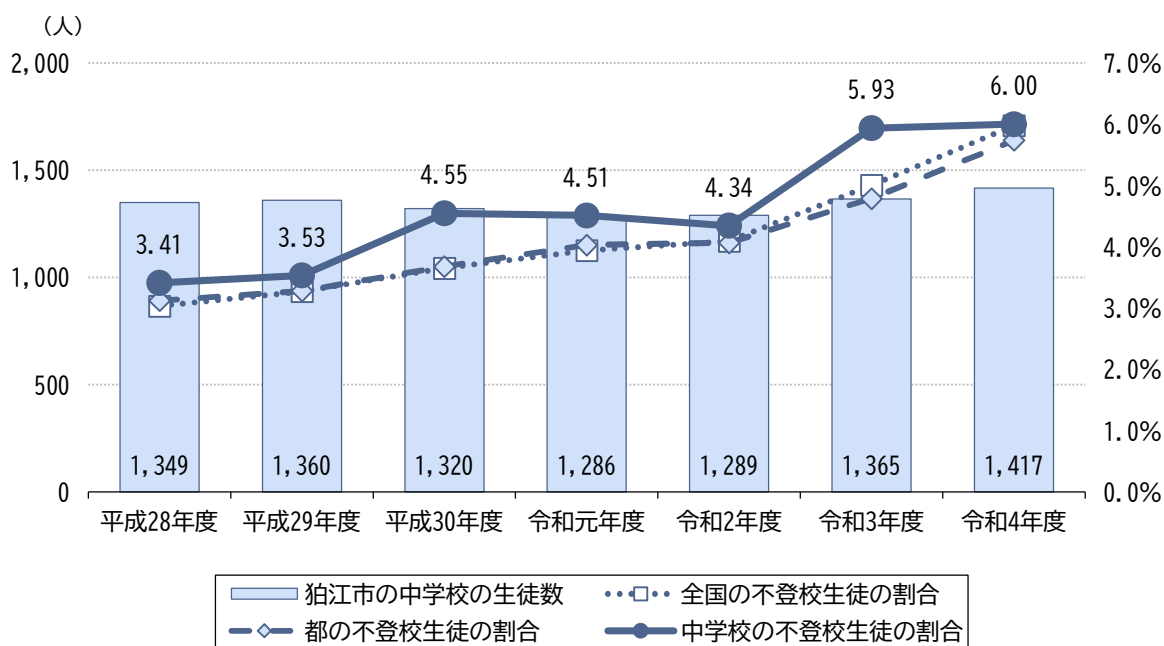
都・全国 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

②中学校における不登校生徒

市内中学校の全生徒に占める不登校生徒の割合は、平成28年度以降増加傾向にあり、令和4年度の不登校生徒の割合は6.00%と約17人に1人が不登校となっています。

また、東京都及び全国との比較をみると、狛江市の不登校生徒の割合は、平成28年度以降東京都及び全国を上回って推移しています。

▼市内中学校における不登校生徒割合の推移



資料：市 狛江市教育委員会

都・全国 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

3 子ども・若者支援に関する市民ニーズ

(1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

調査概要

①調査の目的

現在子育て中の家庭の生活や子育てに関するご意見、ご要望をうかがい、子ども・若者の支援に役立てるとともに、令和7年度からの「本計画」での取組等を検討するための基礎資料として実施したものです。

②調査の方法

- 調査対象：市内在住の小学校就学前のお子さんがある世帯の方 1,000 人及び小学生のお子さんがある世帯の方 1,000 人
- 抽出方法：住民基本台帳（令和6年1月1日現在）より無作為抽出
- 調査期間：令和6年2月19日（月）から3月4日（月）まで
- 調査方法：郵送による配布・回収及びWEB回答を併用
- 配布・回収状況：

	配布数	有効回答数	有効回答率	うち WEB回答数	WEB回答率
就学前児童調査	1,000 票	579 票	57.9%	334 票	33.4%
小学生調査	1,000 票	554 票	55.4%	301 票	30.1%

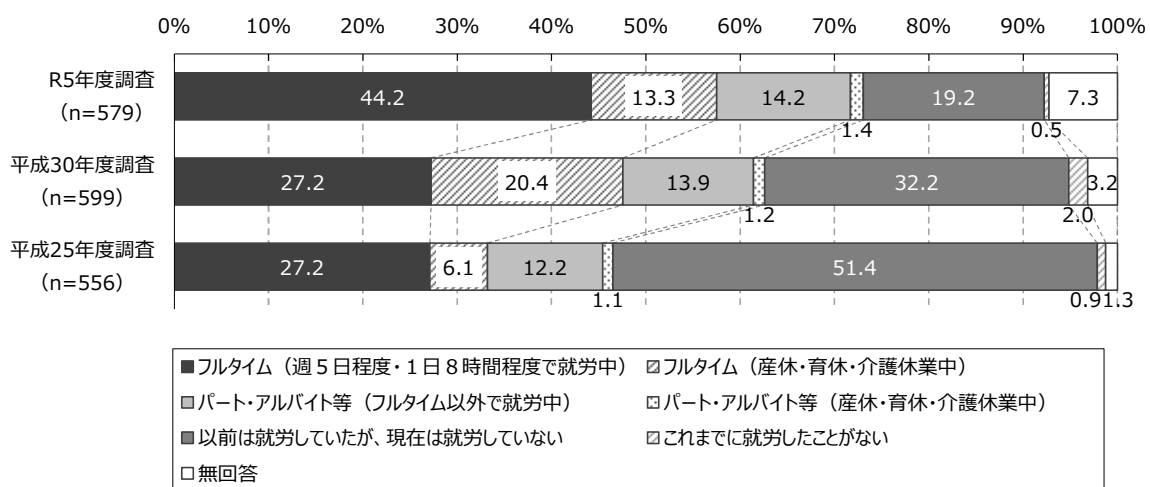
調査結果

①母親の就労状況

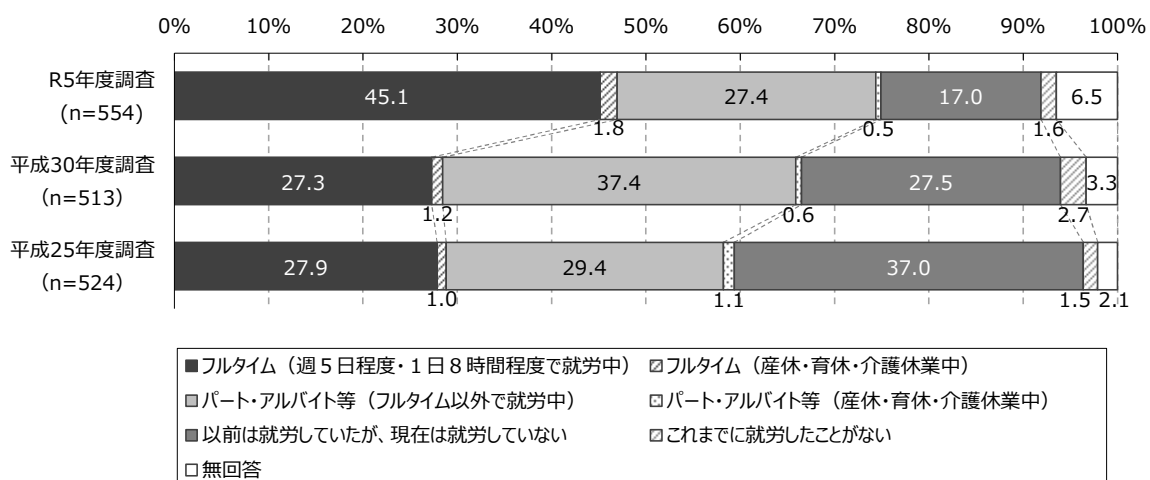
母親の就労状況について、平成30年度調査と比べると、就学前児童では「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が13ポイント減少し、「フルタイム」の割合が17ポイント増加しています。

小学生では「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が10.5ポイント、「パート・アルバイト等」の割合が10.0ポイント減少し、「フルタイム」の割合が17.8ポイント増加しています。

▼就学前児童



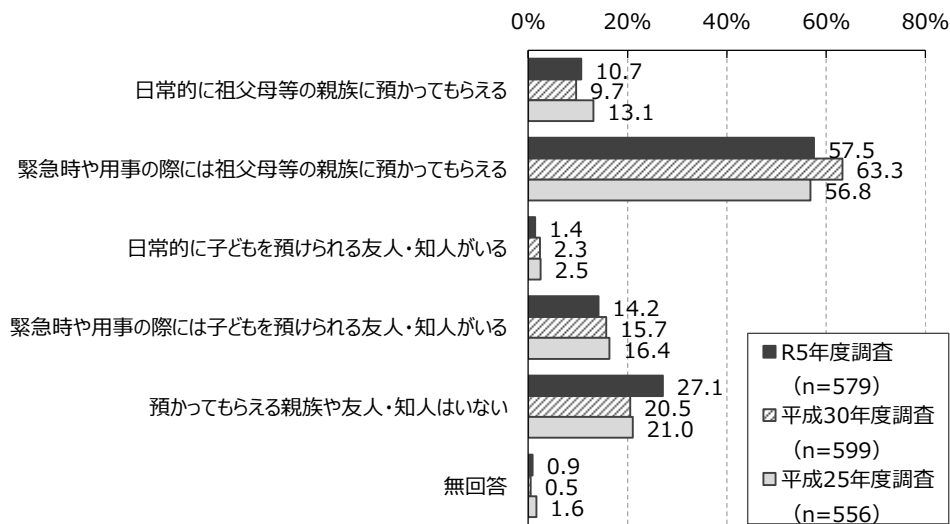
▼小学生



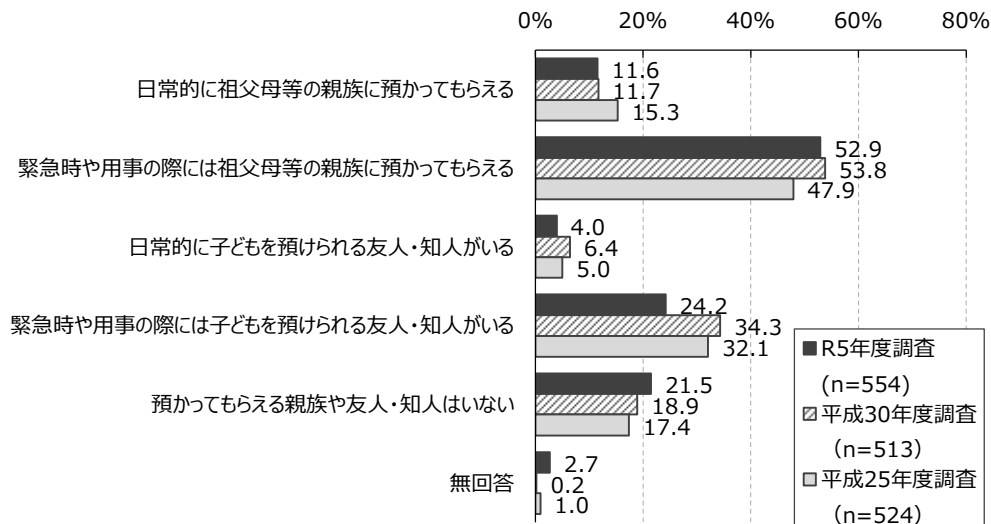
②日ごろ、子どもを預かってもらえる人の有無

日ごろ、子どもを預かってもらえる人の有無について、前回調査と比べると、就学前児童、小学生ともに「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」割合に大きな増減はありませんが、「預かってもらえる親族や友人・知人はいない」割合が増えており、特に就学前児童では平成30年度調査と比べ6.6ポイント増加しています。

▼就学前児童



▼小学生

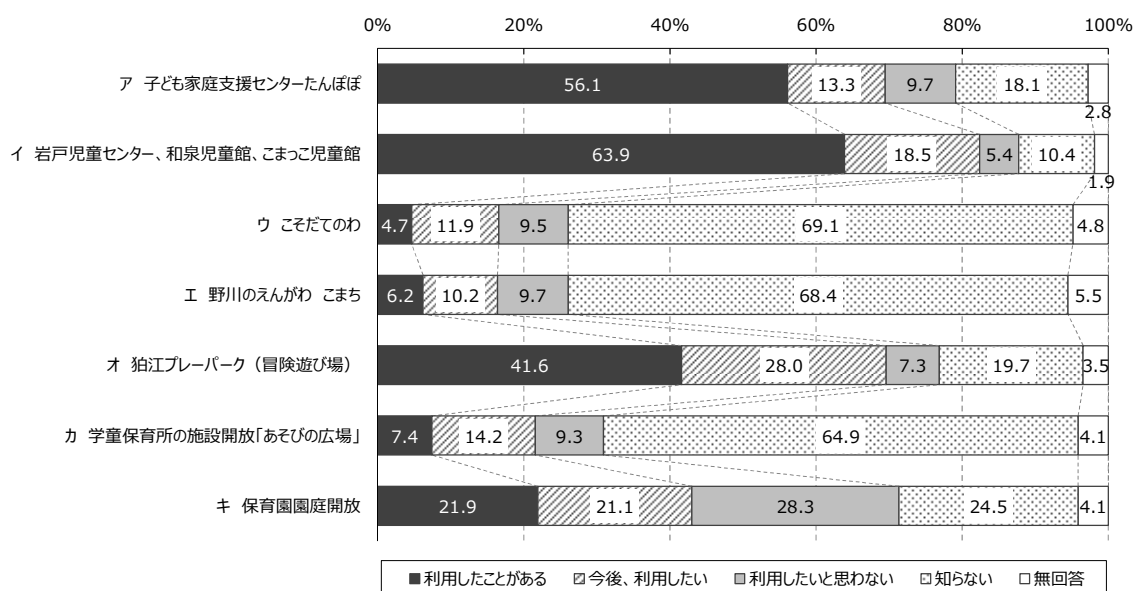


③地域子育て支援事業の利用状況と利用意向

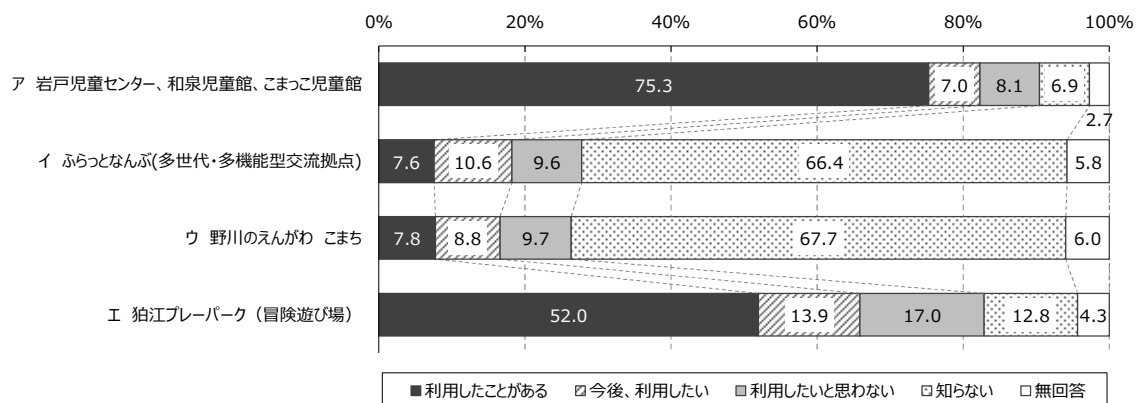
地域子育て支援事業について、就学前児童の「利用したことがある」と回答した割合が高い事業は順に、岩戸児童センター、和泉児童館、こまっこ児童館の63.9%、子ども家庭支援センターたんぼぼの56.1%、狛江プレーパーク（冒険遊び場）の41.6%となっています。一方、こそだてのわ、野川のえんがわ こまち、学童保育所の施設開放「あそびの広場」では7割弱が「知らない」と回答しています。

小学生の「利用したことがある」と回答した割合が高い事業は順に、岩戸児童センター、和泉児童館、こまっこ児童館の75.3%、狛江プレーパーク（冒険遊び場）の52.0%となっています。一方、野川のえんがわ こまち、ふらっとなんぶ(多世代・多機能型交流拠点)では7割弱が「知らない」と回答しています。

▼就学前児童 地域子育て支援事業の利用状況と利用意向



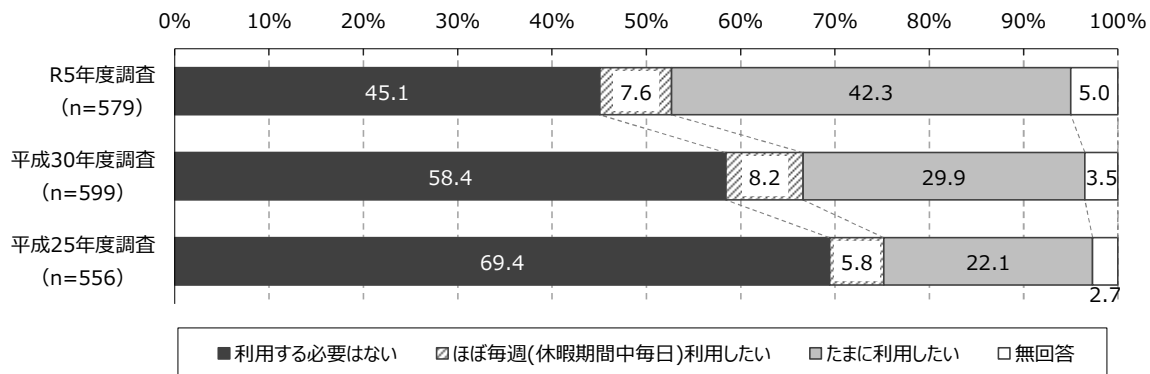
▼小学生 地域子育て支援事業の利用状況と利用意向



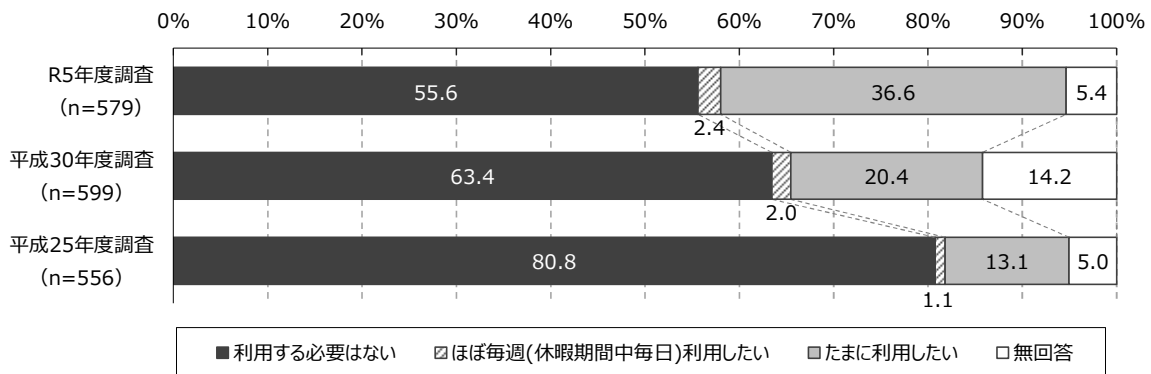
④定期的な教育・保育事業の利用希望

定期的な教育・保育事業の利用希望について、『利用したい』（「ほぼ毎週利用したい」と「たまに利用したい」の合計）は、土曜日で49.9%と半数になっており、長期休暇期間中では79.8%と約8割が回答しています。また、平成30年度調査と比較すると「たまに利用したい」割合が、土曜日は12.4ポイント、日曜日・祝日は16.2ポイント、長期休暇期間中は12.2ポイント増加しています。

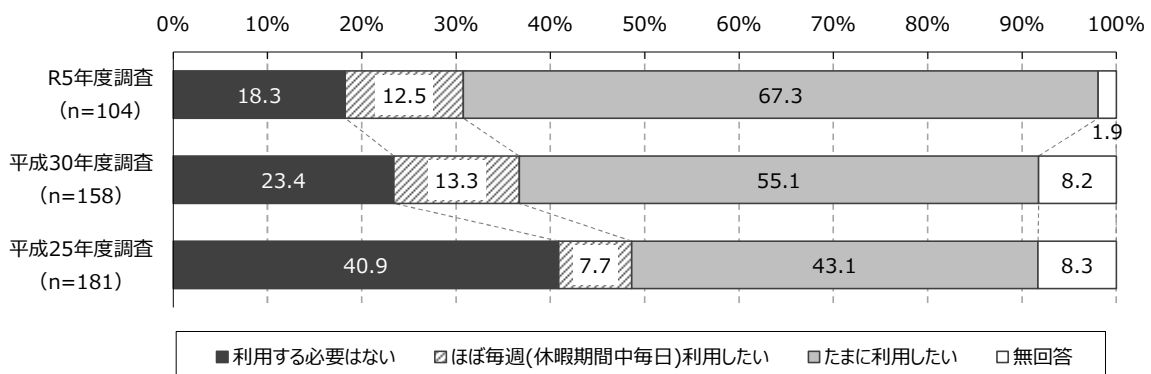
▼就学前児童 土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望



▼就学前児童 日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望



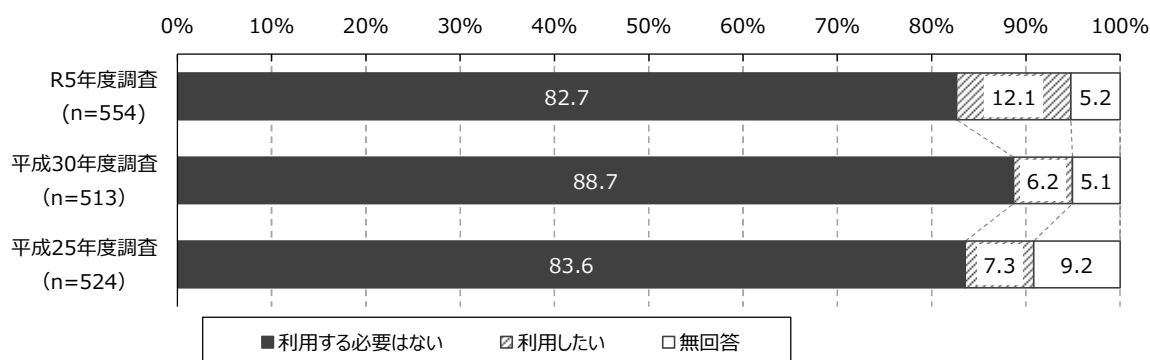
▼就学前児童 長期の休暇期間中の定期的な教育・保育事業の利用希望



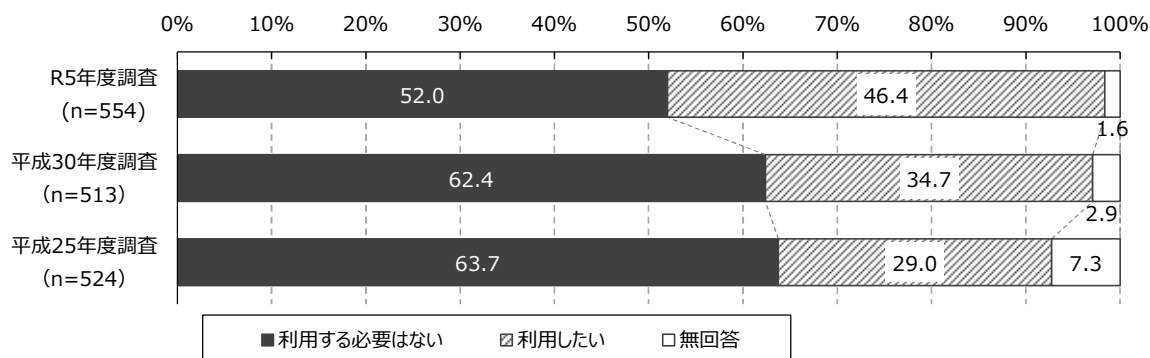
⑤学童クラブの利用意向

学童クラブの利用意向について、「利用したい」と回答した割合は、土曜日は12.1%、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中は46.4%となっています。平成30年度調査と比較すると、土曜日は5.9ポイント、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中は11.7ポイント増加しています。

▼小学生 土曜日の学童クラブの利用意向



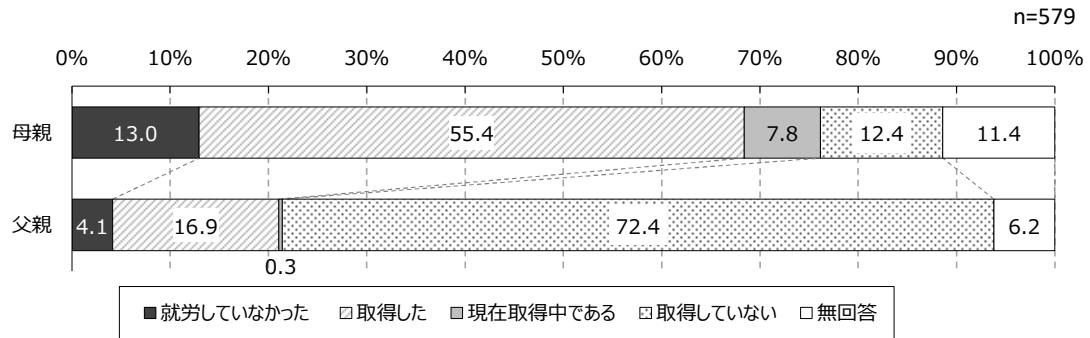
▼小学生 夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の学童クラブの利用意向



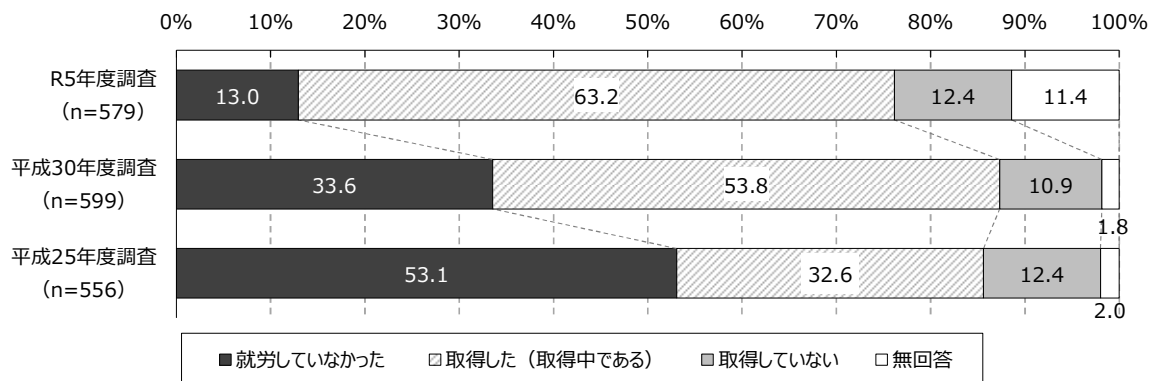
⑥育児休業の取得状況

就学前児童の育児休業の取得状況について、「取得した」と「現在取得中である」を合わせた“取得した(取得中である)”の割合は、母親が63.2%、父親が17.2%となっています。平成30年度調査と比較すると母親は9.4ポイント、父親は11.5ポイント増加しています。

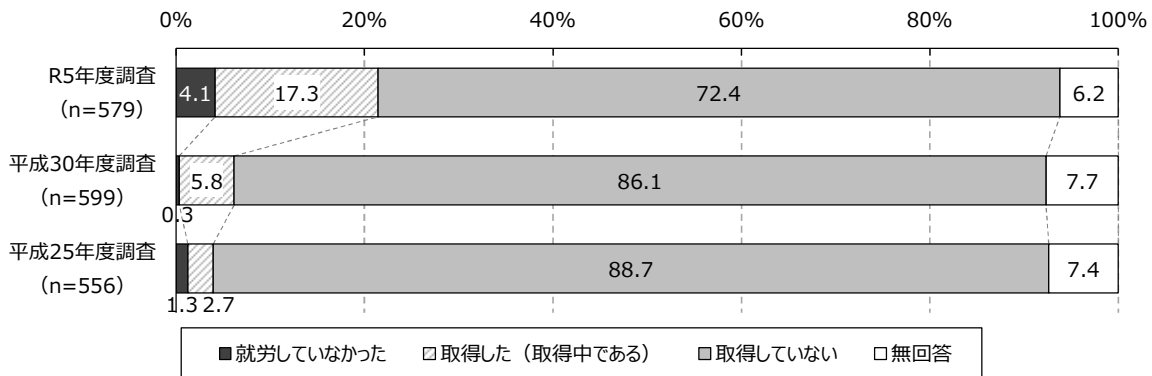
▼就学前児童 育児休業の取得状況



▼就学前児童 母親の育児休業の取得状況



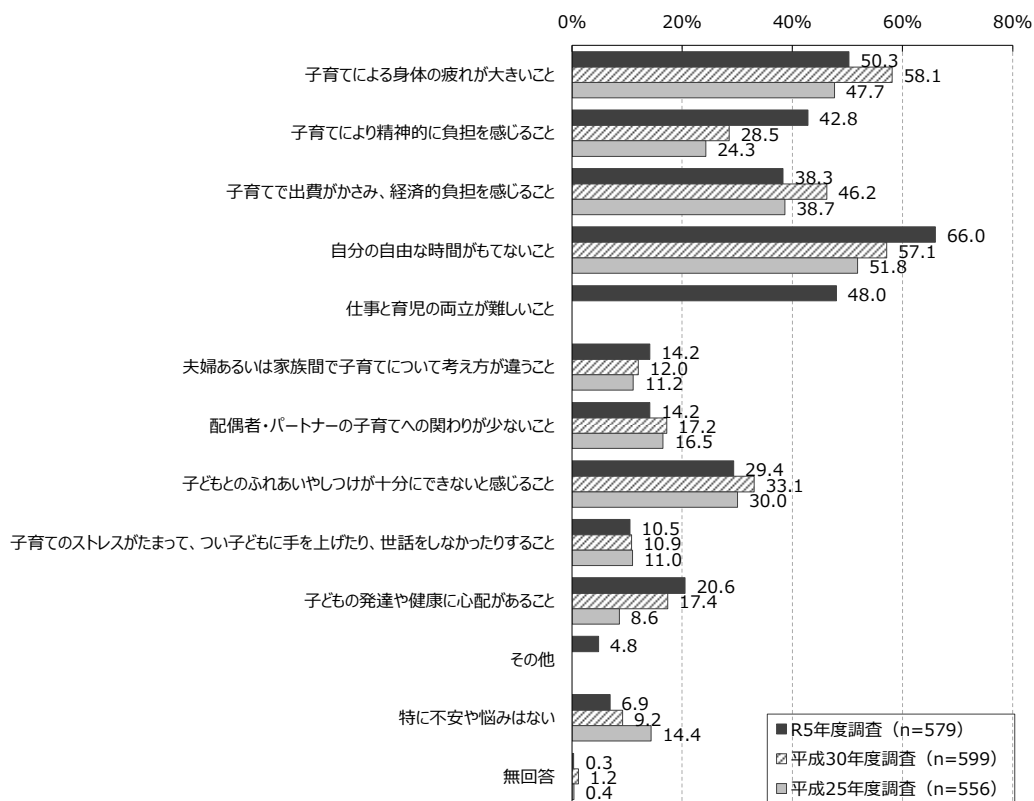
▼就学前児童 父親の育児休業の取得状況



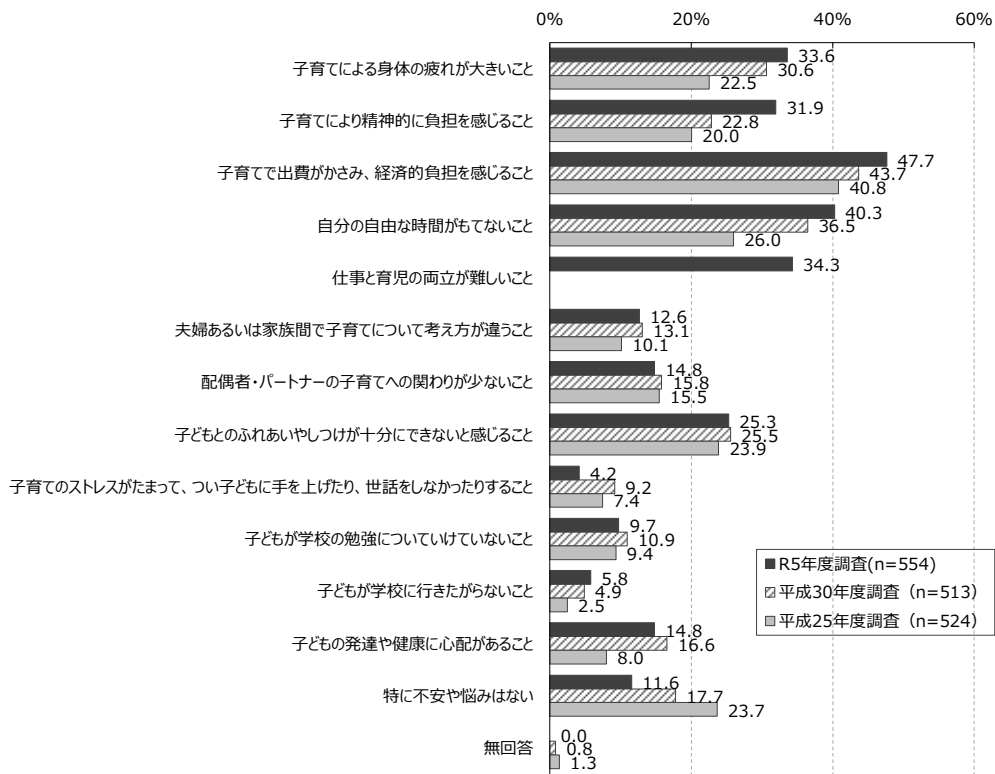
⑦子育てをする上での不安や悩み

子育てをする上での不安や悩みについて、就学前児童では、「自分の自由な時間がもてないこと」が66.0%、「子育てによる身体の疲れが大きいこと」が50.3%、小学生では、「子育てで出費がかさみ、経済的負担を感じる」ことが47.7%、「自分の自由な時間がもてないこと」が40.3%となっています。また、平成30年度調査と比較すると、就学前児童では「子育てにより精神的に負担を感じる」ことや「自分の自由な時間がもてないこと」、小学生では「子育てにより精神的に負担を感じる」ことや「子育てで出費がかさみ、経済的負担を感じる」、「自分の自由な時間がもてないこと」で増加の割合が高くなっています。

▼就学前児童



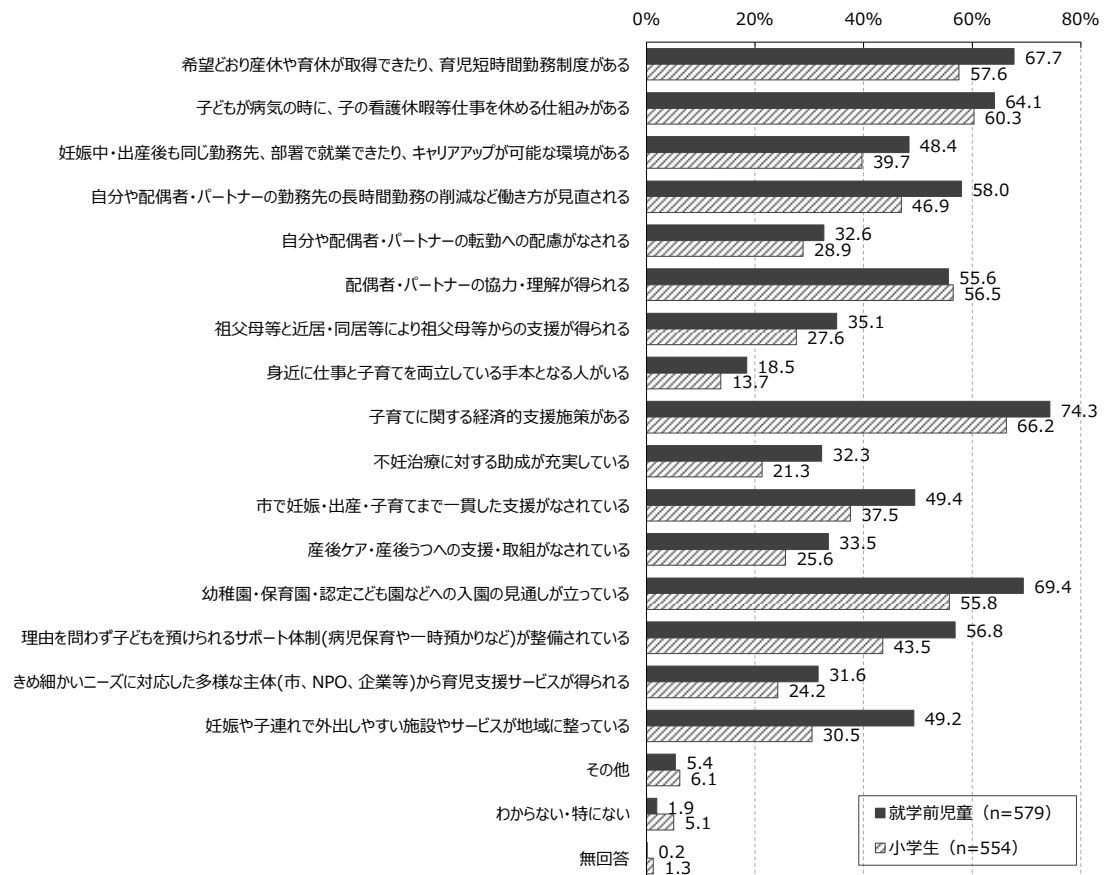
▼小学生



⑧理想の数の子どもをもてるようになるために、あればいいこと

理想の数の子どもをもてるようになるために、就学前児童、小学生ともに「子育てに関する経済的支援施策がある」の割合が最も高く、「幼稚園・保育園・認定こども園などへの入園の見通しが立っている」、「理由を問わず子どもを預けられるサポート体制（病児保育や一時預かりなど）が整備されている」、「市で妊娠・出産・子育てまで一貫した支援がなされている」など、市の支援を求める回答も多くありました。

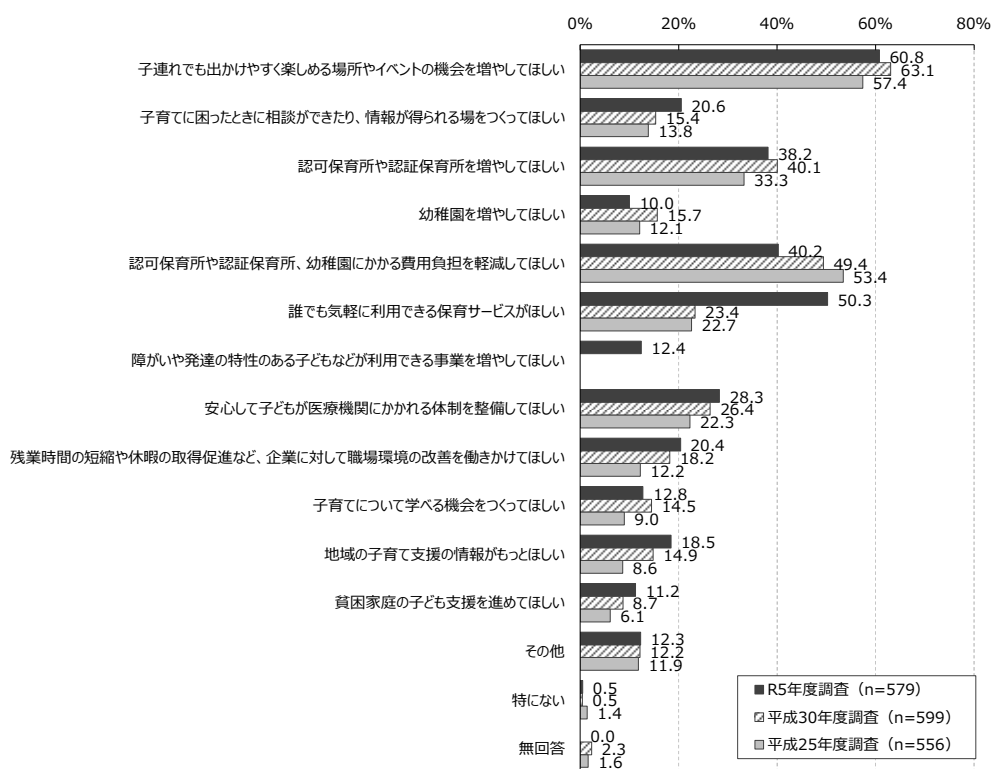
▼理想の数の子どもをもてるようになるために、あればいいこと



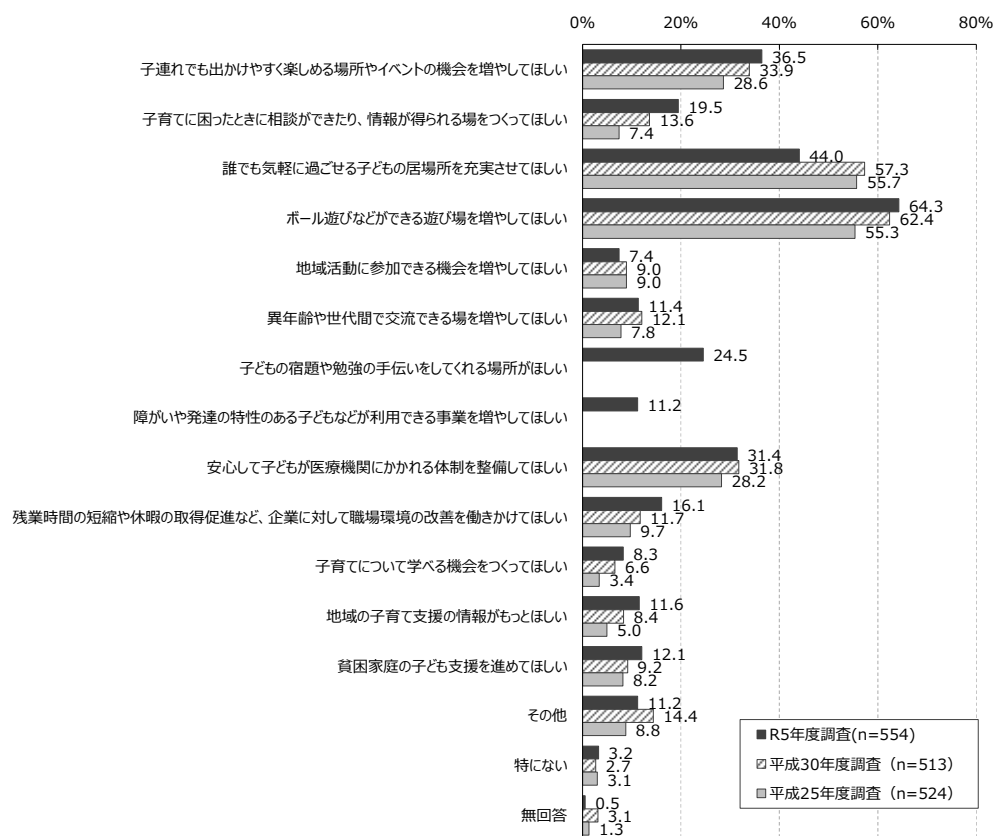
⑨市に期待する子育て支援の充実

市に期待する子育て支援の充実について、平成30年度調査と比較すると、就学前児童では「誰でも気軽に利用できる保育サービスがほしい」が大きく増加しているほか、「子育てに困ったときに相談ができたり、情報が得られる場をつくってほしい」、「地域の子育て支援の情報をもっとほしい」などが増加しています。小学生では、「誰でも気軽に過ごせる子どもの居場所を充実させてほしい」が大きく減少していますが、令和5年度調査で新たに追加された「子どもの宿題や勉強の手伝いをしてもらえる場所がほしい」が24.5%となっており、学習支援を期待していることがうかがえるほかは、大きな増減はみられませんが、総じて増加しています。

▼就学前児童

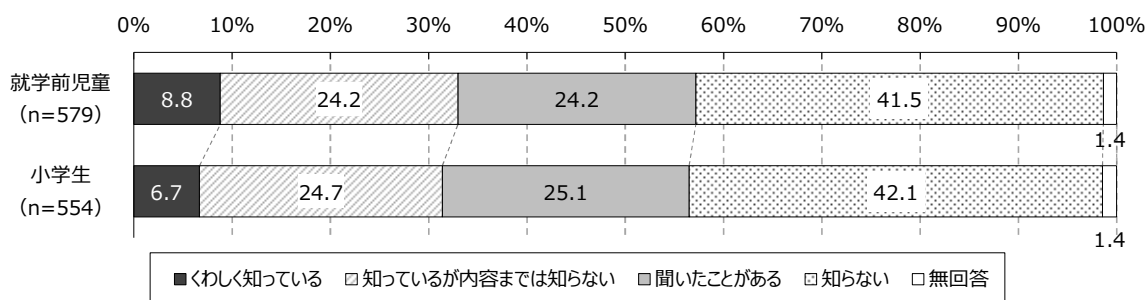


▼小学生



⑩ 「子どもの権利条約」の認知度

子どもの権利条約の認知度について、「くわしく知っている」、「知っているが内容までは知らない」、「聞いたことがある」を合わせた割合は、就学前児童で57.2%、小学生で56.5%となっています。



(2) 子どもの生活実態調査

調査概要

①調査の目的

本調査は、子どもの生活状況や子どもとの関わり、家庭の状況などをうかがい、子ども・若者の支援に役立てるとともに、令和7年度からの「本計画」での取組等を検討するための基礎資料として実施したものです。

②調査の方法

- 調査対象：市内在住の全小学5年生及び全中学2年生とその保護者
- 調査期間：令和5年12月5日（火）から12月19日（火）まで
- 調査方法：市立小中学校及び義務教育学校：学校を通じて配布・回収
私立小中学校等：郵送による配布・回収
- 配布・回収状況：

		配布数	有効回答数	有効回答率
小学5年生	子ども票	640票	330票	51.6%
	保護者票	640票	335票	52.3%
中学2年生	子ども票	604票	194票	32.1%
	保護者票	604票	194票	32.1%

③集計結果の表示方法

- ・生活困難度を判定するための設問で無回答のため判定不能としたものがあります。そのため、困窮層、周辺層、一般層の合計は全体数と同数ではありません。
- ・生活困難度の困窮層と周辺層は該当者が少なく、統計上有意にならないことから、生活困難度別クロス集計のグラフは、困窮層と周辺層を合わせた「生活困難層」と「一般層」で表しています。

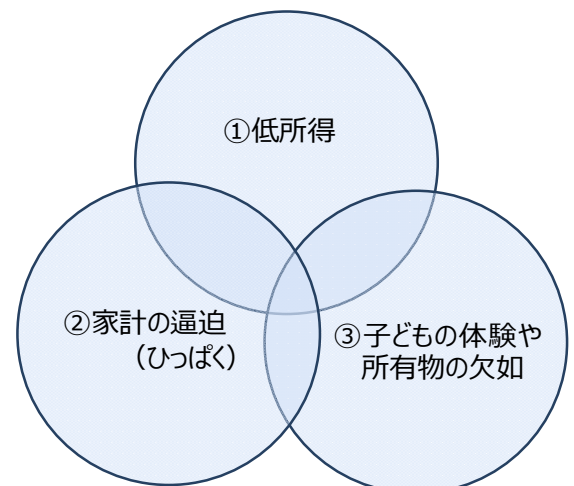
「生活困難層」の定義

●子どもの生活実態調査では、「生活困難層」等を以下の3つの要素に基づいて分類します。

①低所得	③子どもの体験や所有物の欠如
<p>等価世帯所得が厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」から算出される基準未満の世帯</p> <p><低所得基準> 世帯所得の中央値 423 万円 ÷ √平均世帯人数 (2.25 人) × 50% = 141 万円</p>	<p>子どもの体験や所有物などに関する次の15項目のうち、<u>経済的な理由</u>で、欠如している項目が3つ以上該当</p> <ol style="list-style-type: none"> 海水浴・登山に行く 博物館・科学館・美術館などに行く キャンプやバーベキューに行く スポーツ観戦や映画・コンサートなどに行く 遊園地やテーマパークなどに行く 毎月お小遣いを渡す 毎年新しい洋服・靴を買う 習い事(音楽、スポーツ、習字等)に通わせる 学習塾に通わせる(又は家庭教師に来てもらう) お誕生日のお祝いをする 1年に1回くらい家族旅行に行く クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる 子どもの年齢に合った本 子ども用のスポーツ用品・おもちゃ 子どもが自宅で宿題をすることができる場所
②家計の逼迫(ひっぱく)	
<p><u>経済的な理由</u>で、公共料金や家賃を支えなかった経験や食料・衣類を買えなかった経験などの7項目のうち1つ以上に該当</p> <ol style="list-style-type: none"> 電話料金 電気料金 ガス料金 水道料金 家賃 家族が必要とする食料が買えなかった 家族が必要とする衣類が買えなかった 	

◆生活困難層(困窮層・周辺層)、一般層

生活困難層	困窮層 + 周辺層
困窮層	2つ以上の要素に該当
周辺層	いずれか1つの要素に該当
一般層	いずれの要素にも該当しない



調査結果

①生活困難層の割合

「低所得」や「家計の逼迫(ひっぱく)」、「子どもの体験や所有物の欠如」のうち2つ以上に該当し、困窮層にあると思われる家庭は、小学5年生で3.7%、中学2年生で6.6%、いずれか1つに該当する周辺層の家庭は、小学5年生で6.9%、中学2年生で7.3%となっています。

困窮層と周辺層を合わせた生活困難層にあたる家庭は、小学5年生で10.6%、中学2年生は13.9%となっています。

○各層の内訳

区 分	小学5年生		中学2年生	
サンプル数(人)	246		151	
生活困難層	26	10.6%	21	13.9%
困窮層	9	3.7%	10	6.6%
周辺層	17	6.9%	11	7.3%
一般層	220	89.4%	130	86.1%

※サンプル数とは、生活困難度が判定できた数

※端数処理の関係で、合計が100%とならない場合があります。

○各層の内訳：世帯タイプ別

区 分	小学5年生				中学2年生			
	ふたり親		ひとり親		ふたり親		ひとり親	
サンプル数(人)	236		10		140		11	
生活困難層	20	8.5%	6	60.0%	14	10.0%	7	63.6%
困窮層	8	3.4%	1	10.0%	6	4.3%	4	36.4%
周辺層	12	5.1%	5	50.0%	8	5.7%	3	27.3%
一般層	216	91.5%	4	40.0%	126	90.0%	4	36.4%

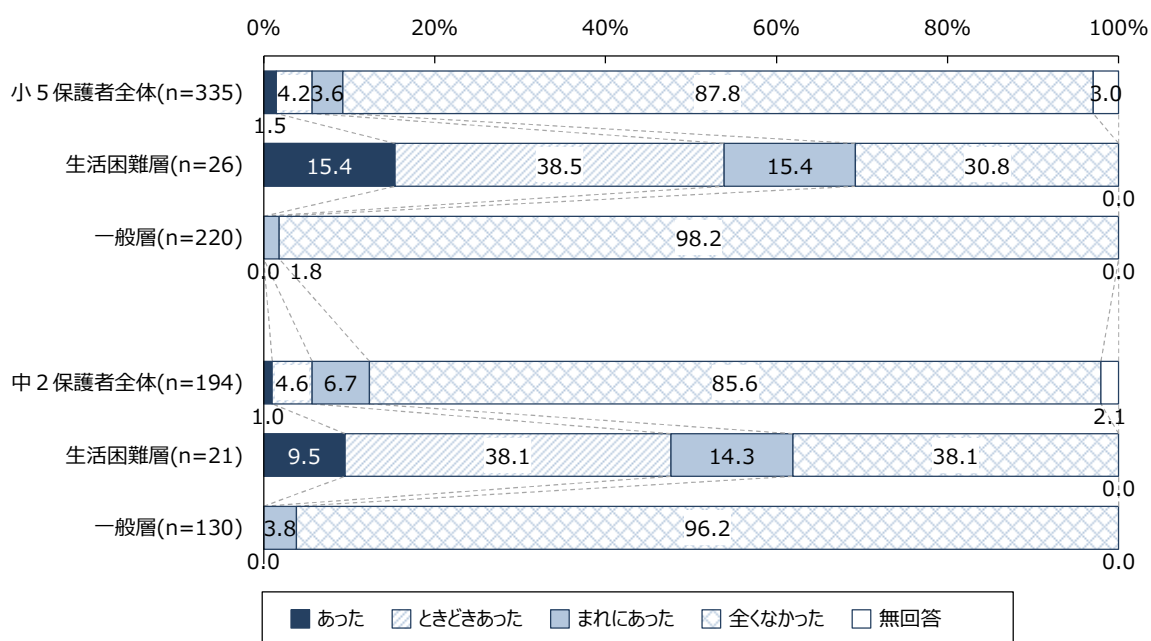
※サンプル数とは、生活困難度と世帯タイプが判定できた数

※端数処理の関係で、合計が100%とならない場合があります。

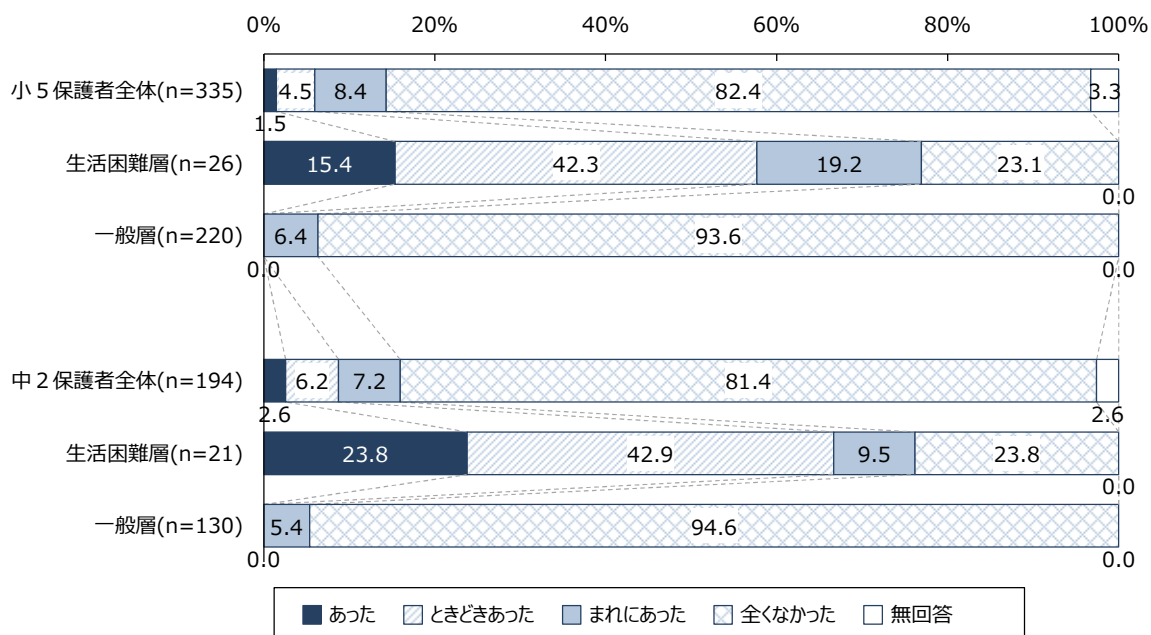
②食料や衣服が買えなかった経験

小学5年生全体の9.3%、中学2年生全体の12.3%で、過去1年間に金銭的な理由で食料が買えなかった『経験がある』（「あった」「ときどきあった」「まれにあった」の合計）と回答しています。また、小学5年生全体の14.4%、中学2年生全体の16.0%の世帯で過去1年間に金銭的な理由で衣服が買えなかった『経験がある』と回答しています。その中で、生活困難層では、約6～8割が、食料や衣服が買えなかった『経験がある』と回答しています。

▼金銭的な理由から食料が買えなかった経験



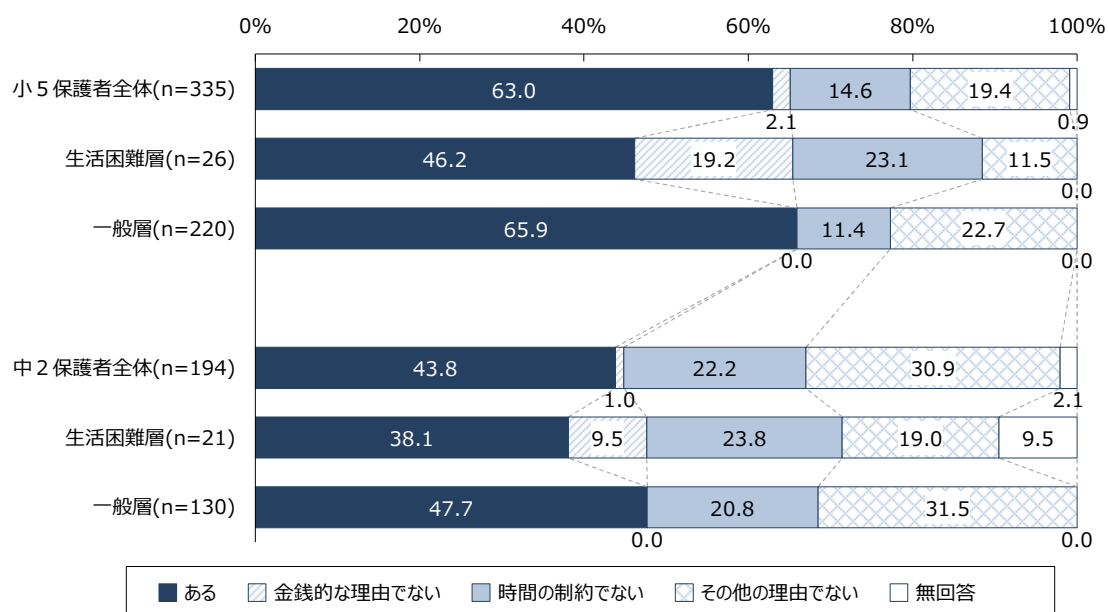
▼金銭的な理由から衣服が買えなかった経験



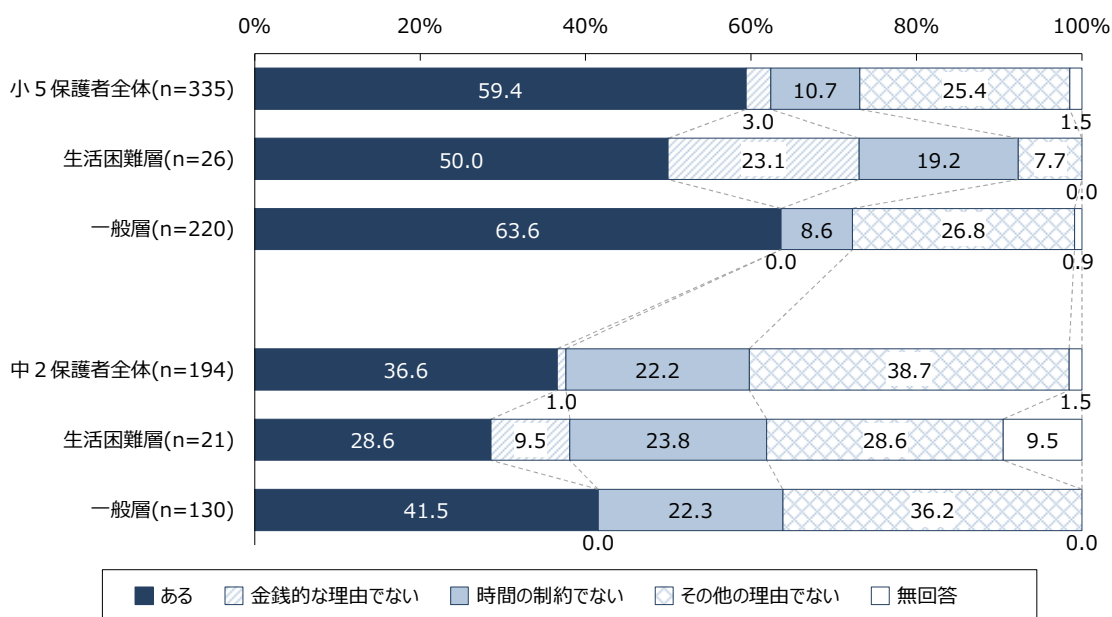
③子どもの体験

子どもの体験は小学5年生、中学2年生ともに一般層と比べ、生活困難層において「金銭的な理由でない」との回答の割合が高く、海水浴・登山などに行くでは、小学5年生で19.2%、中学2年生では9.5%、博物館・科学館・美術館などに行くでは、小学5年生で23.1%、中学2年生では9.5%、キャンプやバーベキューなどに行くでは、小学5年生で19.2%、中学2年生では9.5%、遊園地やテーマパークなどに行くでは、小学5年生で34.6%、中学2年生では19.0%となっています。また、総じて小学5年生に比べ中学2年生で「ある」の割合が低い傾向がみられます。

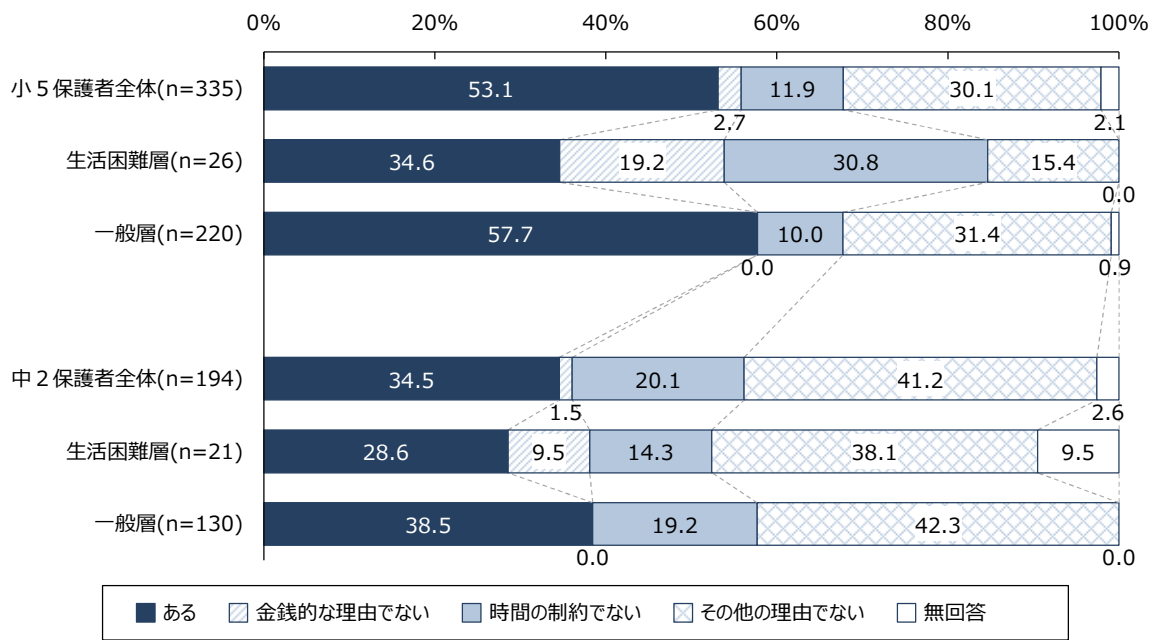
▼海水浴・登山などに行く



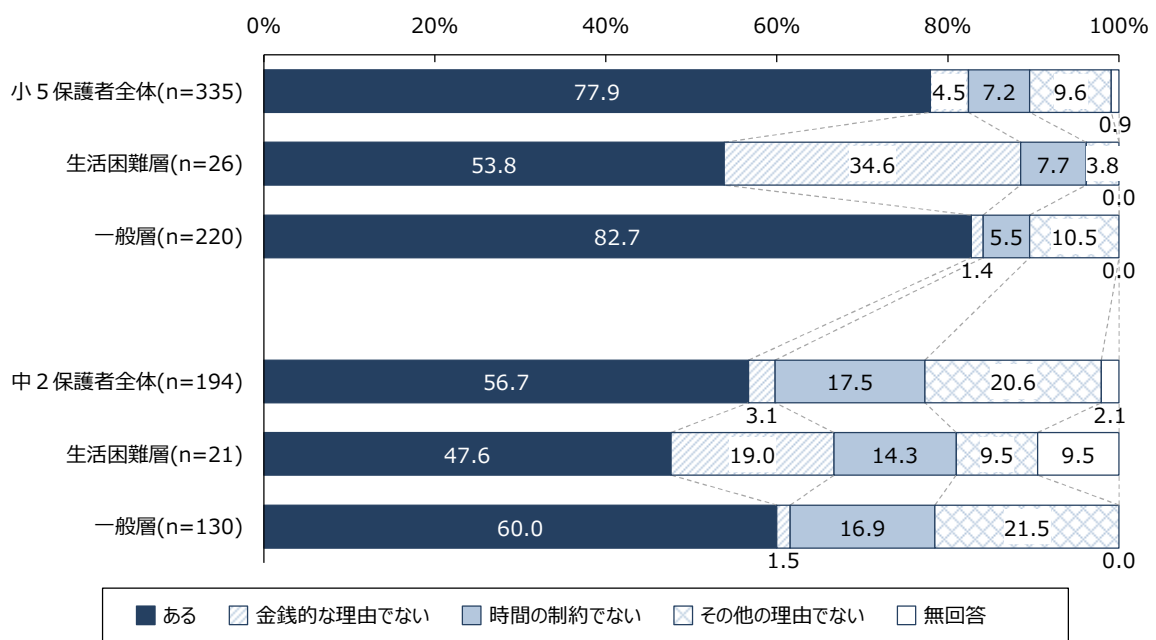
▼博物館・科学館・美術館などに行く



▼キャンプやバーベキューなどに行く



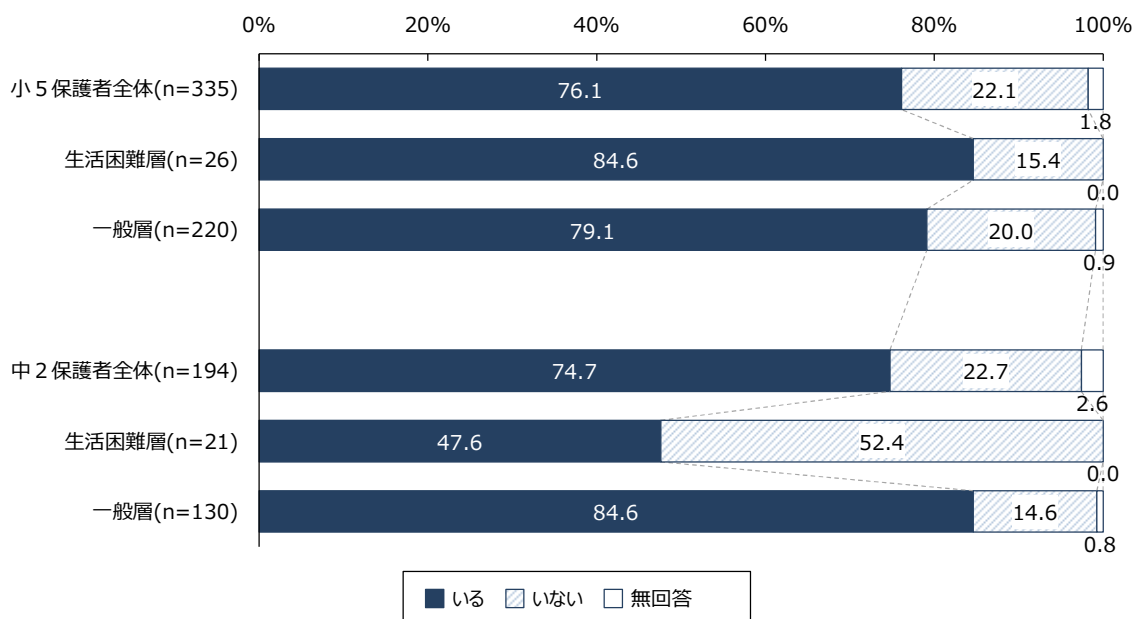
▼遊園地やテーマパークなどに行く



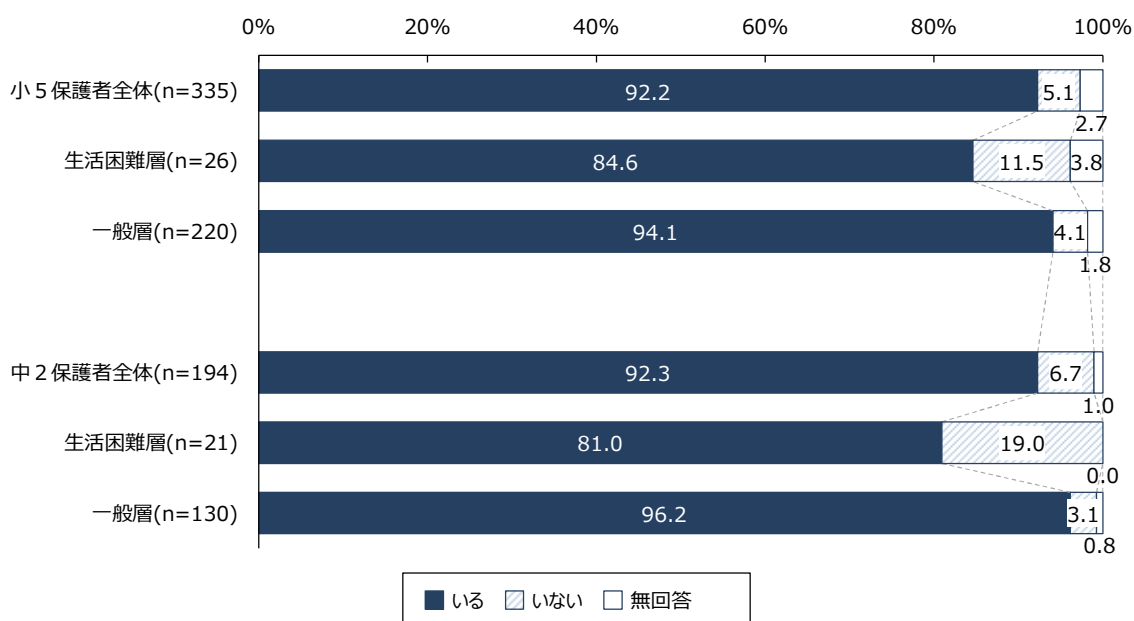
④頼れる親族・友人、相談相手の有無

子どもが病気の時や保護者の急用の時などに頼れる親族・友人の有無について、小学5年生は生活困難度による大きな差はみられませんが、中学2年生は「いない」の割合が一般層に比べ生活困難層で高く、5割を超えています。また、本当に困ったときや悩みがあるとき、相談できる人の有無について、小学5年生、中学2年生とも「いない」の割合が一般層と比べ生活困難層で高くなっています。

▼頼れる親族・友人の有無



▼相談相手の有無



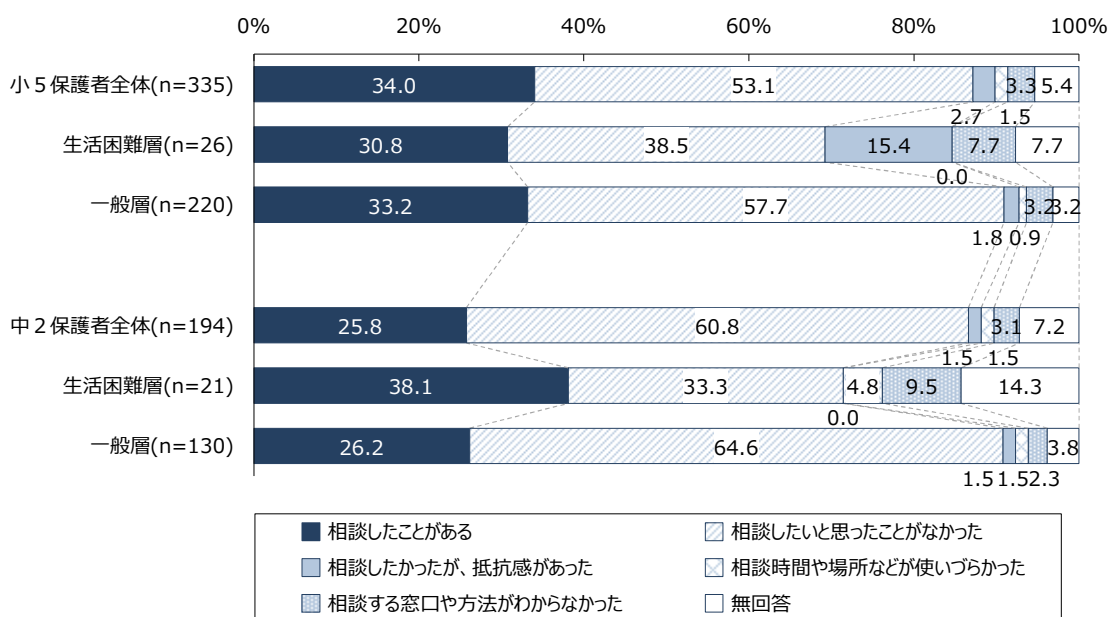
⑤相談窓口の利用状況

子ども家庭支援センターへの相談経験について、「相談したことがある」と回答した割合は、小学5年生の全体で34.0%、中学2年生の全体で25.8%となっている一方、「相談する窓口や方法がわからなかった」と回答した割合は、生活困難層で高く、小学5年生で7.7%、中学2年生では9.5%となっています。

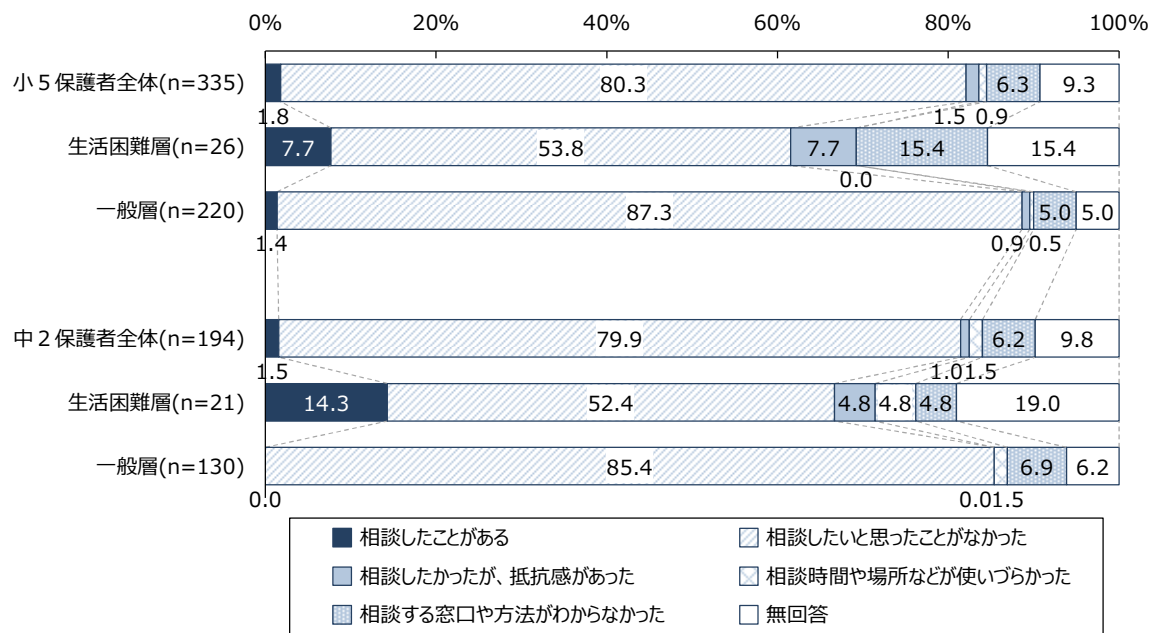
民生委員・児童委員への相談経験について、「相談したことがある」と回答した割合は、小学5年生の全体で1.8%、中学2年生の全体で1.5%となっている一方、「相談する窓口や方法がわからなかった」と回答した割合は、小学5年生の全体で6.3%、生活困難層で15.4%、一般層で5.0%、中学2年生の全体で6.2%、生活困難層で4.8%、一般層で6.9%となっています。

児童相談所への相談経験について、「相談したことがある」と回答した割合は、小学5年生の全体で3.9%、中学2年生の全体で4.1%となっている一方、「相談する窓口や方法がわからなかった」と回答した割合は、小学5年生の全体で4.5%、生活困難層で15.4%、一般層で2.7%、中学2年生の全体で3.1%、生活困難層で4.8%、一般層で3.8%となっています。

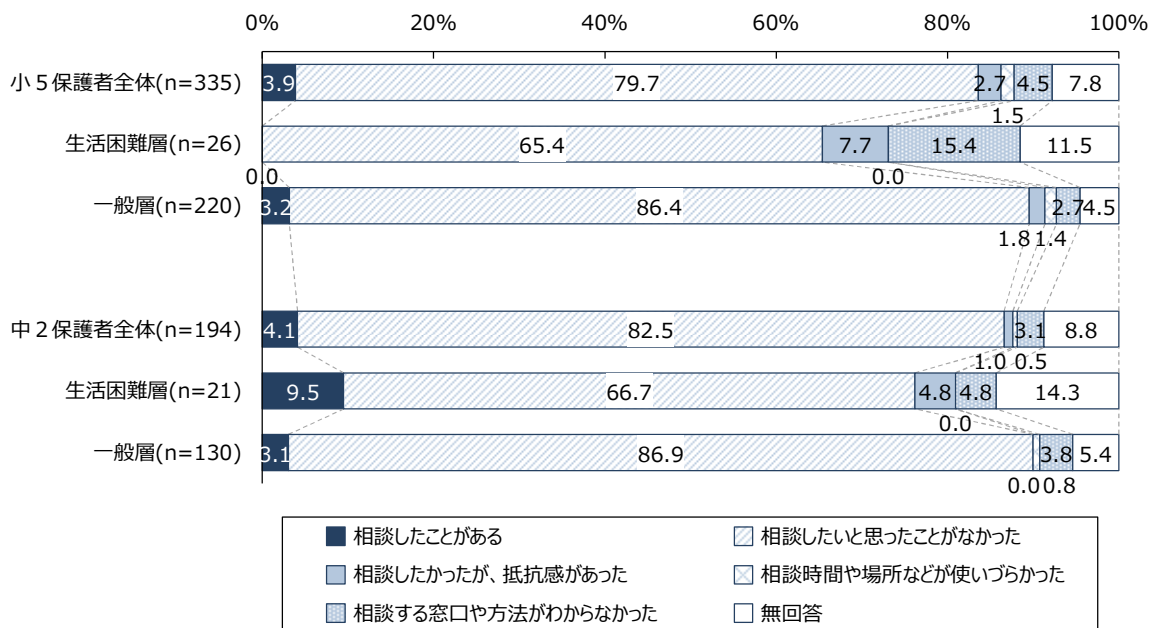
▼子ども家庭支援センター



▼民生委員・児童委員

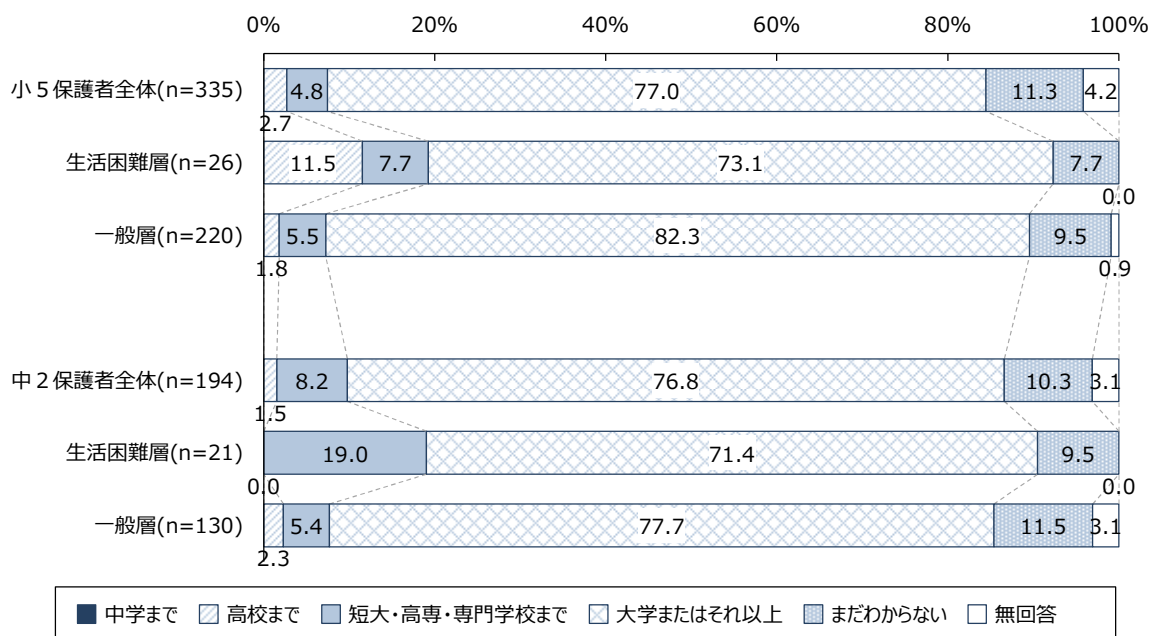


▼児童相談所



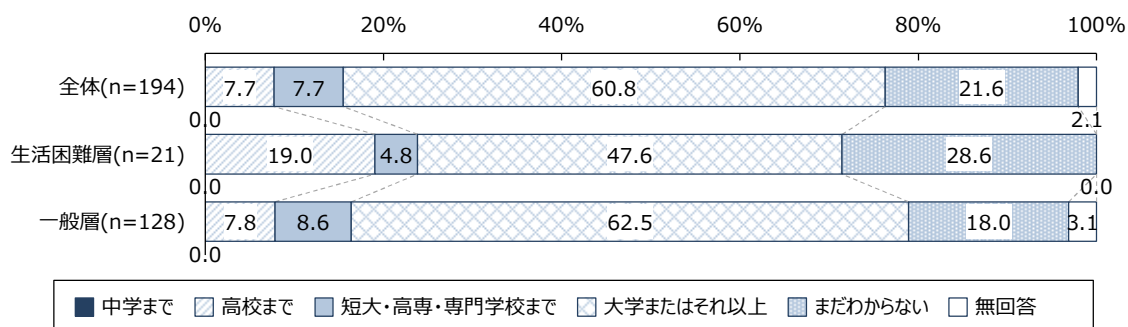
⑥子どもに受けさせたい教育段階

子どもに受けさせたい教育段階で「大学またはそれ以上」と回答した割合は、小学5年生の全体で77.0%、生活困難層で73.1%、一般層で82.3%、中学2年生の全体で76.8%、生活困難層で71.4%、一般層で77.7%となっています。また、小学5年生の生活困難層の11.5%が「高校まで」、中学2年生の生活困難層の19.0%が「短大・高専・専門学校まで」と回答しています。



⑦子ども本人の進学希望

中学2年生本人が選んだ進学の希望について、いずれも「大学またはそれ以上」の割合が最も高くなっていますが、生活困難層では47.6%と一般層と比べ14.9ポイント低くなっています。また、「高校まで」と回答した割合では、生活困難層で19.0%と一般層と比べ11.2ポイント高くなっています。

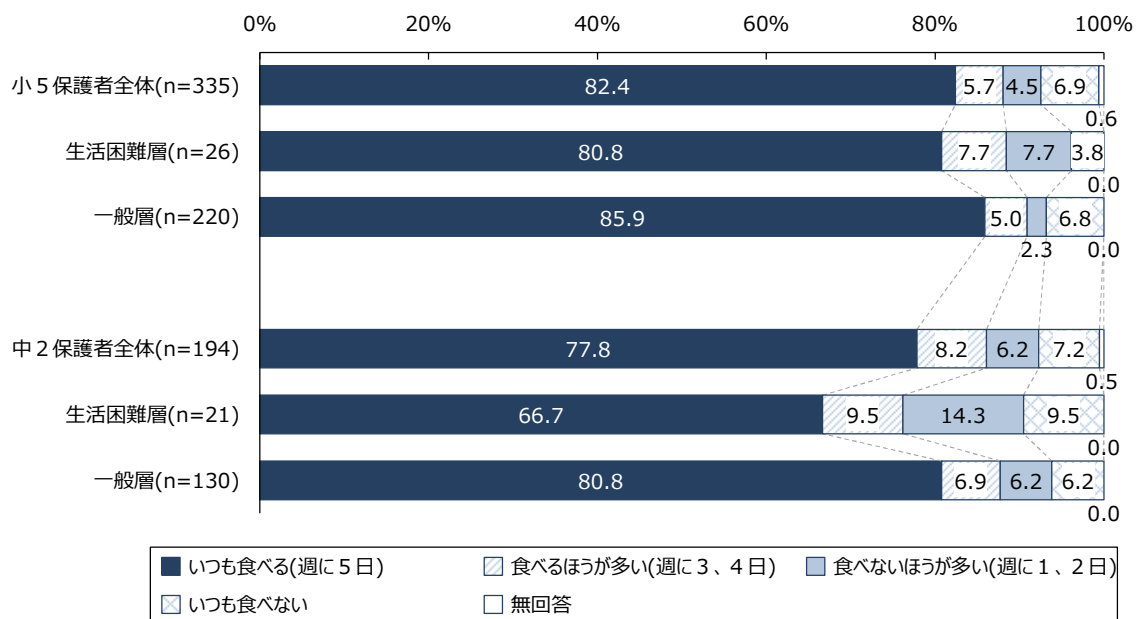


⑧平日の朝食の状況

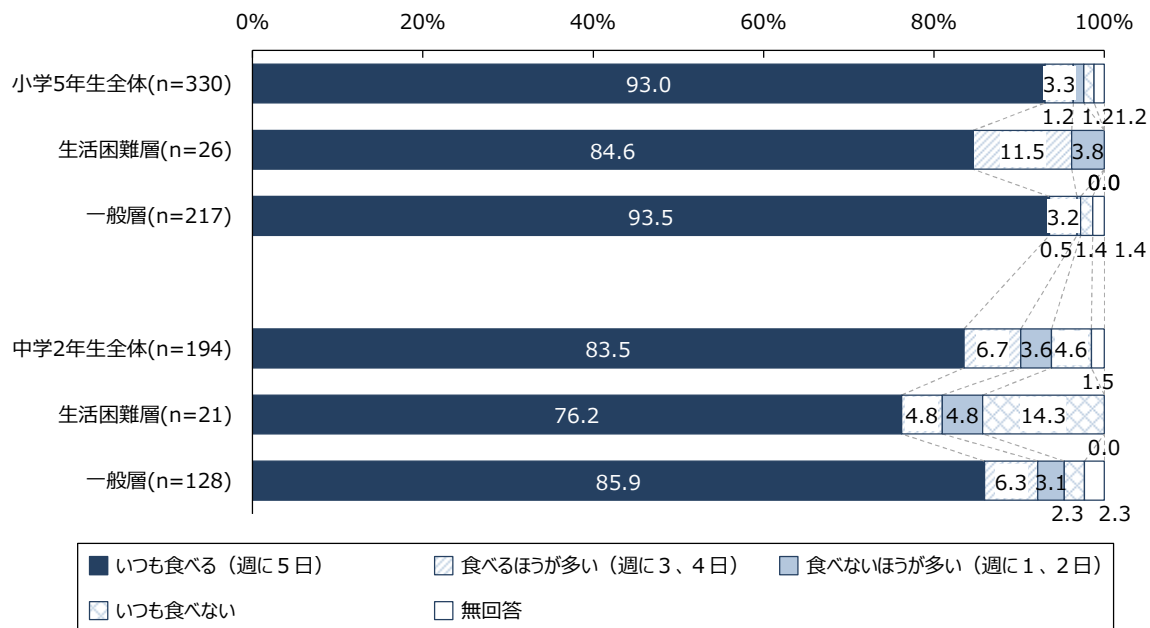
保護者の朝食の摂取頻度について、「いつも食べる（週に5日）」と回答した割合は、一般層と比べ生活困難層で低く、また、小学5年生と比べ中学2年生で低くなっています。

子どもの朝食の摂取頻度についても保護者同様、「いつも食べる（週に5日）」と回答した割合は、一般層と比べ生活困難層で低く、また、小学5年生と比べ中学2年生で低くなっています。

▼保護者の朝食の摂取頻度



▼子どもの朝食の摂取頻度

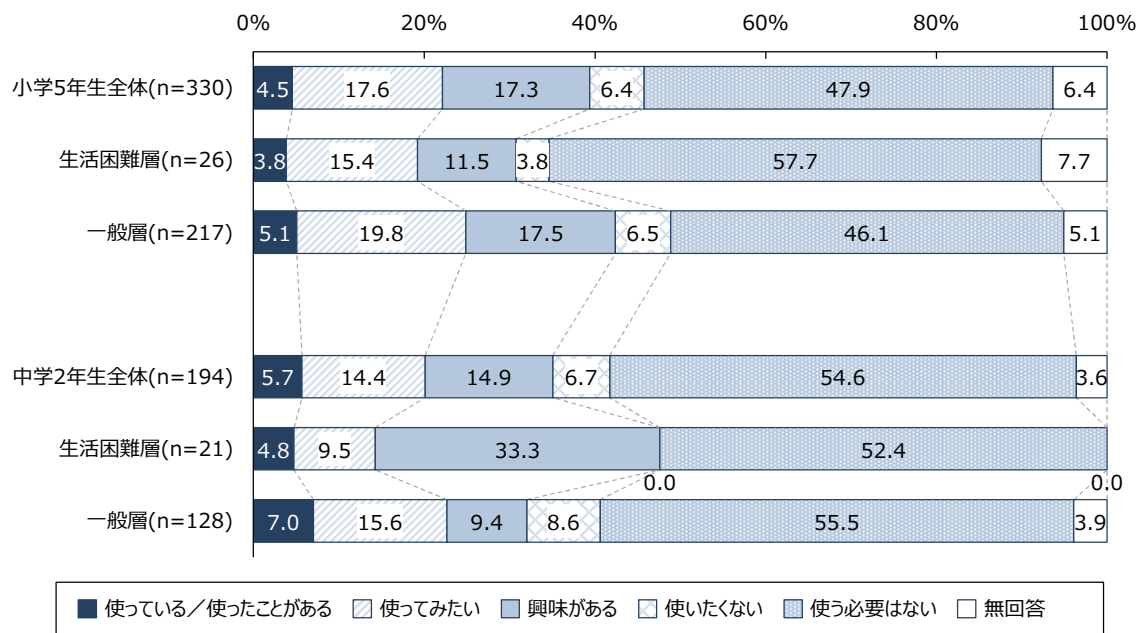


⑨子ども本人の支援サービスの利用意向

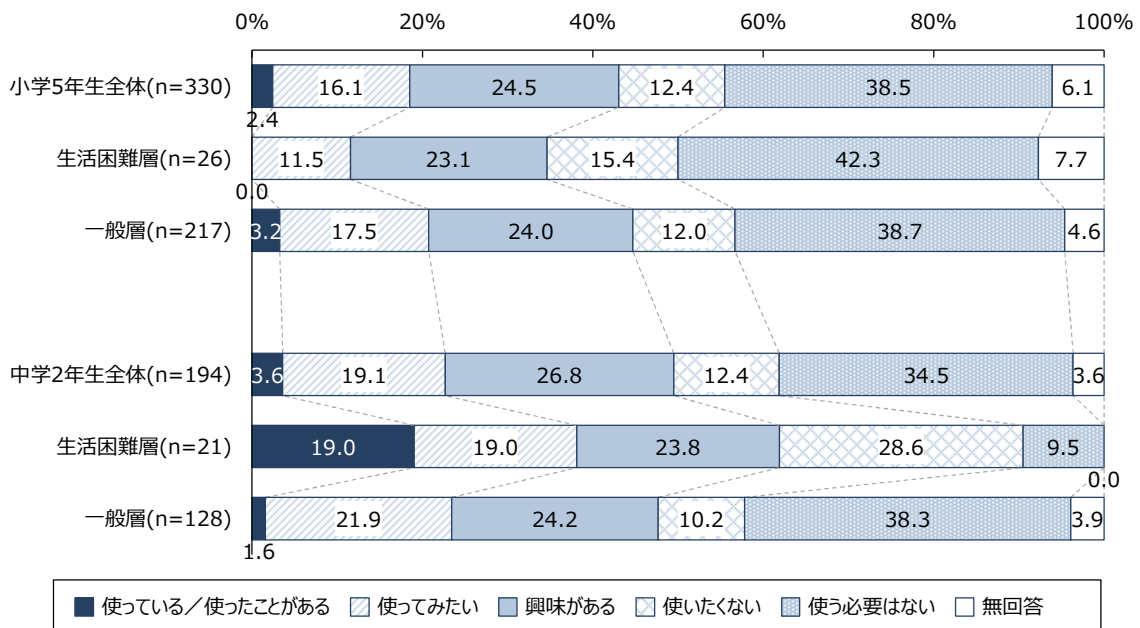
子ども本人の支援サービスの利用意向について、「使ってみたい」と「興味がある」を合わせた回答の割合は、『家の人がないとき、夕ごはんをみんなで食べることができる場所』では、小学5年生の全体で34.9%、生活困難層で26.9%、一般層で37.3%、中学2年生の全体で29.3%、生活困難層で42.8%、一般層で25.0%となっています。

『大学生のボランティアが、勉強を無料でみてくれる場所』では、小学5年生の全体で40.6%、生活困難層で34.6%、一般層で41.5%、中学2年生の全体で45.9%、生活困難層で42.8%、一般層で46.1%となっています。また、「使っている／使ったことがある」の割合は、中学2年生の生活困難層で19.0%と高くなっています。

▼家の人がないとき、夕ごはんをみんなで食べることができる場所



▼大学生のボランティアが、勉強を無料でみてくれる場所

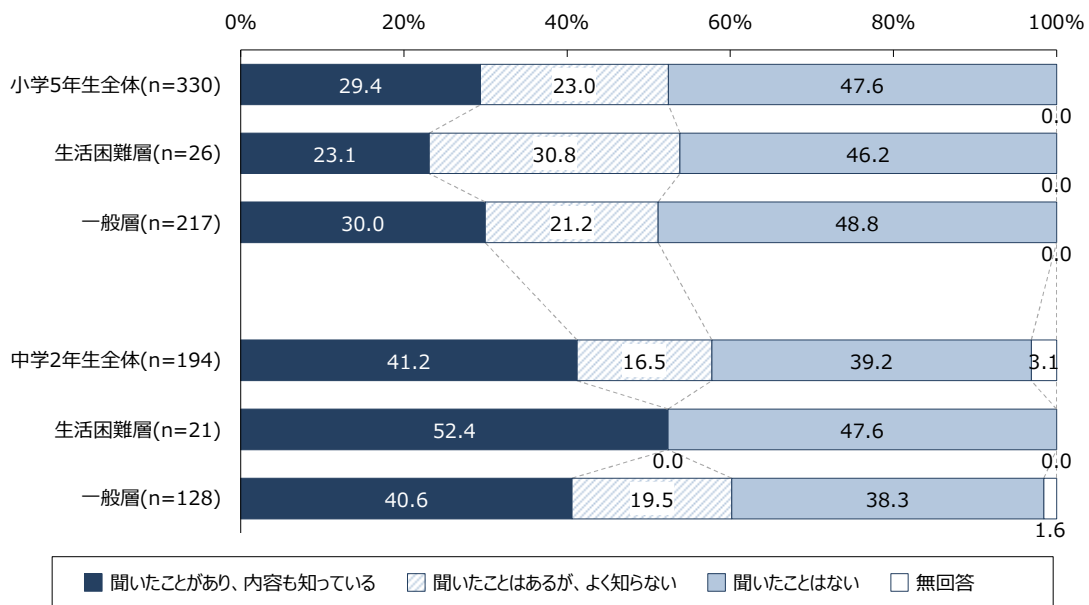


⑩ヤングケアラーについて

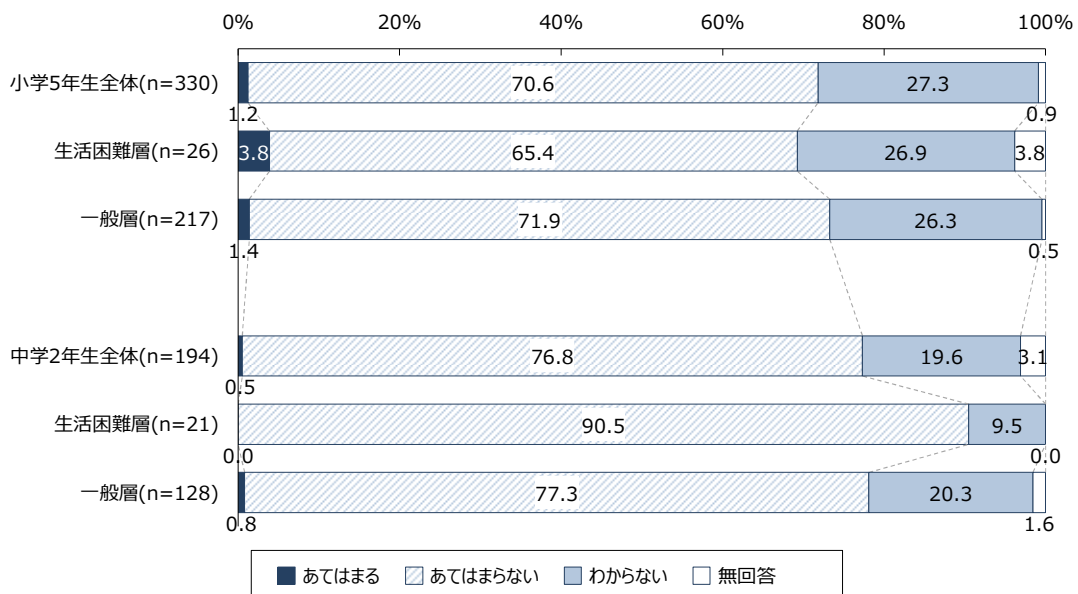
「ヤングケアラー」という言葉の認知度について、小学5年生は「聞いたことがあり、内容も知っている」と「聞いたことはあるがよく知らない」を合わせた割合は生活困難度による大きな差はみられませんが、中学2年生は「聞いたことがあり、内容も知っている」と「聞いたことはない」と回答した割合のどちらも一般層と比べ生活困難層で高くなっています。

ヤングケアラーにあてはまると思うかについては、小学5年生、中学2年生とも「あてはまらない」の割合が高くなっている一方で、割合は少ないですが、小学5年生の生活困難層で3.8%が「あてはまる」と回答しています。

▼「ヤングケアラー」という言葉の認知度



▼「ヤングケアラー」にあてはまると思うか

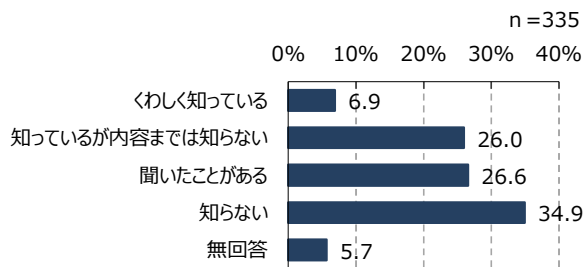


⑪「子どもの権利条約」の認知度

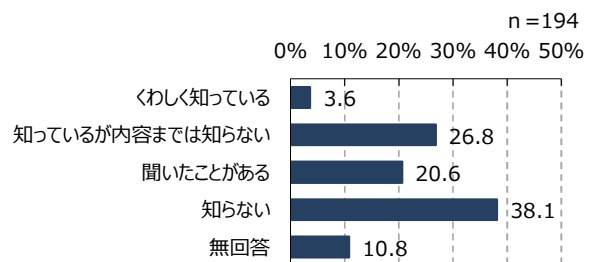
子どもの権利条約の認知度について、「くわしく知っている」、「知っているが内容までは知らない」、「聞いたことがある」を合わせた割合は、小学5年生保護者で59.5%、中学2年生保護者で51.0%となっています。また、子どもの認知度は、小学5年生で39.5%、中学2年生で37.1%となっています。

▼保護者の認知度

小学5年生保護者

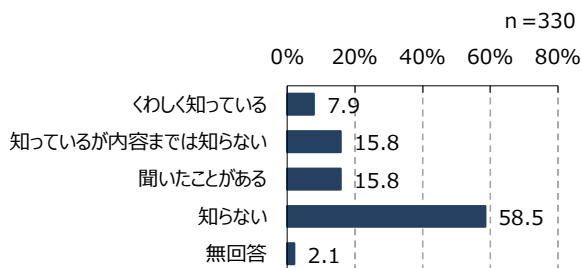


中学2年生保護者

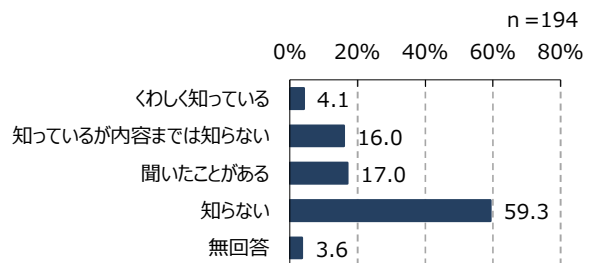


▼子どもの認知度

小学5年生子ども

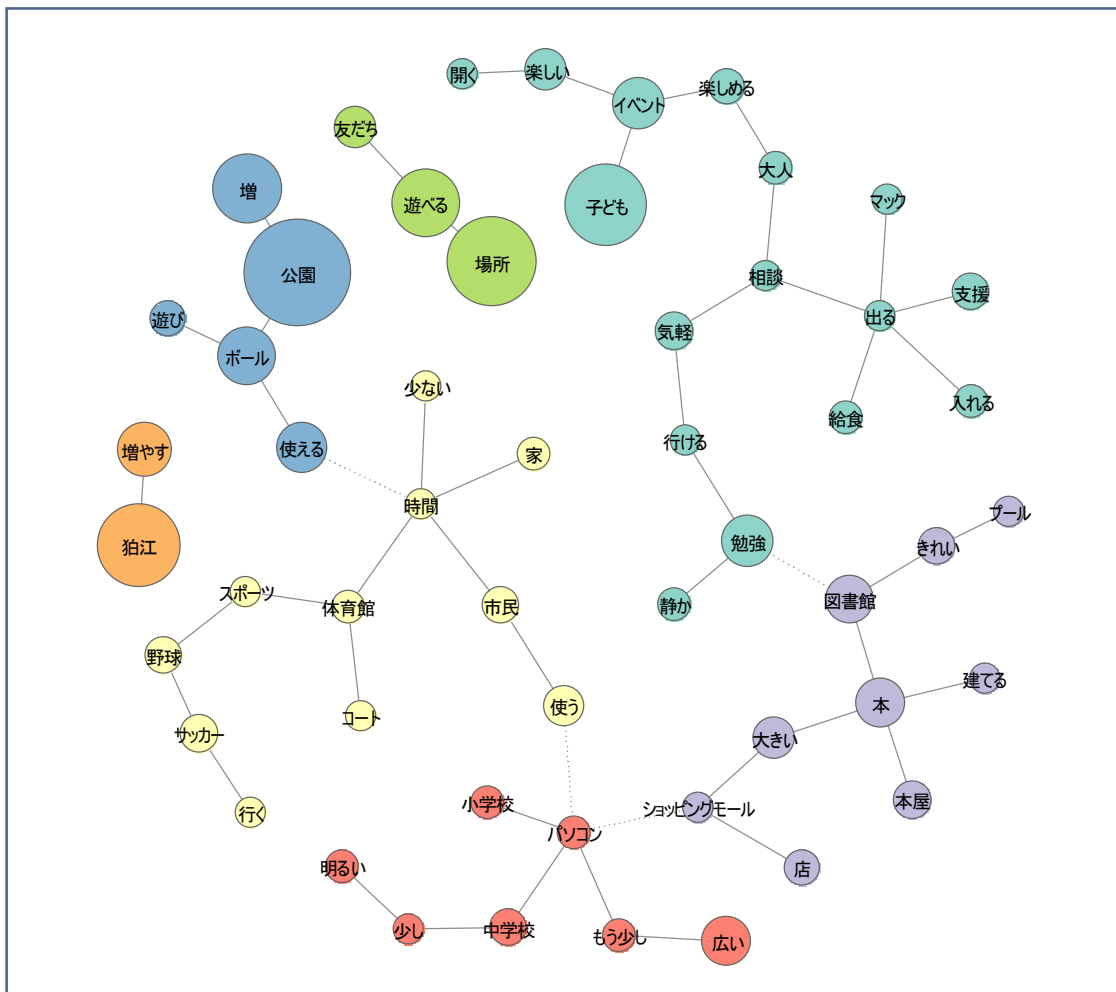


中学2年生子ども



▼子どもからの要望

子どもから市への要望として、「ボールを使って遊べる公園や場所を増やしてほしい」、「野球やサッカーなどスポーツができる体育館などの場所がほしい」、「ショッピングモールなどの大きい商業施設がほしい」、「店や本屋がほしい」、「図書館の本を増やしてほしい」などのほか、「イベントを開催してほしい」、「静かに勉強できる場所がほしい」、「気軽に相談できる場所がほしい」「パソコンをタブレットにしてほしい」などの要望がありました。



(3) 若者生活実態調査

調査概要

①調査の目的

本調査は、若者の日常生活の様子や考えなどをうかがい、子ども・若者の支援に役立てるとともに、令和7年度からの「本計画」での取組等を検討するための基礎資料として実施したものです。

②調査の方法

- 調査対象：住民基本台帳に登録された子のいない世帯の満18歳から39歳の方から無作為に抽出した1,000人
- 調査期間：令和5年12月6日（水）から12月19日（火）まで
- 調査方法：郵送による配布・回収及びWEB回答を併用
- 配布・回収状況：

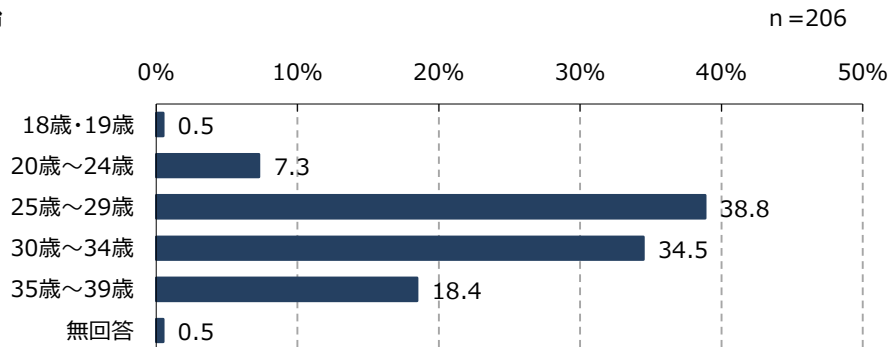
配布数	有効回答数	有効回答率	うち WEB回答数	WEB回答率
1,000票	206票	20.6%	105票	10.5%

調査結果

①年齢

「25歳～29歳」が38.8%、「30歳～34歳」が34.5%、「35歳～39歳」が18.4%、「20歳～24歳」が7.3%、「18歳・19歳」が0.5%となっています。

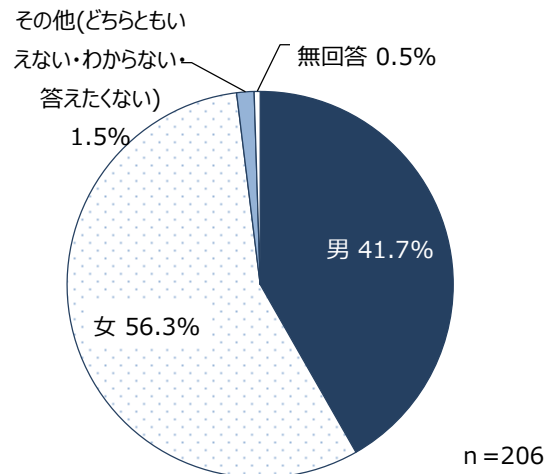
▼年齢



②性別

「女」が56.3%、「男」が41.7%、「その他(どちらともいえない・わからない・答えたくない)」が1.5%となっています。

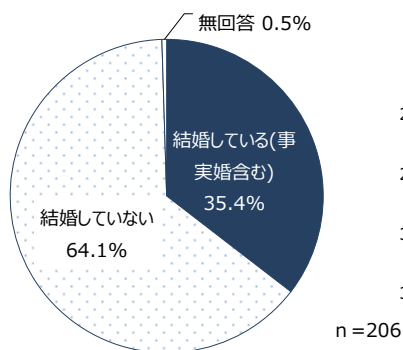
▼性別



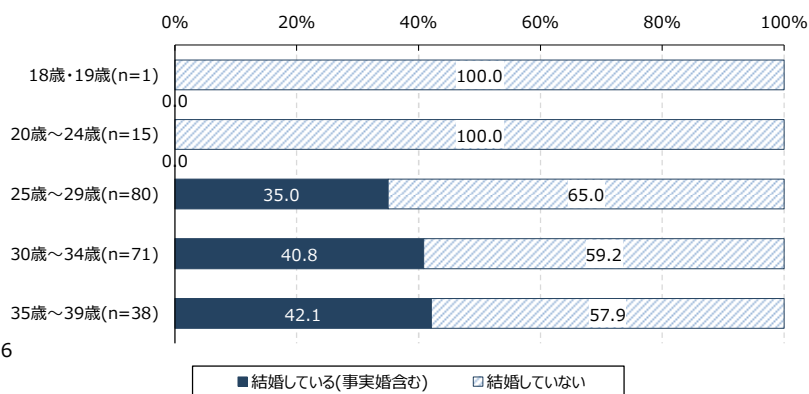
③婚姻の有無

「結婚している(事実婚含む)」が35.4%、「結婚していない」が64.1%となっています。また、婚姻の有無を年齢別にみると、年齢が高くなるにつれ「結婚している(事実婚含む)」の割合が高くなっています。

▼婚姻の有無



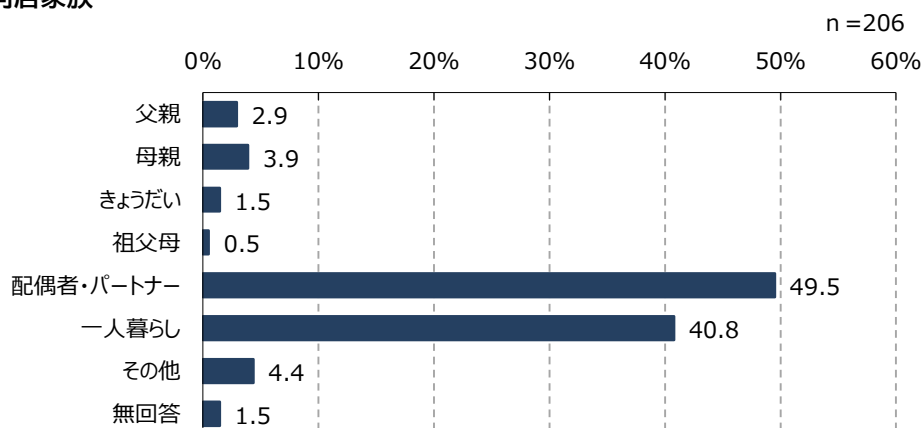
▼年齢別婚姻の有無



④同居家族

「配偶者・パートナー」が49.5%と最も多く、次いで「一人暮らし」が40.8%となっています。

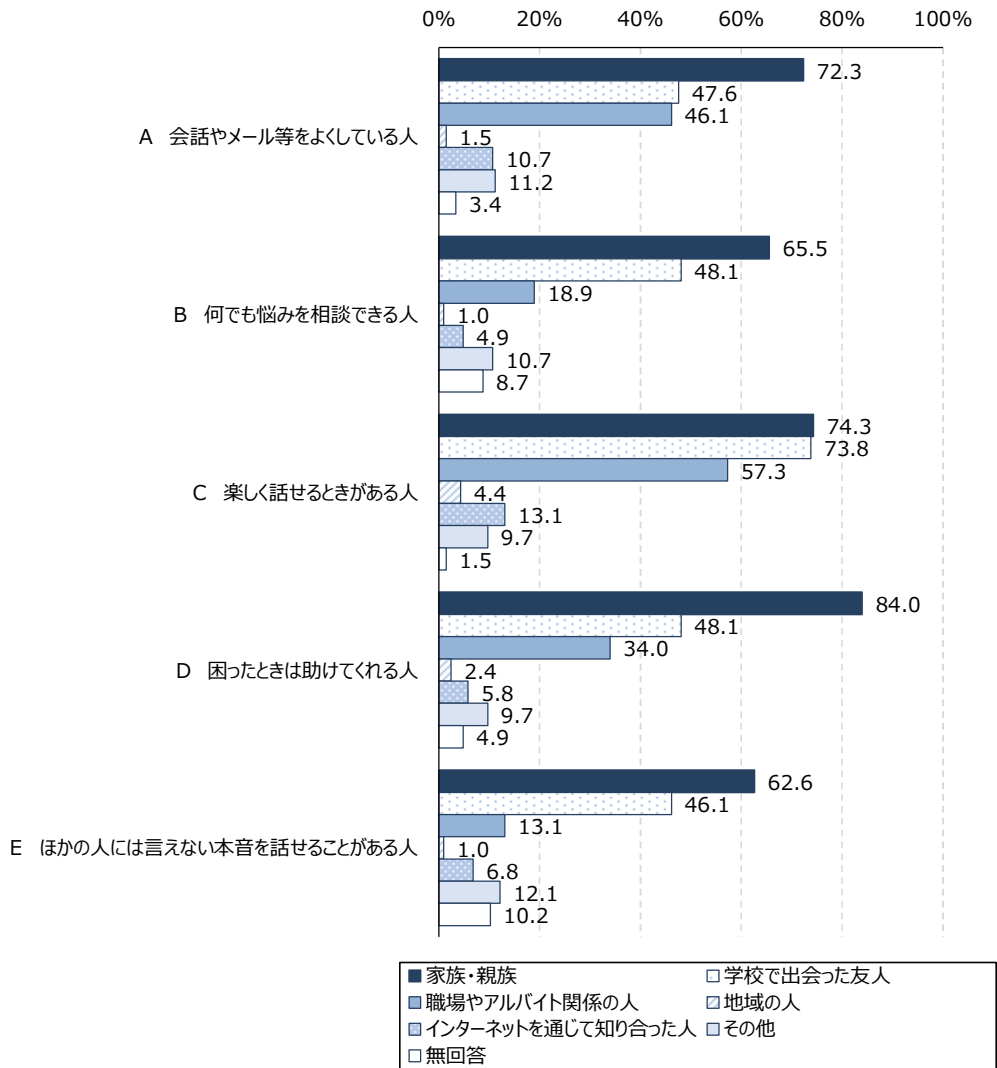
▼同居家族



⑤人との関わり・つながり

人との関わり・つながりについて、A～Eのいずれも「家族・親族」が最も多く、次いで「学校で出会った友人」、「職場やアルバイト関係の人」の順となっています。

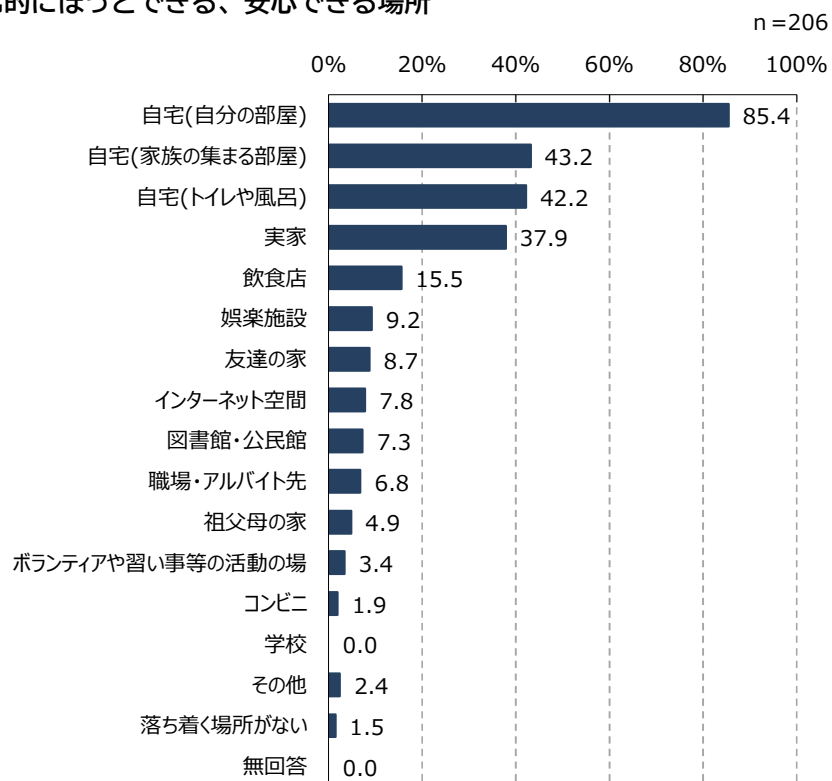
▼人との関わり・つながり



⑥日常的にほっとできる、安心できる場所

自宅や実家の回答が多くなっている一方、1.5%は「落ち着く場所がない」と回答しています。

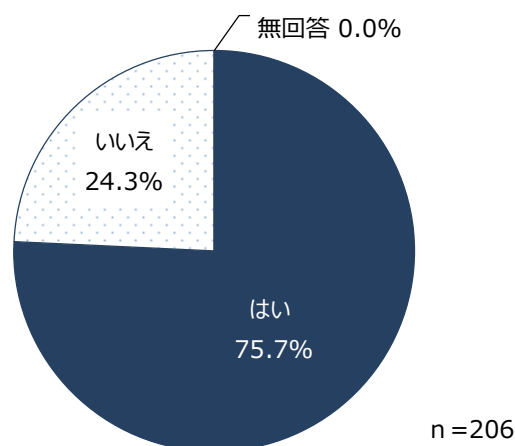
▼日常的にほっとできる、安心できる場所



⑦悩みごとの有無

「はい」が75.7%、「いいえ」が24.3%となっています。

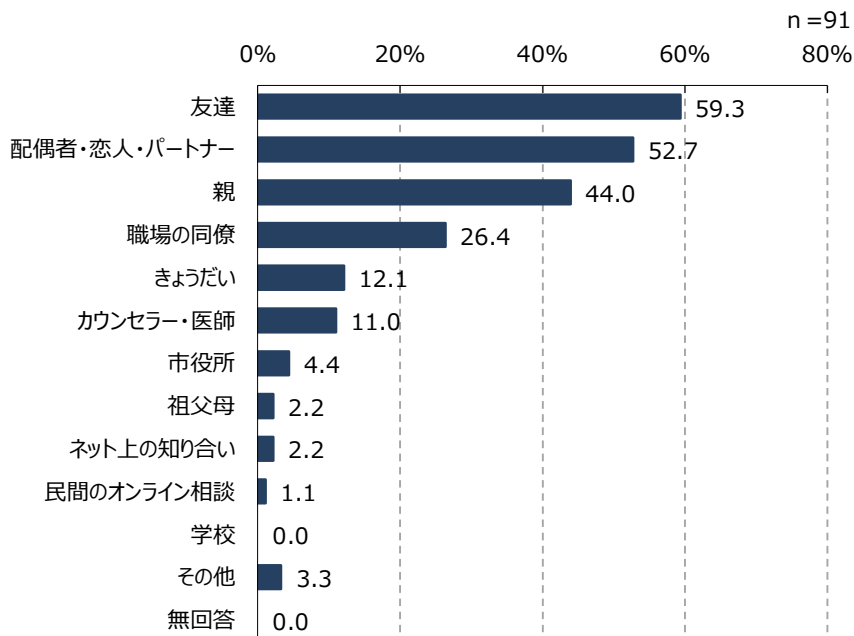
▼悩みごとの有無



⑧悩みごとがあり相談した（する予定）と回答した人の相談相手

「友達」が59.3%と最も多く、次いで「配偶者・恋人・パートナー」が52.7%、「親」が44.0%、「職場の同僚」が26.4%、「きょうだい」が12.1%となっています。

▼悩みごとがあり相談した（する予定）と回答した人の相談相手

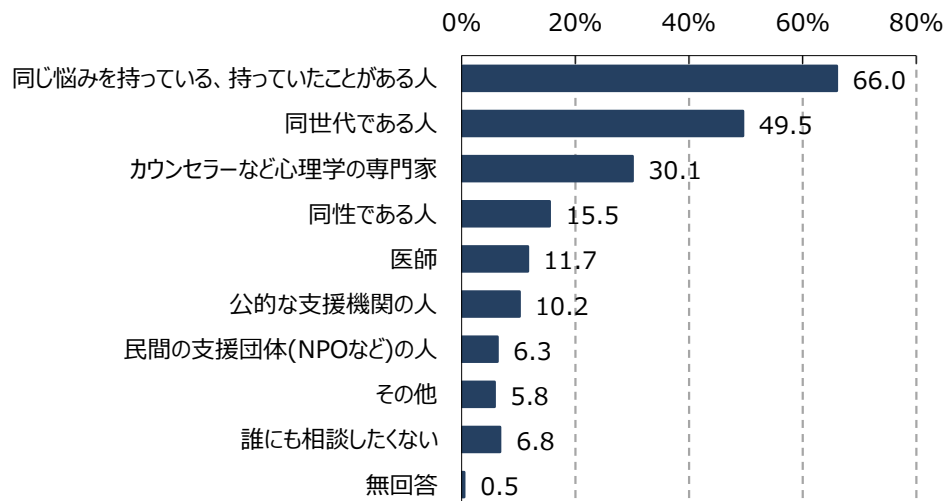


⑨家族以外で相談したり、助けてもらったりしやすいと感じる人

「同じ悩みを持っている、持っていたことがある人」が66.0%と最も多く、次いで「同世代である人」が49.5%、「カウンセラーなど心理学の専門家」が30.1%、「同性である人」が15.5%、「医師」が11.7%となっています。

▼家族以外で相談したり、助けてもらったりしやすいと感じる人

n=206

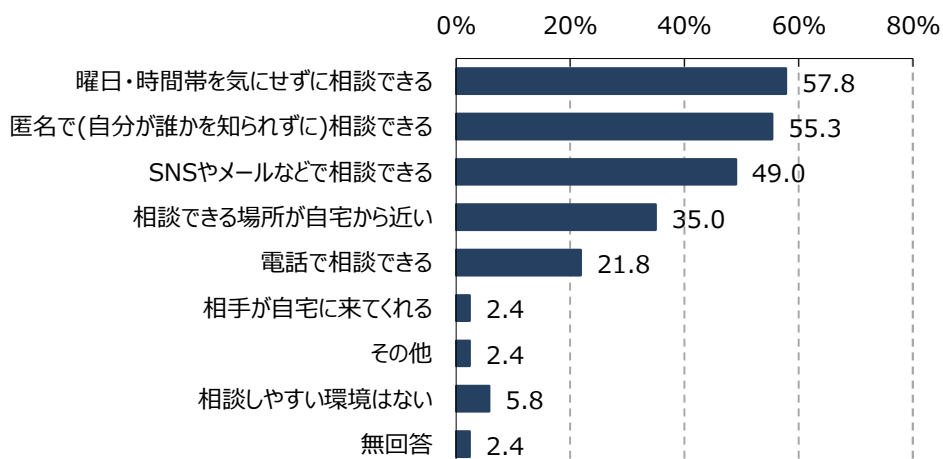


⑩相談しやすいと思う環境

「曜日・時間帯を気にせずに相談できる」が57.8%と最も多く、次いで「匿名で(自分が誰かを知られずに)相談できる」が55.3%、「SNSやメールなどで相談できる」が49.0%、「相談できる場所が自宅から近い」が35.0%、「電話で相談できる」が21.8%となっています。

▼相談しやすいと思う環境

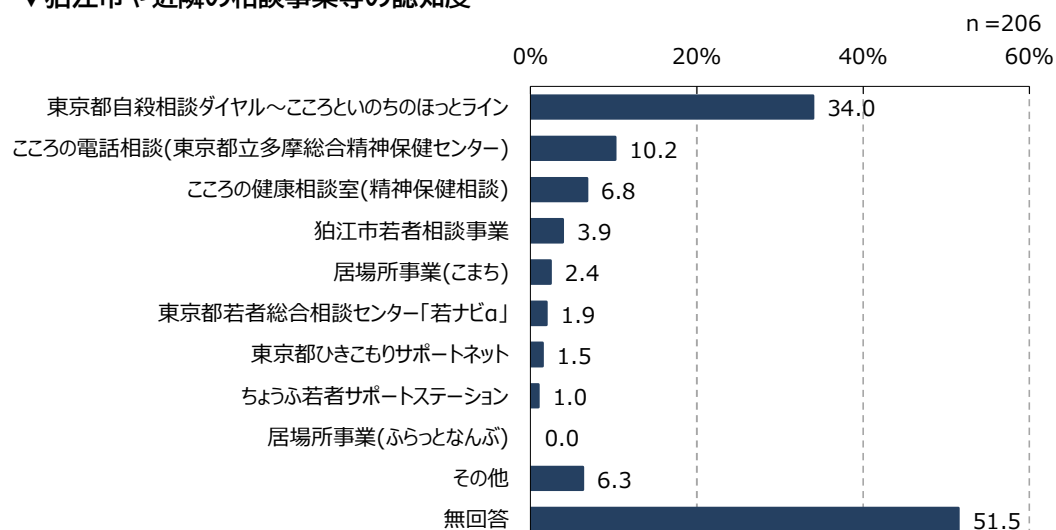
n=206



①狛江市や近隣の相談事業等の認知度

「東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン」が34.0%と最も多く、次いで「こころの電話相談(東京都立多摩総合精神保健センター)」が10.2%、「こころの健康相談室(精神保健相談)」が6.8%、「その他」が6.3%、「狛江市若者相談事業」が3.9%となっています。

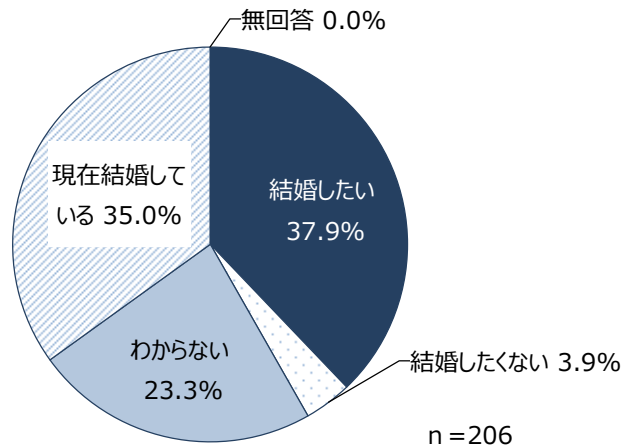
▼狛江市や近隣の相談事業等の認知度



⑫結婚観について

「結婚したい」が37.9%と最も多く、次いで「現在結婚している」が35.0%、「わからない」が23.3%、「結婚したくない」が3.9%となっています。

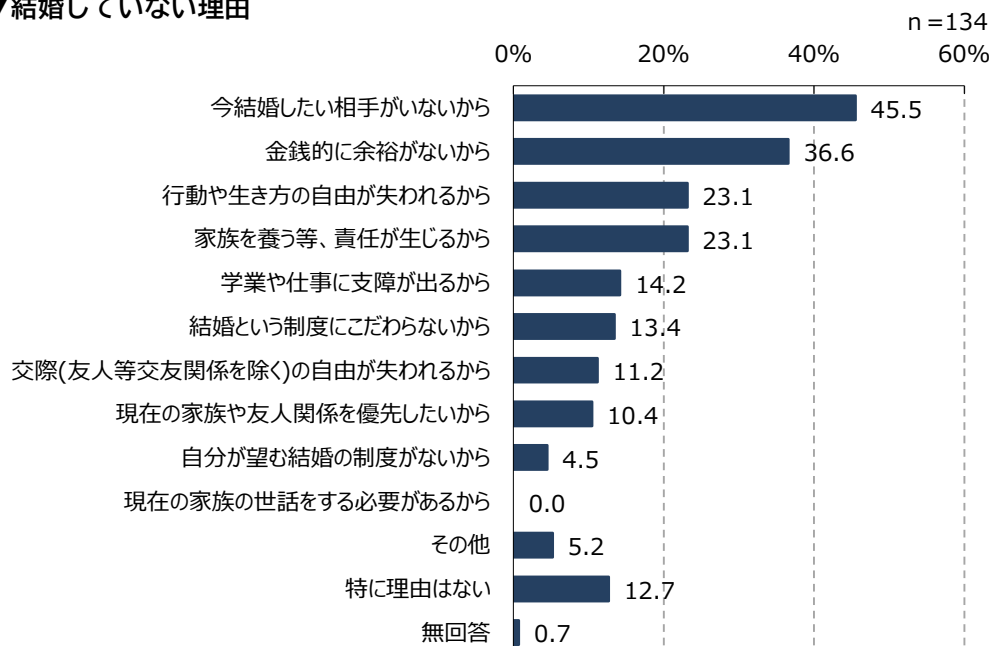
▼結婚観について



⑬結婚していない理由

現在結婚していない人のその理由について、「今結婚したい相手がないから」が45.5%と最も多く、次いで「金銭的に余裕がないから」が36.6%、「行動や生き方の自由が失われるから」及び「家族を養う等、責任が生じるから」が23.1%、「学業や仕事に支障が出るから」が14.2%となっています。

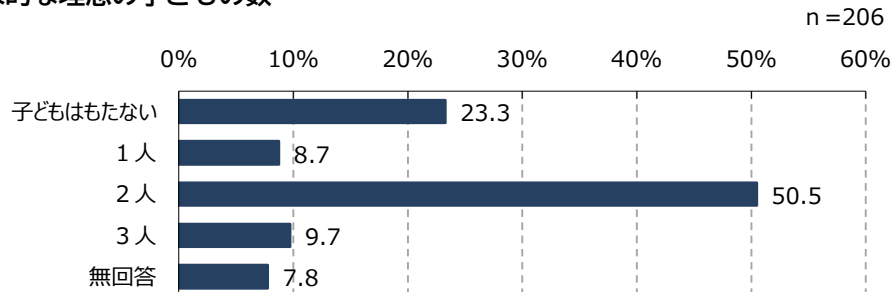
▼結婚していない理由



⑭将来的な理想の子どもの数

「2人」が50.5%と最も多く、次いで「子どもはもたない」が23.3%、「3人」が9.7%、「1人」が8.7%となっています。

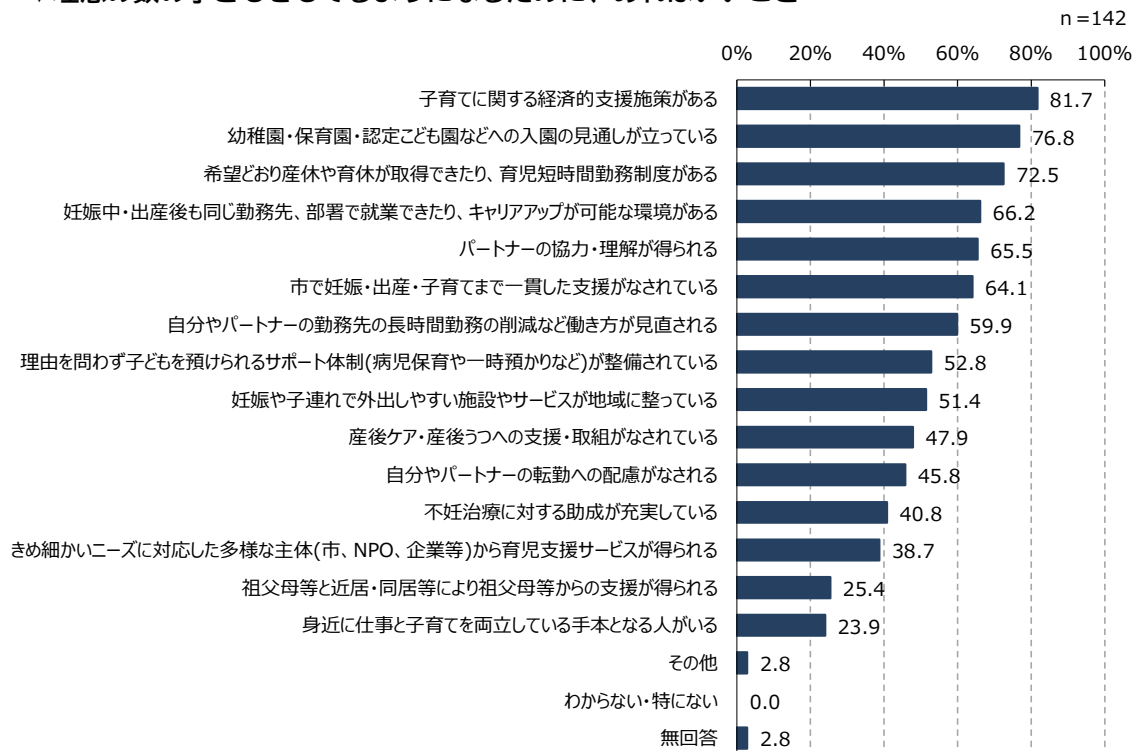
▼将来的な理想の子どもの数



⑮理想の数の子どもをもてるようになるために、あればいいこと

理想の子どもの数を回答した人に聞いた、理想の数の子どもをもてるようになるためにあればいいことは、「子育てに関する経済的支援施策がある」が81.7%と最も多く、次いで「幼稚園・保育園・認定こども園などへの入園の見通しが立っている」が76.8%、「希望どおり産休や育休が取得できたり、育児短時間勤務制度がある」が72.5%、「妊娠中・出産後も同じ勤務先、部署で就業できたり、キャリアアップが可能な環境がある」が66.2%、「パートナーの協力・理解が得られる」が65.5%となっています。

▼理想の数の子どもをもてるようになるために、あればいいこと



(4) 狛江市地域福祉計画等の策定等に係る市民意識調査（子ども向け市民調査）

※参考

地域福祉計画等の策定の基礎資料として活用することを目的に実施された市民意識調査から、子ども向け市民調査のヤングケアラーに関することについて、抜粋して掲載しています。

調査対象：市内小・中学校（小学4年～中学3年）の児童・生徒約 3,230 人

調査方法：WEB によるアンケート調査

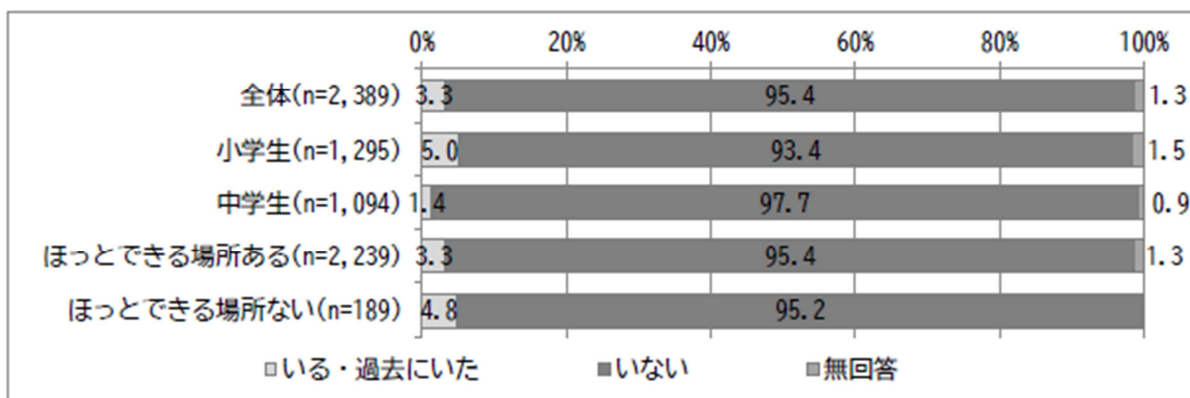
調査期間：令和5年1月10日～31日

回収数：2,389 件（回収率：74.0%）

<家族のケアについて>

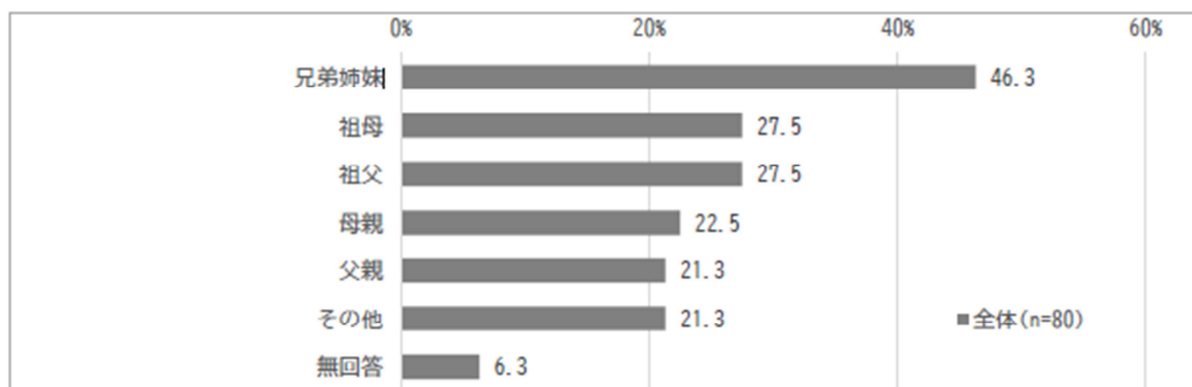
①家族の中に世話をしている方の有無

家族の中にお世話をしている方がいるかについては、「いない」が95.4%で最も多く、次いで、「いる・過去にいた」が3.3%となっています。



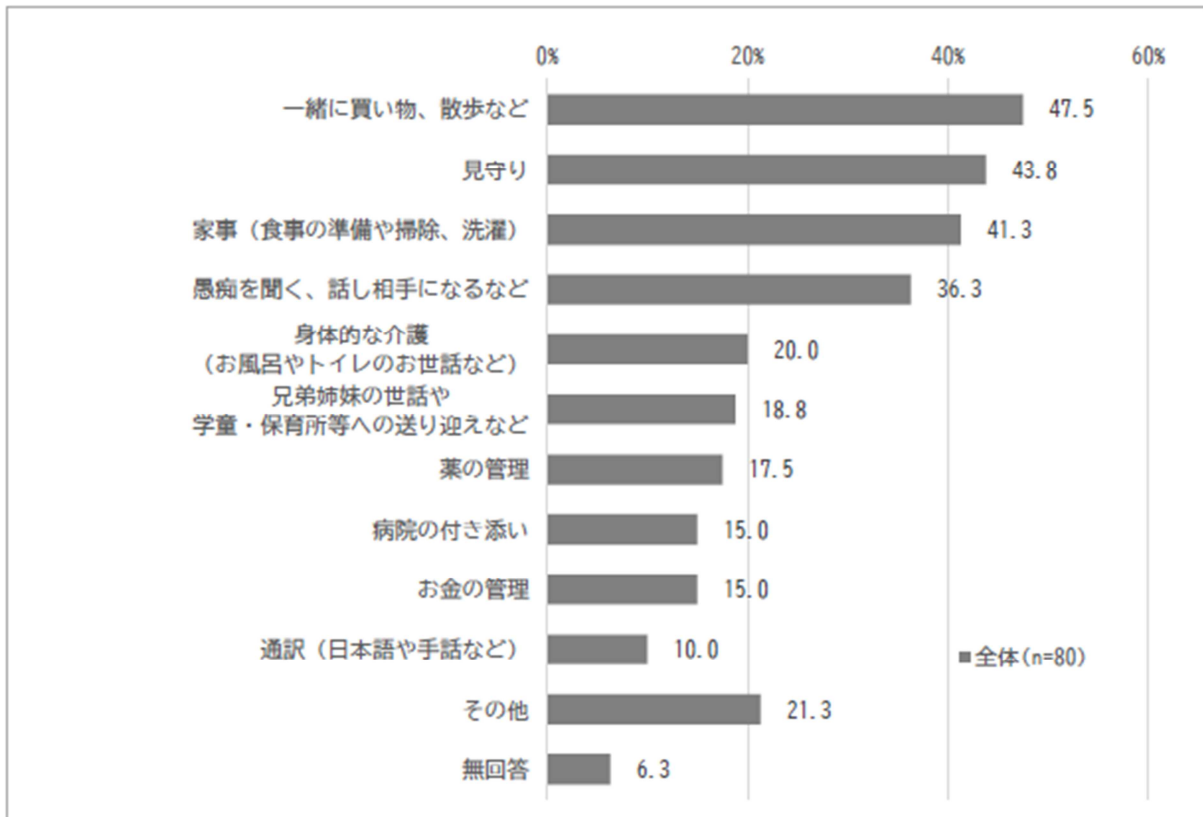
②世話を必要としている方の状況

お世話を必要としている方は、「兄弟姉妹」が46.3%で最も多く、次いで、「祖母」及び「祖父」がそれぞれ27.5%となっています。



③行っている世話の内容

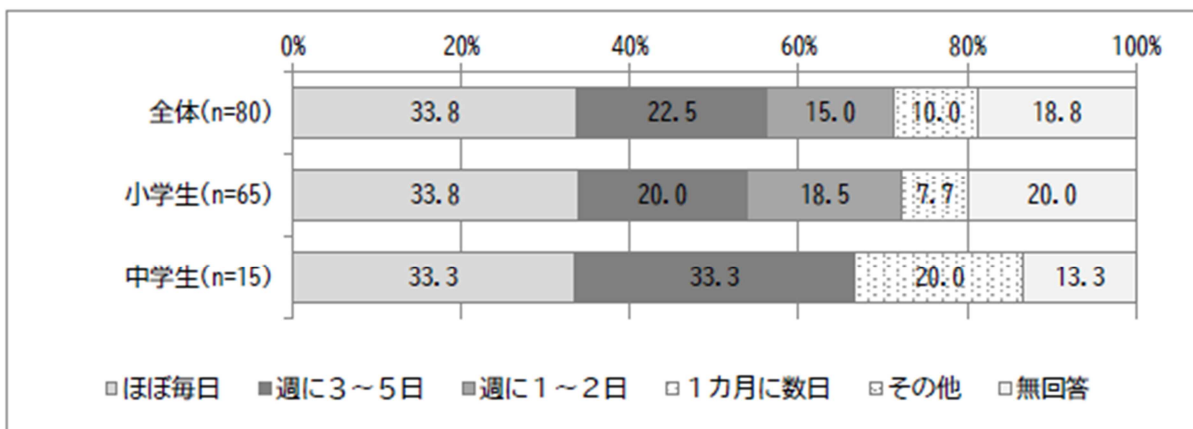
お世話の内容は、「一緒に買い物、散歩など」が47.5%で最も多く、次いで「見守り」が43.8%となっています。



④世話をしている回数

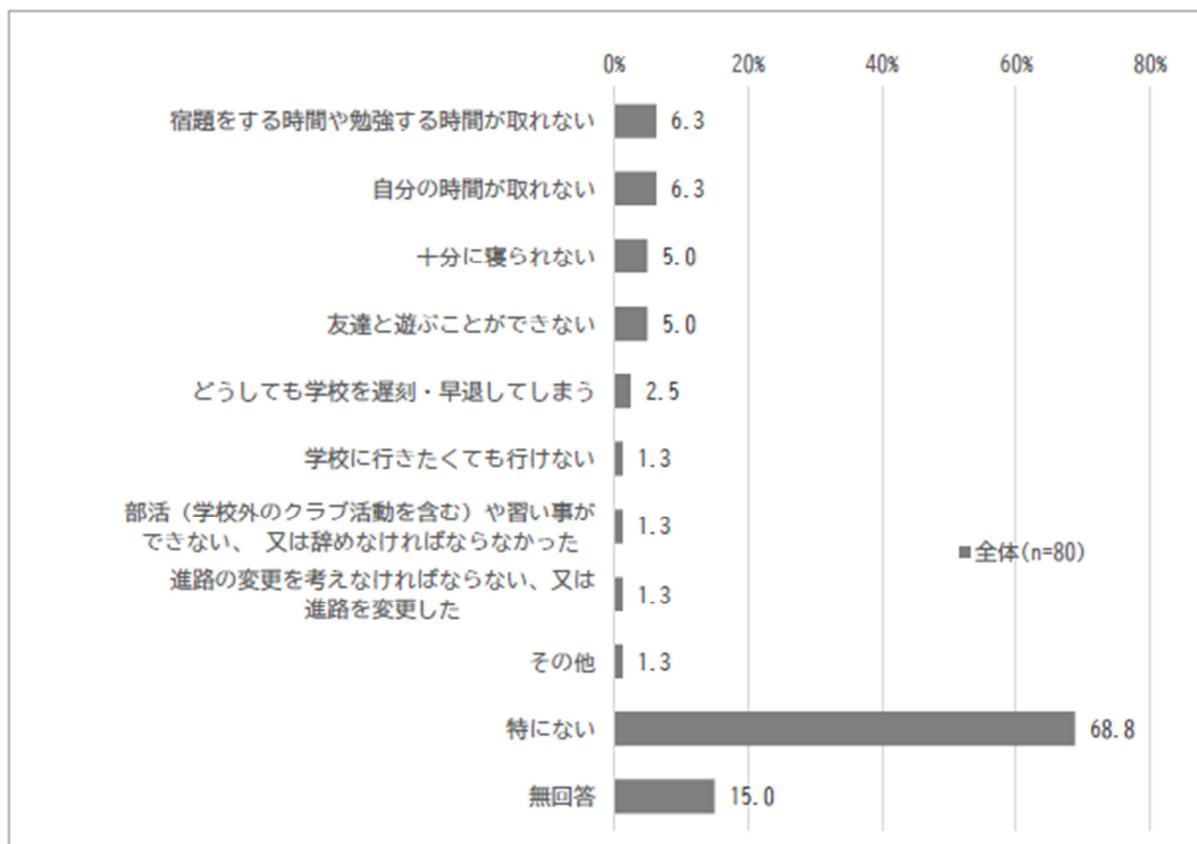
お世話をしている回数は、「ほぼ毎日」が33.8%で最も多く、次いで、「週に3～5回」が22.5%となっています。

学年別でみると、中学生では、「週に3～5日」が小学生に比べて13.3ポイント高くなっています。



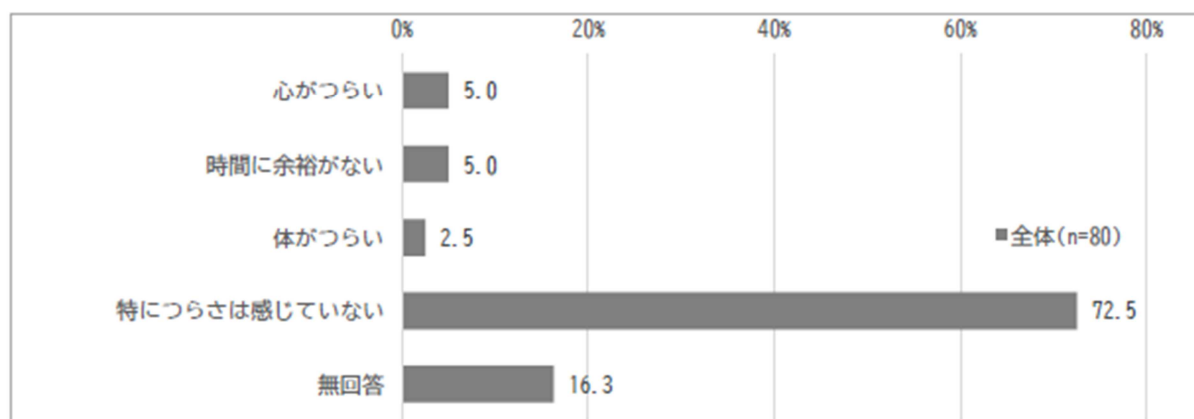
⑤世話をしていることで、できていないこと

お世話をしていることで、やりたいけどできないことは、「宿題をする時間や勉強する時間が取れない」及び「自分の時間が取れない」がそれぞれ6.3%で最も多く、次いで、「十分に寝られない」が5.0%となっています。



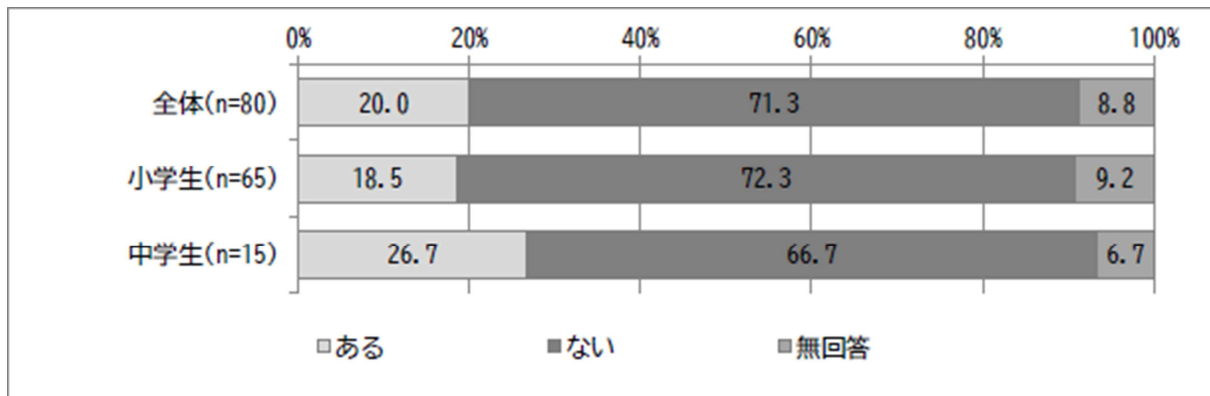
⑥世話をすることで感じているつらさ

お世話をすることにつらさを感じているかについては、「心がつらい」及び「時間に余裕がない」が5.0%で最も多く、次いで、「身体がつらい」が2.5%となっています。



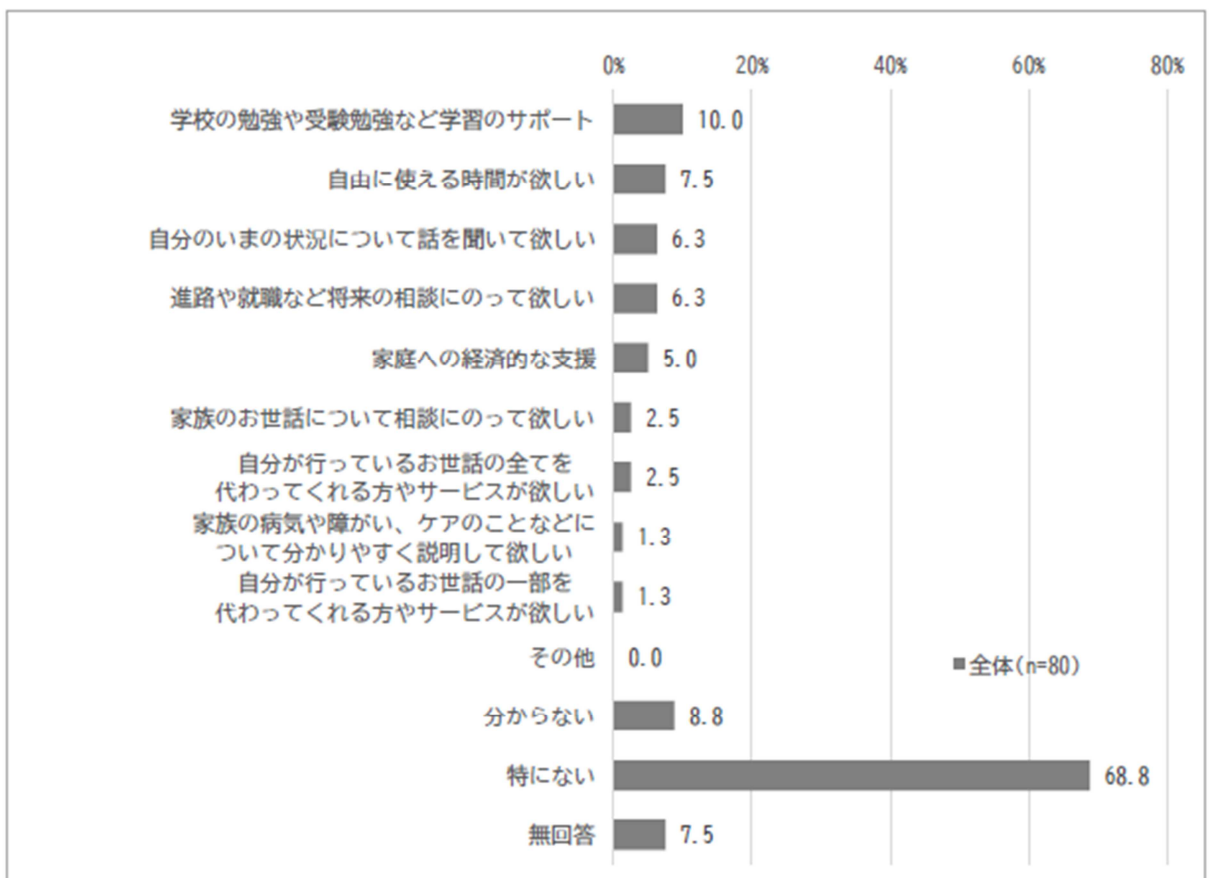
⑦相談したことの有無

お世話を必要としている家族のことや、お世話の悩みを誰かに相談したことはあるかについては、「ない」が71.3%で最も多く、次いで、「ある」が20.0%となっています。



⑧学校や周りの大人に助けて欲しいこと、必要としていること

学校や周りの大人に助けて欲しいことや、必要としていることは、「学校の勉強や受験勉強など学習のサポート」が10.0%で最も多く、次いで、「自由に使える時間が欲しい」が7.5%となっています。



4 第2期こまえ子ども・若者応援プランの実施状況

(1) 教育・保育施設及び地域型保育事業の状況

■ 1号認定（3歳以上：1号認定＋2号認定〈教育ニーズ〉）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	952人	939人	928人	898人
②確保数	1,067人	1,063人	1,059人	980人
③入園者数	907人	982人	842人	759人
過不足数（②－③）	160人	81人	217人	221人

■ 2号認定（3歳以上：保育ニーズ）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	1,108人	1,134人	1,159人	1,140人
②確保数	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人
③申込み数	1,090人	1,137人	1,144人	1,151人
過不足数（②－③）	110人	63人	56人	49人

■ 3号認定（0歳）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	205人	207人	214人	215人
②確保数	201人	201人	214人	215人
③申込み数	214人	203人	186人	157人
過不足数（②－③）	▲13人	▲2人	28人	58人

※確保数については、不足が生じた場合においては定員の弾力化により一定程度受入れをして対応しています。

■ 3号認定（1歳）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	351人	358人	372人	375人
②確保数	382人	382人	382人	382人
③申込み数	417人	415人	399人	382人
過不足数（②－③）	▲35人	▲33人	▲17人	▲10人

※確保数については、不足が生じた場合においては定員の弾力化により一定程度受入れをして対応しています。

■ 3号認定（2歳）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	350人	357人	372人	374人
②確保数	382人	382人	382人	382人
③申込み数	409人	402人	411人	414人
過不足数（②－③）	▲27人	▲20人	▲29人	▲32人

※確保数については、不足が生じた場合においては定員の弾力化により一定程度受入れをして対応しています。

（2）地域子ども・子育て支援事業の状況

■ 延長保育事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	1,162人	1,186人	1,221人	1,214人
②実利用者数	797人	880人	1,015人	829人

■学童クラブ（放課後児童健全育成事業）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	1年生	278人	292人	290人	314人
	2年生	235人	248人	260人	258人
	3年生	186人	185人	195人	204人
	4年生	76人	83人	82人	87人
	5年生	26人	27人	29人	29人
	6年生	6人	6人	6人	7人
	計	807人	841人	862人	899人
②確保数※		770人	900人	890人	980人
③申込み数	1年生	295人	307人	352人	380人
	2年生	234人	293人	316人	324人
	3年生	217人	200人	269人	277人
	4年生	84人	120人	134人	131人
	5年生	20人	15人	47人	43人
	6年生	9人	4人	4人	12人
	計	859人	939人	1,122人	1,167人
過不足数（②-③）		▲89人	▲39人	▲232人	▲187人

※確保数については、不足が生じた場合においては定員の弾力化により一定程度受入れをして対応しています。

■子育て短期支援事業（ショートステイ）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	54人	54人	54人	54人
②延べ利用者数	45人	7人	25人	95人

■地域子育て支援拠点事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	22,899人	22,833人	23,031人	22,943人
②延べ利用者数	14,135人	16,513人	20,276人	32,696人

■幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（預かり事業）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み		15,687人	15,472人	15,291人	14,798人
②延べ利用者数	1号認定	8,142人	6,048人	6,813人	12,977人
	2号認定	1,837人	1,357人	1,827人	3,918人

■それ以外の一時的預かり（預かり事業）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み		4,205人	4,201人	4,199人	4,136人
②延べ利用者数		2,271人	2,896人	4,104人	3,828人
	認可保育所	1,962人	2,642人	3,666人	3,287人
	家庭福祉員	64人	100人	83人	87人
	ファミサポ(就学前)	245人	154人	355人	454人

■病児・病後児保育事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み		478人	478人	477人	470人
②延べ利用者数		33人	105人	64人	252人

■ファミリー・サポート・センター事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	6-8歳	1,562人	1,612人	1,662人	1,730人
	9-11歳	248人	251人	260人	272人
②延べ利用者数	6-8歳	801人	1,067人	1,534人	1,415人
	9-11歳	139人	71人	163人	563人

■利用者支援事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	(基本型・特定型)	2か所	2か所	2か所	2か所
	(母子保健型)	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保数	(基本型・特定型)	2か所	2か所	2か所	2か所
	(母子保健型)	1か所	1か所	1か所	1か所

■乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	695世帯	691世帯	692世帯	687世帯
②実績(対象世帯数)	681世帯	612世帯	583世帯	522世帯
(訪問世帯数)	478世帯	574世帯	489世帯	504世帯
実施率	70.2%	93.8%	83.9%	96.6%

■養育支援訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	36件	36件	36件	35件
②訪問件数	18件	92件	112件	74件

■妊婦健康診査事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み（延べ受診者数）	9,674人	9,688人	9,618人	9,632人
②実施対象者数	8,568人	8,162人	7,308人	6,538人
延べ受診者数	6,334人	6,438人	5,632人	5,269人
実施率	73.9%	78.9%	77.1%	80.6%

(3) 子ども・子育て支援に関する施策の状況

■基本目標1 すべての子ども・若者が健やかに成長できるための環境づくり

1-1 子どもの健やかな成長に向けた支援

- ・子育て・教育支援複合施設では、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育支援センターにおける連携会議を開催し、連携を深める取組を行ったほか、必要に応じて専門的な知見を有するアドバイザーから助言を得ながら、効果的な運営に努めました。
- ・医療費助成の実施については、令和6年度までに中学生までの所得制限を撤廃したほか、令和3年10月から非課税世帯の高校生年代の子どもの医療費の助成を実施し、経済的に困窮している高校生世代の医療費の助成を行いました。令和5年度からは東京都制度の高校生等医療費助成事業（マル青）に事業移行しています。

1-2 幼児教育の振興と、保育における量の確保・質の向上

- ・一時保育については、公立保育園1園、私立保育園6園、家庭福祉員1名による一時保育を実施しました。一時保育のニーズを踏まえ、令和6年度から子ども家庭支援センターにおいて、理由を問わない一時預かり事業を実施しました。
- ・幼稚園・保育園・小学校の関係者の連携を深め、情報交換や学習の機会を設けるとともに、子ども同士の交流も推進しました。また、保育園では園庭開放など、地域との交流を実施するとともに、令和6年度から幼稚園にて多様な他者との関わりの機会の創出事業を実施し交流を図っています。
- ・保育園等の子どもが病気などにより、各施設で受入れが困難なときに、病児保育施設で預かり、子どもの健康管理と保護者の就労を支援しました。また、ベビーシッターによる保育サービスを利用した世帯にその利用料の一部を助成する訪問型病児・病後児保育利用料助成事業を実施しました。

1-3 子どもの居場所の確保と放課後対策の推進

- ・放課後クラブ・小学生クラブ、こどもクラブの設置や小学生クラブの定員を増やし、学童クラブの充実を図るとともに、障がい児の施設利用も行いました。また、放課後子ども教室の充実を図るため、KoKoA運営委員会を中心に遊びのリーダーやボランティア等を活用した事業を推進しました。
- ・遊びを通して子どもの感性や生きる力を磨いていけるようプレーパークの運営を支援しており利用者数は年々増加しています。

1-4 多様な学びの実現と体験の機会を伴う学習の推進

- ・こまYELLにおいて学習面の支援だけでなく、生活上の課題の把握も目的として学習支援を実施しました。また、ひとり親家庭の子どもの生活の向上や居場所としての機能を図ることを目的にひとり親家庭等学習支援事業を実施し、子どもの学習面、生活面に関する支援を行いました。
- ・狛江市食育推進計画（第2次）に基づき、狛江市食育推進庁内連絡会や栄養士情報交換会にて情報交換を行いながら、食育に関する取組を計画的に進めました。また、芋ほりな

どの食育を推進する事業も実施しました。

- ・子どもの健全育成に必要な知識の普及のため、小中学校の授業の中で喫煙や飲酒・薬物乱用の防止について指導を行いました。また、東京都薬物乱用防止推進狛江地区協議会と連携して、中学生によるポスター及び標語の募集や市民まつりでのパネル展示で市民への啓発活動を行いました。
- ・一人1台タブレット端末の活用により、児童・生徒の情報活用能力の伸長を図ることができました。また、東京都教育委員会の「GIGA ワークブック」等を活用し、タブレット端末の不適切な使用をしないための情報モラル教育を推進することができました。
- ・各学校に外国人英語指導員を派遣するほか、全校で東京グローバル・ゲートウェイの活用、中学校におけるオンライン・スピーキング・トレーニングの実施等、主に「話すこと」に関する外国語教育の充実を図りました。
- ・交通安全教育イベントへの積極的な参加を行ったほか、子どもが防災に対する意識を持ち適切に行動できるよう、出前授業や防災センターの見学、防災訓練では、子ども防火衣や高所作業車体験等、子どもが興味を持つような展示・体験ブースを設置する工夫を凝らすことで、子どもの参加を促進し、防災意識の向上につなげました。防災カレッジではマイ・タイムライン講座を実施することで、各家庭への理解と啓発を推進しました。
- ・山梨県小菅村でのフィールドワーク、間伐材を使用した工作体験等の自然体験等の環境学習を行う「小学生環境サミット」や多摩川の生きもの調査会等を実施したほか、環境保全・自然体験活動等を行っている「狛江水辺の楽校」と協働して、子どもの環境学習の場を提供しました。

1-5 子どもの発達段階に応じた支援と関係機関の連携推進

- ・児童発達支援センターを中心に、一般相談、通所支援、保育所等訪問支援等の実施により、早期療育が必要な子どもを支援しました。また、発達に心配のある乳幼児に対し、発達健康診査や心理相談、心理経過観察グループのいるかグループ、くじらグループを実施しました。
- ・地域の発達支援を支える「あいとびあ子ども発達教室“ぱる”」において、発達に課題のある就学前の子どもの成長・発達を支援しました。
- ・子どもに適した学習環境を選べるよう、関係機関等と連携した就学相談等による支援を実施しました。
- ・自閉症・情緒障がい特別支援学級において児童・生徒一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行ったほか、特別支援学級・教室代表者会の開催や情報交換、協議、研修等を行うことによる特別支援学級及び特別支援教室の充実を図りました。また、教員向けに特別支援教育悉皆研修会を開催し、発達障がいのある児童・生徒への支援の学びと指導力の向上に向け取り組みました。
- ・全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」を設置しました。児童虐待対策については、虐待対策ワーカーを中心に子どもの相談対応を行っているほか、児童相談所との定例ケース会議をはじめ、個別ケース会議等に積極的に参加し情報を共有して各関係機関との連携を強化しています。

- ・子育て・教育支援複合施設の中で、支援の入り口となる敷居の低い相談場所としてひろば事業等を実施し、子どもとその家庭からの多様な相談に対応するとともに、施設内での連携をはじめ、地域の各関係機関等とも連携し、切れ目のない支援に取り組みました。
- ・様々な悩みを抱える児童・生徒の相談に対応できるよう、小・中学校の全児童・生徒に相談先を記載した SOS カードを作成・配布し、相談先の周知に取り組みました。また、市専門教育相談員の各小学校への派遣、東京都スクールカウンセラーの各小中学校への配置のほか、専門家チームによる巡回相談を実施し、学校における相談支援体制の強化に取り組むとともに、スクールソーシャルワーカー等とも連携しながら、児童・生徒やその家庭の課題の解決に向けて取り組みました。

1-6 悩みや困難を抱える家庭・子どもへの支援

- ・ひとり親家庭等専門相談員と母子・父子自立支援員を中心に、ひとり親家庭の生活上の悩みや相談内容に応じた相談対応及び支援を行いました。また、ひとり親家庭のしおり、ひとり親家庭等専門相談員のリーフレット等を作成し、相談事業や相談員について周知を行ったほか、相談対応と並行して支援の展開について母子・父子自立支援プログラムの策定を行い、高等職業訓練促進給付金や教育訓練給付金の事業の周知と促進を図り、高等職業訓練促進給付金等の資格対象等の拡大についての対応と支援の実施を行いました。
- ・ひとり親家庭等学習支援事業を実施し、子どもの学習面、生活面に関する支援を行うとともに、居場所としての機能を持たせることで、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図りました。
- ・市内で子ども食堂事業を実施している市民団体と連携し、子どもやその家庭の居場所を確保するとともに、必要な支援につなげました。また、経済面から子育て世帯の居場所としての機能を持つ地域団体の支援を行いました。

1-7 子どもや若者の居場所の確保と社会参加に向けた支援

- ・市内3か所にある児童館・児童センターにおいて、中高生向けのプログラムの実施やボランティアとして活動してもらうことで、居場所としての充実を図ったほか、世代間・異年齢交流の促進などを実施しました。
- ・地域におけるサードプレイスの確保を目指し、子ども・若者が気軽に立ち寄れる地域の居場所として、市内において2か所（ふらっとなんぶ、comarch）居場所事業を創設し、地域で安心して暮らせるための支援を行いました。
- ・不登校児童・生徒の相談窓口や居場所等を周知するため、リーフレットを改版するとともに、ゆうあいフレンドが家庭訪問等を行い、話し相手等となることで社会とのつながりや社会的活動・自立への支援を行いました。また、東京都教育委員会の VLP（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム）に参加し、継続実施するとともに、不登校傾向にある児童・生徒等の教室以外の居場所として、校内に別室を確保し、支援員を配置することで、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援を行いました。
- ・令和4年度より新たに定期的な相談の場として若者相談事業を開始しました。本相談窓口のみでは対応が難しい案件については、市関係機関や医療機関等につなぐなど個々のケースに応じた支援を行いました。

1-8 子どもの人権擁護

- ・児童虐待防止に向けて広報への掲載やリーフレットの配布等にて普及啓発を図り、11月の児童虐待防止推進月間においてはパネル展示を行い、オリジナルグッズの配布やオレンジリボンバッジを着用することで周知活動を行いました。
- ・令和4年度より人権啓発誌を発行し、全戸に配布しています。令和4年度については子どもの人権に関する内容についても周知を図りました。また、将来の市の子育て施策全般の指針になるものとして、子どもの権利の保障や、心も体も健やかに育つ環境整備のために、その理念を市全体で共有する仕組みとなる「(仮称)子ども条例」の制定の検討を始めました。
- ・令和6年度から婦人相談員を女性相談支援員に改め、困難な問題を抱える女性への支援策に対応するとともに、引き続き関係機関と連携しながら、生活不安等様々な悩みに応じ、それぞれの家庭等に寄り添った相談及び支援を行いました。

■基本目標2 すべての親が安心して子どもを産み育てられる環境づくり

2-1 産前・産後の支援と父親の育児参加の促進

- ・妊婦面談事業(ゆりかご泊江)を実施し、妊娠期からの支援に努めました。令和5年3月からは出産子育て応援交付金事業を開始し、経済的支援と伴走型相談支援を行い、妊娠期には妊娠8か月アンケートを実施することで、出産を間近に控えた妊婦に関わる機会を創設し、切れ目のない支援を図りました。
- ・妊娠中の女性とパートナーを対象として、妊娠、出産、育児、栄養などについて正しい知識を持ち、健康の保持・増進が図れるよう、ママパパ学級を実施しました。妊産婦の心と体の変化や赤ちゃんの泣きへの対応も含め、かつ父親の育児参加を促すために父親向けのプログラム内容を積極的に取り入れ、産前産後の支援を図りました。
- ・多胎児とその保護者の交流会「わいわいキッズ」の実施、令和2年度からは事業利用時のタクシー代を助成する多胎児移動支援事業、令和5年度からは通常の妊婦健康診査費用助成に加えて追加で5回多胎妊婦健康診査費用助成を実施したほか、出産前後の育児不安や育児等における負担軽減を目的に育児支援ヘルパーを派遣しました。こまえ子育てねっと、子育てガイドブック、市のホームページへの情報掲載や、子ども家庭支援センターなどで事業を周知するとともに、個別に支援の必要な家庭へ情報提供を行い育児等の負担軽減につなげました。

2-2 子育て家庭の負担の軽減に向けた相談支援の推進と環境整備

- ・育児相談、ママの気持ちの相談等の相談事業を実施したほか妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、支援プランの作成や包括的な支援を行うため、子育て世代包括支援センターをあいとぴあセンターに設置し切れ目のない支援に努めました。また、令和6年度には、それまで担ってきた機能を引き継ぐとともに、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行うことも家庭センターを設置しました。
- ・子ども家庭支援センターでは、子育て中の親が気軽にいつでも相談できる場の提供や各種プログラムへの参加から相談へつながる機会を設けるほか、対面以外にも電話やメールといった多様な相談方法を用意し、相談しやすい環境づくりに取り組みました。

- ・こんにちは赤ちゃん事業等により、養育支援が特に必要であると判断した家庭に、適切な養育を推進し、虐待の予防や早期発見等につなげました。こども家庭センター内で情報を共有し、必要な家庭への家庭訪問等による育児や健康に関する専門相談支援や各種サービスの情報提供、ヘルパーの派遣等の支援を行いました。
- ・子育て中の方への情報発信として SNS での発信や、こまえ子育てねっと、こまえスマイルぴーれをはじめとした子育てポータルサイトの運用を行いました。また、子育てサイトをリニューアルし、子育て世代の価値観や生活スタイルの変化に合わせ、スマートフォンを中心とした子育て世代により身近に寄り添えるコンテンツへの再構築を図りました。
- ・地域の施設で実施する子育てひろばを中心に、子育て中の親が気軽に情報交換、交流できる場の提供に努めました。また、地域の子育て関連団体のネットワーク化を図るため、こまえくぼ 1234 と連携して情報交換会を開催し、地域団体同士のつながりの強化や情報交換の場を設けました。
- ・令和 5 年度から母子手帳アプリの運用を開始し、イベントや健診、予防接種等、その月齢に必要な情報について、プッシュ型の情報発信を実施しました。
- ・みんなで子育て事業として、親子の絆づくりプログラム～赤ちゃんがきた (BP)、ノーバディーズ・パーフェクト・プログラム (NP)、コモンセンス・ペアレンティング (CSP)、子育て講座を開催し、子育てに関する知識の習得や、子育ての不安感・悩みの解消、仲間づくり等を促進しました。また、NP 及び子育て講座では父親向けの講座も開催し、子育てに関する学習に父親が参加する機会も提供し、父親同士の交流等につなげました。

2-3 男女ともに子育てに向き合うワーク・ライフ・バランスの推進

- ・令和 4 年度にライフデザインセミナーの開催等を行いました。また、令和 5 年度に男女共同参画推進委員会だよりをリニューアルし、ライフデザイン等に関する情報を周知したほか、男女共同参画に関するパネル展を開催しました。
- ・就職活動支援セミナーの実施により、市民がワーク・ライフ・バランスについて考える機会を提供し、意識啓発を行ったほか、子育てねっとのリニューアルに伴い、情報発信についての整理を行い、ワーク・ライフ・バランス等も含めて子育て世帯への情報提供を行いました。また、国及び東京都等が作成したパンフレットや冊子等を広く配布するとともに、情報提供を行い、事業所の意識啓発や理解を促進しました。

■基本目標 3 地域で支える・地域がつながる子育ての環境づくり

3-1 子どもが安全に育つ環境の充実と基盤整備

- ・毎年、学校や PTA 等と実施している通学路合同点検において、各校からの要望等について警察等関係機関との協議を重ね、道路区画線・グリーンベルト等の塗り直し及びカーブミラー、減速マーク、ロードポスト、注意喚起看板等が設置されています。また、保育所が行う散歩等の園外活動の安全を確保するために、すべての車両運転者に対して注意喚起することを目的とした「キッズゾーン」を 5 か所設定しました。
- ・新築や増築、大規模改修等の届出のあった公共施設や共同住宅、店舗等に対して、適合遵守の指導及び適合努力の要望を行いユニバーサルデザインの普及を誘導しました。また、民間施設等のユニバーサルデザインに基づく設備の促進を図るため、福祉環境整備基準

適合証（やさしさマーク）の取得促進や、みんなにやさしい生活空間づくり推進事業補助金の活用等を通じて、子育て世代から高齢者世代までのすべての市民にとって利用しやすい施設の整備を推進しました。

- ・子どもの安全確保と健全育成のため、防犯ボランティア等と連携し、市内における防犯パトロール活動を実施しました。また、夜間等の時間帯に、調布地区防犯協会狛江支部連合会による青色回転灯搭載車でのパトロールを実施しました。
- ・各学校では、セーフティ教室を含め安全指導に係る年間指導計画に基づく安全教育を行うことができました。また、生活指導主任会において、安全指導に係る情報交換・協議を実施しました。
- ・犯罪等に関する情報の提供については、こまめ安心安全情報メールや安心安全通信により安心安全情報を配信しました。また、不審者情報などの市内保育施設や学校への情報共有を速やかに行ったほか、情報提供があった不審者情報等については、関係各課に迅速に情報提供するとともに、必要に応じて青色パトロールを実施する等の対応を行いました。

3-2 子育て家庭を温かく見守る地域づくりと地域におけるネットワークの形成

- ・地域の実情を把握し、市と地域団体との連携強化を図るため、子ども食堂や子育てひろば、地域における子ども・若者の居場所の地域団体等との定期的な情報交換や、個別の事業ごとの連携を図りました。
- ・教育委員会、学校、地域団体、保護者代表、関係機関等が集う青少年健全育成連絡会を開催し、児童・生徒の健全育成に係る諸課題についての講演会や協議を実施しました。
- ・地域における子ども・若者の居場所や子育て関連団体のネットワーク化を図るため、こまめくぼ 1234 と連携し、地域団体同士のつながりの強化や情報交換の場を設けました。
- ・狛江市要保護児童対策地域協議会を中心に地域の関係機関同士の連携を強化し、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に努めました。狛江市要保護児童対策地域協議会（代表者会議・実務担当者会議）のほかにも、定例ケース会議を開催し定期的な情報交換や事例検討を行うなど、虐待対応に係る知識及び理解を深める研修の機会としました。また、児童虐待防止マニュアルを配布することで、学校を含む関係機関の虐待に関する意識の向上や更なる連携強化を図りました。
- ・子育て・教育支援複合施設を開設し、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育支援センターの連携を強化するとともに、児童発達支援センターの地域支援事業の中で、保育園等の児童関連施設等とも連携を図りました。また、児童発達支援センターの運営会議を活用した地域支援ネットワーク会議を開催し、各施設の現状と課題について意見交換するなど連携の強化に努めました。
- ・子育て世帯が市内に住む親との近居又は同居のために市外から転入する際に掛かる費用の一部を助成する「子育て世帯に対する親世帯近居等促進助成金事業」を開始し、子育てに適した居住環境の充実を図りました。

5

子ども・若者と家庭を取り巻く狛江市の現状や子ども・若者支援に関する市民ニーズからみえた現状と課題

- 総人口は緩やかに減少していますが、年齢3区分別の人口構成比に大きな変化はないものの、15～30歳の割合が減少傾向、65歳以上の割合が増加傾向にあります。
- 転入が転出を上回る社会増の傾向が続いていますが、その増加数は年々少なくなっています。進学や就職等の影響であると考えられる15～24歳では転入超過ですが、結婚や出産時期を迎えると考えられる25歳以降の年齢層は転出が上回っています。
- 5歳階級別の有配偶数では、男女ともに25歳～39歳で令和2年は平成27年と比べ少なくなっており、また、5歳階級別の未婚率では総じて男性が高くなっています。平均初婚年齢では、女性は国、東京都よりも高い傾向で推移しています。
- 出生数・合計特殊出生率ともに減少傾向にあります。母親の年齢階級別出生数は30～34歳が最も多くなっていますが、女性の就業率は25歳以降6割を超えており、また、有配偶の女性の就業率でも6割弱となっていることから、就労と育児の両立は重要な課題として考えられます。出産前後の時期の仕事との両立と合わせた出産・子育て支援は、出生数を底上げする可能性があると考えられます。
- 生活保護受給世帯は増加傾向、18～39歳の生活保護受給世帯も増加傾向にあり、自立に向けた支援の拡充が求められます。
- 市内小中学校における不登校児童・生徒の割合は増加しており、そのような子どもへの学びや体験・経験の機会や様々な人とつながりが持てる支援の推進が必要です。
- 発達やライフステージに応じた支援の充実や関係機関との情報共有や引き継ぎを行い、不登校やひきこもりなど、様々な生きづらさを抱える子ども・若者が社会的な孤立に陥らないよう、相談体制の整備と支援を充実させる必要があります。
- 虐待等への対応について、市や関係機関との連携を強化して実施しているが、虐待の相談件数は過去5年でそれぞれ100件を超えており、虐待を未然防止していく取組が必要です。
- 保育所入所待機児数について、1・2歳児においては未だに待機児はいるものの減少傾向にあります。一方で、学童クラブにおける待機児数は令和6年度で162人となっており、増加傾向にあるため、計画的に待機児対策を行い学童クラブの充実を図る必要があります。また、学童クラブについて、保護者ニーズの高い開所時間の設定等、保育内容及びサービス充実に対応するために民営化によるサービス向上を検討していく必要があります。
- ニーズ調査結果では、就学前児童、小学生の保護者ともにフルタイムでの就労が増加しており、母親の「以前は就労していたが現在は就労していない」の割合は調査のたびに減少しています。このことから、乳幼児期～就学期の子育てと仕事の両立支援は重要です。また、共働きの場合は、主たる保育者や保護者いずれかへの負担の偏りなども考えられ、サービス利用状況・利用意向、子育てする上での悩みなどに着目し、支援体制を整備していくことが大切です。
- 出産～乳幼児期という、母親の身体的・精神的負担の大きい時期において、父親の育休取得の割合は今回の調査で17.3%と増加しているものの、母親の取得状況と比較すると過去2回のニーズ調査を踏まえても低い状況が続いています。父親の家事・育児参加に

- ついて、引き続き意識の醸成や啓発、支援策の検討が必要と考えられます。
- 地域子育て支援事業の、児童センター、児童館やプレーパークを利用したことがある割合は高くなっていますが、交流拠点の認知度は低く約7割が「知らない」と回答している施設もあるため、周知の方法について検討する必要があります。また、児童館や児童センターの中高生の利用が少ないため、継続利用に向けたイベントやプログラムの見直しを行う必要があります。
 - 教育・保育事業を土曜日、日曜日・祝日や長期休暇期間中に「たまに利用したい」希望は高く、また、学童クラブの土曜日の利用意向が1割程度なのに対し、夏休み・冬休みなどの長期休暇期間中では約半数が利用したいと回答しています。
 - 子育ての不安や悩みでは「自分の自由な時間がもてないこと」、「子育てにより精神的に負担を感じること」が前回調査より高くなっており、一時的に子どもを預けて、リフレッシュできる支援の拡充が求められます。
 - 理想の子どもの数をもつためにあればいいことでは、就学前児童、小学生の保護者、若者調査ともに就労先での制度を求める声のほか、「子育てに関する経済的支援施策がある」の割合が高く、「幼稚園・保育園・認定こども園などへの入園の見通しが立っている」、「理由を問わず子どもを預けられるサポート体制（病児保育や一時預かりなど）が整備されている」、「市で妊娠・出産・子育てまで一貫した支援がなされている」などの市の支援を求める声も多くあり、子どもを望む人が安心して、産み育てられる環境の整備が求められます。
 - 市に期待する子育て支援では、就学前児童保護者では子連れでも出かけやすく楽しめる場所やイベントの機会を増やしてほしい、小学生保護者ではボール遊びなどができる遊び場を増やしてほしいなど遊び場の充実を求める声が多くなっているほか、誰でも気軽に利用できる保育サービスや誰でも気軽に過ごせる子どもの居場所を充実させてほしい、子どもの宿題や勉強の手伝いをしてくれる場所がほしいなど居場所の声も多くなっています。
 - 子どもの権利条約の認知度について、就学前児童、小学生、中学生の保護者は6割に満たず、小学5年生、中学2年生の子どもは4割に満たない状況です。子どもがいる、いないにかかわらず、地域全体で子どもの権利について理解を深めるための周知、広報をしていく必要があります。
 - 子どもの体験・経験は、生活困難層で「金銭的な理由でない」割合が高くなっていますが、「時間の制約でない」や「その他の理由でない」も合わせると「ない」の割合は全体でも高くなっています。家庭の状況によらず、すべての子ども・若者が様々な体験・体験ができる支援が求められます。
 - 日ごろ、子どもを預かってもらえる人が「いない」のは、就学前児童保護者で27.1%、小学生保護者で21.5%、また、頼れる親族・友人が「いない」のは、小学5年生保護者全体で22.1%、中学2年生保護者全体で22.7%と、約2割は緊急時や急用の時に預かってもらえる親族や友人いない状況となっています。
 - 相談相手が「いない」と回答した割合は小学5年生の生活困難層で11.5%、中学2年生の生活困難層で19.0%となっています。また、相談窓口の利用状況については、「相談する窓口や方法がわからなかった」との回答もあり、周知方法の検討とともに、気軽に悩みごとを相談できる場所があればつながりやすいのではないかと考えます。

- 生活実態調査において、「相談したいと思っても相談しても意味がないと思い、孤独を感じる」との回答もあり、不安や孤独感を感じているにもかかわらず、自ら相談できず、孤立化してしまう可能性があります。気づかないうちに虐待に向かってしまうことがないよう、早期な支援につなげていく必要があります。
- 親が受けさせたい教育段階は「短大・高専・専門学校まで」や「大学またはそれ以上」を望んでいますが、子どもの進学希望は「高校まで」の割合が高くなっています。子どもが家庭の経済的状況に配慮した希望とも考えられ、すべての子どもが望む教育を受けられるように支援を進めていく必要があります。
- 子ども・若者の居場所や子育て支援をしている地域団体のうち、こまえくぼ 1234 に登録している団体の多くは子ども関連団体情報交換会とつながっていますが、つながっていない地域団体とのネットワークを築きにくいいため、実際の地域団体の声を聞く機会を増やし、関係機関や地域団体との連携を強化していく必要があります。
- ヤングケアラーという言葉について、小学5年生、中学2年生ともに約5~6割は聞いたことがあり、あてはまると思うかでは、小学5年生、中学2年生とも「あてはまらない」の割合が高くなっている一方で、割合は少ないですが、小学5年生の生活困難層で3.8%が「あてはまる」と回答しています。お手伝いとお世話の境がはっきりとない中で、ケアラーと思わずお世話をしている子どももいると考えられ、教育機関、福祉機関を含めた関係機関との連携を含め、ヤングケアラーの実態把握やヤングケアラーを生み出さない支援体制を構築していく必要があると考えられます。
- 若者の約6割が結婚をしておらず、また、約4割は一人で暮らしています。
- 若者が話をする人や困ったときに助けてくれる人は家族の割合が高くなっていますが、日常的にほっとできる、安心できる場所がないと回答した割合は1.5%となっています。
- 悩みを相談する相手は、友人や家族が多く、家族以外で相談したり、助けてもらったりしやすいと感じる人は、「同じ悩みを持っている、持っていたことがある人」の割合が高く、次いで「同世代である人」、「カウンセラーなど心理学の専門家」が続いています。また、相談しやすい環境は「曜日・時間帯を気にせずに相談できる」の割合が高く、次いで「匿名で(自分が誰かを知られずに)相談できる」、「SNSやメールなどで相談できる」となっています。若者の悩みに寄り添った相談窓口の整備を進めるとともに、既に進めている市の相談事業の認知度は低くなっているため、広く周知する工夫や方法の検討が必要です。

1 基本理念

本計画では、第2期こまえ子ども・若者応援プランの考え方を踏襲しつつ、子ども・若者が、単なる子ども・若者施策の対象とされるのではなく、自らの人生の主演として自分らしく主体的に、また、地域とともに生きていくことができるようにするために、世代を超えたすべての人がお互いにそれぞれの“自分らしさ”や多様性を認めあい、尊重しあえる社会の実現を目指します。また、関係機関や地域団体とも連携しながら、顔の見える関係を大切にしつつ、ゆるくつながることで、子ども・若者の生活や子育て家庭を支援することを目指し、「ゆるくつながり、子ども・若者とともに生きるまち・狛江」を基本理念とします。

基本理念

ゆるくつながり、子ども・若者と
ともに生きるまち・狛江

基本的な視点

(1)すべての子どもや若者の最善の利益を尊重する

(2)狛江らしさを活かし、地域とともにつくる

基本目標①

すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進

基本目標②

安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援

基本目標③

子ども・若者が地域で安心して過ごせる地域社会づくり

※「ゆるくつながる」とは、役割や居場所、関係性にしばられることなく、顔の見える関係を大切にしながら、他者を尊重し、おだやかに、ゆるやかに、そして分けへだてなく、人と人との関係がつけられていくことを表現しています。

2

基本的な視点

基本的な視点とは、基本理念の実現に向けて、それぞれの施策や具体的な取組を実行していくときに常に持っておく視点、考え方です。

狛江市では、すべての市民が、生涯にわたり人間性が尊重され、生きがいをもって、ともに生きる豊かな福祉社会の実現に向けて、市民福祉の推進に努めます。

また、子ども・若者の最善の利益を確保するとともに、コンパクトな市域や多摩川をはじめとした豊かな自然環境など、狛江市特有の資源を活用し、“狛江らしさ”を活かしながら地域が一体となって安心して子育てできる環境の整備を進めます。

(1) すべての子どもや若者の最善の利益を尊重する

子どもは生まれながらに権利の主体であり、多様な人格を持った個として尊重され、その権利が保障されるものであり、子どもであることを理由としてその権利が認められないということや、大人の都合でその権利が不当に侵害されることがあってはなりません。すべての大人は、容易に子どもの権利を制限してしまうことがあることを常に認識し、子どもの権利を不当に侵害することのないようにしなければなりません。

そのためには、子ども・若者が自らのことについて年齢や発達の段階に応じて意見を形成し、表明しやすい機会をつくり、その意見を受け止め、尊重することが大切であり、また、困難な状況や生きづらさなど様々な状況にあって声をあげにくい子ども・若者においても、言語化された意見だけでなく様々なかたちで発する思いや願いをくみ取るための十分な配慮をすることが必要です。

子ども・若者の視点に立って考え、子ども・若者がそれぞれの目線で見ている景色を、周りのすべての世代の人も一緒に見ようとしながら、その景色が尊重されることが重要です。

また、家族の在り方や家庭を取り巻く環境が多様化している現代において、子ども・若者が自由で多様な価値観や考え方に基づいて選択することができ、周りの大人がその選択を尊重し、寄り添い、応援することも重要です。

さらに、子ども・若者の幸せは、育つ環境や家庭の置かれた状況と切り離しがたく結びついているため、子ども・若者の最善の利益を尊重するために、安心できる環境づくりや家庭の支援を行い、子ども・若者の幸せだけではなく、その家庭の幸せの追求を支援することも重要です。

生まれ育った環境によって将来が左右されることがないように、困難な状況にあり様々な生きづらさを抱える子ども・若者を誰一人取り残さず、また、状況に応じた必要な支援が特定の年齢で途切れることがないように、関係機関、地域団体等との連携を図り、子ども・若者や子育て当事者に寄り添った支援に取り組んでいきます。

その上で、すべての子ども・若者が、様々な体験・活動を通じて、成長し社会で生き抜くために必要な力を育むことができるよう支援します。

(2) 狛江らしさを活かし、地域とともにつくる

市域が狭く、人口密度が高い狛江市には、地域との距離が近く互いに「顔の見える関係」を築きやすい環境があります。また、都心に近くコンパクトなまちであると同時に、地域のコミュニティなど様々な横のつながりがあり、地域の温かみを感じられるまちでもあります。

そして、これらは、地域が一体となり、子ども・若者の成長や子育て家庭と関わり、ともに支え合い、ともに暮らしていく上で貴重な財産でもあります。

こうした狛江市の強みを活かしながら、市が地域同士をつなぐ架け橋となり、市や関係機関、地域が互いに連携・協働しながら、それぞれの能力や強みを十分に発揮し、子育てをしている、していないにかかわらず、地域で子ども・若者の健やかな成長や子育て家庭を温かく見守る環境を整備していくことが必要です。

また、支援が必要な人は、支援を求めながらも支援機関との関わりに一歩踏み出せないことがあることも考慮し、公的機関とは異なる様々な地域団体があることで、子ども・若者や子育て当事者が地域との関わりを持ち、自分らしく安心して暮らしていけるような地域づくりを進めていくことが必要です。

その上で、すべての世代の人が地域や学校等の様々な活動を通じて顔の見える関係をつくり、地域一体となって安心して子育てができ、子ども・若者が成長できる環境の整備を進めていきます。

3 基本目標

基本目標とは、基本理念の実現に向けて、それぞれの施策や具体的な取組を実行していくときの基本的な目標となるものです。

本計画では「すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進」、「安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援」、「子ども・若者が地域で安心して過ごせる地域社会づくり」の3つを基本目標とします。

基本目標1 すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進

子どもを取り巻く環境が常に変化を続け、ますます厳しくなっている中で、すべての子どもや若者が主体となり、健やかに成長し活躍できるため、又は、自分らしくいられるためには、子どもや若者の多様性が尊重され、意見表明・参画、自己選択等ができるよう、それぞれの子どもや若者の成長・発達の段階や家庭状況に応じて、その時々に必要な支援とそれを支えるための環境整備が必要です。

そのために、子どもや若者並びに家庭にかかわる関係機関・地域団体等との連携を強化し、いじめや児童虐待の防止、貧困対策、ヤングケアラーを生み出さないための支援など、悩みや困難を抱える子ども・若者に対し、それらの兆候や発生の状況を早期にキャッチするとともに、必要な支援を組織的に行います。

そして、上記のような様々な悩みや困難を抱える子どもや若者に寄り添いながら、すべての子どもや若者が安心して、心身ともに休息をとり、健やかに成長していくための居場所づくりや相談体制の整備を推進し、様々な要因により社会から孤立している若者に対しては、自分の長所や能力に気づき、少しずつ自信を取り戻しながら、それぞれのタイミングで社会とつながれるよう、必要な支援サービスの整備を推進します。

また、関係機関・地域団体等との連携のもと、すべての子どもや若者が、生まれ育った環境にかかわらず、自分の能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、必要な支援や教育・育成環境の整備を的確に行うとともに、子どもや若者に関するあらゆる施策において、子どもや若者の主体的な活動を支援・促進することにより、すべての子どもや若者が様々な体験・活動を通じて成長し、社会で生き抜くために必要な力を育みます。

—子ども・若者・子育て会議で出された意見（一部抜粋）—

- ・ 児童館や児童センターは中高生の利用が少なく、小学生がメインで使用しているため、中高生の居場所を確保する必要がある。また、地域センターや中央公民館は高齢者若しくは小さな子どもやその保護者が多く使用しており、中高生は非常に使いづらい。
- ・ 児童館等における中高生の居場所だけではなく、地域の居場所についても課題である。
- ・ 児童館などにおける企画について、子どものやりたいことを聞いて企画するという、子どもの権利や意見表明などの学びとセットで考えられると良いのではないか。
- ・ 不登校になってしまったため、学校以外の居場所を作ることは大切であるが、なぜその子どもが学校に行きづらくなったのかというアセスメントも含めて、誰がどのように機能しているのかを明確にする必要がある。
- ・ 特別支援教育について、行ける場所の制限や受けたい支援の制限に対する対応について、もう少し丁寧な対応が増えたらと思う。
- ・ 若者の相談窓口が公的なものでなく、民間の支援団体が窓口になって支援をしているケースがあり、そのような方をいかに行政が救い上げていけるが課題である。地域の中でぶつかったときにどのような形で行政の支援につなげることができるか、ネットワークづくりが課題である。
- ・ 子どもの権利の授業や教育などを通し、子どもの権利について一から教える機会があると良いのではないか。

基本目標2 安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援

子育てという体験からは、新しい出会い、愛情形成のプロセスなど、かけがえのない感覚を得られることがあります。一方で、子どもたちが育つ環境は様々です。すべての親が安心して子どもを産み育てることのできる子育て環境を実現するためには、子育てをすることで感じる不安や精神的な負担、経済的負担を軽減するほか、子育て家庭が孤立しない仕組みや地域全体で子育てを支える環境をつくることが重要です。妊娠期から乳幼児期、学齢期などにおける各種制度には、どうしても切れ目が発生してしまうことから、ライフステージに応じて次の制度にバトンタッチするような、切れ目をつなぐ支援をしていくことを目指します。

また、子どもを産み、育てたいと望んだ場合、安心して子どもを産み育てられるよう、これから結婚や妊娠を希望する人への必要に応じた支援や結婚・出産後も仕事を続けたいと望んだ場合の支援など、自分らしくいられるような支援も重要です。

そのため、子育て・教育支援複合施設及びこども家庭センターの運営により、相談支援

等だけでなく、妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのコーディネートに加え、関係機関・地域団体等との連携により多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図ります。

すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行い、様々なニーズを持つ子育て家庭への相談・支援体制の充実を図りながら、産前、産後を中心とした支援の推進を図るとともに、ライフステージに応じたサービスの充実、それぞれの特性や支援ニーズに応じ、各種制度の切れ目をつなぐようなきめ細かい支援や配慮を行います。

児童虐待は子育て当事者のみならず、すべての人が無縁ではないという認識を持ち、不適切な養育につながる可能性のある家庭やケアが必要な家庭の支援ニーズを早期に捉え、各家庭の特性に応じた支援につなげる体制づくりを行います。

さらに、子育て家庭同士が相互に交流し、情報を共有できる場の確保や必要な情報の発信を行います。

—子ども・若者・子育て会議で出された意見（一部抜粋）—

- ・ 子育ての楽しさや素晴らしさ、自分自身の成長についてなど、前向きな発信や子育ての魅力のPRができると良いと思う。また、子育ては大変だが、楽しいと言えるようなところをゴールにしたい。
- ・ 保護者自身の持っている力をいかし、その人らしい子育てをサポートする、自分にできることがあるのだという心を支える支援などがあると良いのではないか。
- ・ 親同士で作ったグループやピアサポートで作るサークルへの支援など、親同士で行っていることに対する支援も必要ではないか。
- ・ 自主保育など自分たちで対応している人への支援も必要である。
- ・ 子ども家庭支援センターに設置している総合相談窓口について、きちんと活用されているのかなど、さらにアウトリーチが必要ではないか。

基本目標3 子ども・若者が地域で安心して過ごせる地域社会づくり

子ども・若者の健やかな成長と、子育て家庭が安心して子育てできるような環境をつくるためには、道路や公園施設等をはじめとしたハード基盤の整備とともに、市や関係機関を含めた地域社会が子育て家庭を温かく見守り、子育てをしている、していないにかかわらず、すべての人が自分事として捉え、それぞれの立場で子ども・若者の成長を支えていく意識を醸成していくことが重要です。

そのため、公園や児童遊園等子どもの遊び場を整備するとともに、歩道等の基盤整備を引き続き推進します。

また、子ども・若者が安心して過ごし、地域社会に支えられながら過ごすことで安心感を得て、地域に愛着をもつことができるような地域や、地域住民にとっても、子ども・若者との関わりを通じて、子ども・若者とともに暮らしていることの安心感や喜びを感じることができるような地域を、世代を超えたすべての人がそれぞれの立場において地域社会全体でつくっていくことも重要です。

そのため、子ども・若者の成長を支えていくための地域人材の育成や地域ネットワークの形成、子育て当事者と地域とがつながる機会の提供を推進します。

—子ども・若者・子育てで会議で出された意見（一部抜粋）—

- ・ 事業の立ち上げの際など、既存の連絡会の把握や不足していることなど、今までの取組や連絡会の中で、きちんと効果検証をした上で判断していかないと負担だけが増え、実際には効果的に機能していないということが起こり得るのではないか。
- ・ 子ども関連団体情報交換会について、もう少し細分化されたネットワークができたり、それぞれの活動内容や情報を共有していくと良いと思う。
- ・ 学校と地域が一緒になり、学校を盛り上げていこうという雰囲気を作れたら良いのではないか。
- ・ 子どもの居場所は家庭、学校、地域と言われており、各種団体のつながりについても、自然にはなかなかつながらないと思うため、市がネットワーク化の主要な役割を果たす必要がある。
- ・ 一度はリタイヤしたものの、何かきっかけさえあれば地域に貢献したいと思う高齢者は多くいると考えられるため、そのような潜在的な人材を汲み上げていく取組も必要である。

第3章

子ども・若者・子育て当事者支援に関する施策の総合的な展開

1

施策体系

基本目標	基本施策
基本目標1 すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進	1 子ども・若者の居場所の確保と主体的な活動、社会とのつながりに向けた支援
	2 子どもの権利の保障
	3 遊び、学び、体験の機会の推進
	4 発達や特性に応じた支援、関係機関との連携
基本目標2 安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援	1 産前・産後の支援と父親の育児参加の促進
	2 子どもの健やかな成長に向けた支援
	3 幼児教育の振興と保育における質の向上
	4 放課後対策の推進
	5 子育て家庭の負担軽減に向けた相談支援の推進と環境整備
	6 悩みや困難を抱える家庭への支援
基本目標3 子ども・若者が地域で安心して過ごせる地域社会づくり	1 子どもが安全に育つ環境の充実と基盤整備
	2 子ども・若者を温かく見守る地域づくりと地域におけるネットワークの形成

■基本目標1 すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしくいられるための施策の推進

基本施策	施策・事業		重点	ページ
1-1 子ども・若者の居場所の確保と主体的な活動、社会とのつながりに向けた支援	1-1-1	子ども・若者の居場所の確保	★	
	1-1-2	居場所と遊びのニーズの把握	★	
	1-1-3	子ども・若者の主体的な活動の支援		
	1-1-4	児童館・児童センターの充実・活用	★	
	1-1-5	地域センター等既存施設の活用		
	1-1-6	学校施設及び体育施設の開放		
	1-1-7	不登校対策事業の推進		
	1-1-8	若者に係る相談支援の充実	★	
	1-1-9	社会参加・ひきこもり支援の推進		
1-2 子どもの権利の保障	1-2-1	(仮称)子ども条例の制定	★	
	1-2-2	(仮称)子ども条例の普及啓発及び推進	★	
	1-2-3	相談・カウンセリング事業の推進	★	
	1-2-4	学校における相談支援体制の強化	★	
	1-2-5	児童虐待防止に向けた周知・啓発と相談体制の強化	★	
	1-2-6	社会的養護に関わる人材の確保、育成		
	1-2-7	子どもの意見表明の場の提供	★	
	1-2-8	児童館・児童センターの運営への子どもの参画		
1-3 遊び、学び、体験の機会の推進	1-3-1	体験型事業の推進	★	
	1-3-2	プレーパークの運営		
	1-3-3	乳幼児等とのふれあい体験機会の提供		
	1-3-4	中高生等の子育てボランティア活動の促進		
	1-3-5	学習支援事業の推進	★	
	1-3-6	読書を通じた学びの機会の提供		
	1-3-7	郷土学習の支援		
	1-3-8	文化・芸術に触れる機会の提供		
	1-3-9	各年代における食育の推進		
	1-3-10	性に関する指導の推進と性感染症予防に関する知識の普及		
	1-3-11	喫煙や飲酒・薬物乱用に関する知識の普及		
	1-3-12	少人数指導やチームティーチングの充実		
	1-3-13	情報教育の充実		
	1-3-14	外国語教育の充実		
	1-3-15	交通安全教育の推進		
	1-3-16	防災教育の推進		
	1-3-17	学校運営協議会の充実		
1-4 発達や特性に応じた支援、関係機関との連携	1-4-1	児童発達支援センターの支援体制の強化	★	
	1-4-2	地域療育システムの構築、運用	★	
	1-4-3	関係機関との連携	★	
	1-4-4	相談事業の充実	★	
	1-4-5	乳幼児発達健康診査の充実	★	
	1-4-6	保育園・学童クラブ等における障がいのある子ども及び医療的ケア児の受入れの推進	★	
	1-4-7	就学相談等の実施	★	
	1-4-8	特別支援教育の推進	★	
	1-4-9	都立特別支援学校等との連携の推進		
	1-4-10	障がい福祉サービスの充実		
	1-4-11	発達サポーターの確保・育成		

■基本目標2 安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援

基本施策	施策・事業		重点	ページ
2-1 産前・産後の支援と父親の育児参加の促進	2-1-1	妊娠前後の支援の充実	★	
	2-1-2	産前産後の支援の充実	★	
	2-1-3	専門職による相談・訪問指導の実施	★	
	2-1-4	ママパパ学級の開催		
	2-1-5	離乳食教室の開催		
2-2 子どもの健やかな成長に向けた支援	2-2-1	子育て・教育支援複合施設の運営	★	
	2-2-2	乳児家庭全戸訪問事業の充実	★	
	2-2-3	乳幼児健診の充実		
	2-2-4	予防接種の勧奨		
	2-2-5	休日・夜間応急診療の充実		
	2-2-6	未熟児の養育医療の給付		
	2-2-7	医療費助成の実施		
2-3 幼児教育の振興と保育における質の向上	2-3-1	幼児教育の充実		
	2-3-2	幼稚園・保育園・認定こども園、地域型保育事業等への給付・補助・支援の実施		
	2-3-3	保育活動の充実と質の確保		
	2-3-4	一時保育(一時預かり)、延長保育等の充実	★	
	2-3-5	幼稚園・保育園・小学校及び公私立保育園の連携		
	2-3-6	公立保育園の民営化の検討		
	2-3-7	病児・病後児保育の充実	★	
2-4 放課後対策の推進	2-4-1	学童クラブの拡充	★	
	2-4-2	放課後子ども教室事業(KoKoA)の推進	★	
2-5 子育て家庭の負担軽減に向けた相談支援の推進と環境整備	2-5-1	専門性のある多様な相談体制の充実	★	
	2-5-2	要支援世帯への訪問支援事業の充実	★	
	2-5-3	多様な媒体による情報提供と双方向コミュニケーションの推進		
	2-5-4	身近な交流の場の提供	★	
	2-5-5	子育てや家庭教育に関する学びの機会の充実		
	2-5-6	就労支援情報の提供の促進		
	2-5-7	子育てに適した住まい探しの支援		
	2-5-8	児童手当の支給		
	2-5-9	出産祝金給付事業の実施		
	2-5-10	男性の育児参加の促進		
	2-5-11	男女共同参画推進計画の推進		
	2-5-12	ワーク・ライフ・バランスに関する周知・啓発活動		
	2-5-13	市役所におけるワーク・ライフ・バランスの実践		
2-6 悩みや困難を抱える家庭への支援	2-6-1	子ども家庭支援センターの充実	★	
	2-6-2	教育支援センターの充実	★	
	2-6-3	ひとり親家庭相談体制の充実	★	
	2-6-4	DV等への相談支援の充実	★	
	2-6-5	ひとり親家庭への支援の充実	★	
	2-6-6	ひとり親家庭の医療費の助成		
	2-6-7	(特別)児童扶養手当・児童育成手当(障がい)の支給		
	2-6-8	就学援助費・特別支援教育就学奨励費の支給		
	2-6-9	ショートステイ事業の充実		

■基本目標3 子ども・若者が地域で安心して過ごせる地域社会づくり

基本施策	施策・事業		重点	ページ
3-1 子どもが安全に育つ環境の充実と基盤整備	3-1-1	市民に親しまれる公園の整備		
	3-1-2	歩道整備と幅員の確保		
	3-1-3	施設のユニバーサルデザイン化の推進		
	3-1-4	通学路等を含めた安全対策の推進		
	3-1-5	防犯対策の推進		
	3-1-6	子どもの意識啓発		
3-2 子ども・若者を温かく見守る地域づくりと地域におけるネットワークの形成	3-2-1	要保護児童対策地域協議会の強化及び児童関連施設の連携強化	★	
	3-2-2	学校・児童関連施設における地域交流の促進		
	3-2-3	地域団体等との情報共有及び活性化	★	
	3-2-4	子育て仲間づくり・子育てグループ・子育てサークルの育成・支援		
	3-2-5	ファミリー・サポート・センターの充実		
	3-2-6	世代間・異年齢交流の促進	★	
	3-2-7	地域活動への子どもの参画の推進		
	3-2-8	子ども食堂の推進	★	
	3-2-9	フードバンクを通じた食料支援		

★・・・本計画において記載している事業は、全て計画的に推進していく必要があるものであるが、その中でも特に重点事項として進めていく施策・事業を位置付けている。

2 事業一覧

基本目標1 すべての子ども・若者が主体性をもって自分らしく いられるための施策の推進

1-1 子ども・若者の居場所の確保と主体的な活動、社会とのつながりに向けた支援

子どもの権利条約やこども基本法、(仮称)子ども条例が、子どもを権利の主体であると捉えていることを踏まえて、子どもや若者の主体的な活動を支援していくほか、様々な要因により生きづらさを抱えている子ども・若者が社会的な孤立に陥らないよう、子どもや若者の声に寄り添い、心身ともに安心安全に過ごすことができる多様な居場所の確保に努めます。また、行政機関や地域団体等を問わず、様々な子ども・若者を支援する関係機関とのつながりを持ちながら、若者の社会参加の促進につながる支援を推進します。

1-1-1	子ども・若者の居場所の確保	福祉政策課 子ども若者政策課 公民館
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>多様なニーズを踏まえた多様な居場所が地域に点在することで様々な子ども・若者が地域で安心して暮らすことができるよう、引き続き、子どもや若者の視点に立った公共施設の活用や地域におけるサードプレイスの確保等、子ども・若者が気軽に立ち寄れる地域の居場所事業を実施するとともに、地域において居場所を運営している団体等への経済的な支援等を含めて検討を進めていきます。また、教育委員会と連携して、市民センターの改修後に新たに設置されるティーンズルームの活用を検討します。</p>		
1-1-2	居場所と遊びのニーズの把握	子ども若者政策課 児童育成課 公民館
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>こども基本法や制定に向けて検討している(仮称)子ども条例を踏まえて、子ども・若者が求める居場所や過ごし方などを把握するための意見聴取の仕組みなどを検討していきます。</p> <p>児童館では、来館児に対しての意見箱を設置し、意見・要望を随時受け付けるほか、遊びやプログラム活動を通じた意見・要望の聴取を行います。小学生クラブにおいては、定期的にアンケートを実施して子どもの意見を聴く機会を設けるほか、放課後子ども教室(KoKoA)では購入する玩具等の検討の際に利用児童の意見を考慮します。</p> <p>公民館では、居場所に関して考える講座を実施するとともに、市民センター改修後は、新しく設置されるスタディコーナーやティーンズルーム利用者等からのニーズ把握も進めていきます。</p>		

1-1-3	子ども・若者の主体的な活動の支援	子ども若者政策課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>子ども・若者自身の意志や意欲を尊重しながら、自主的・主体的な活動や社会参画を促進します。青少年委員が地域により根差した委員・団体として活動できるよう、二十歳を祝う会や狛江フェスティバル中高生企画などの実施を通して、青少年活動推進事業を実施することで、中高生同士の交流の機会を提供します。</p> <p>また、青少年育成団体に対して学校施設の使用料を免除するほか、狛江市青少年育成委員会の活動を支援し、自主企画事業など子ども・若者の主体的な活動を促進します。</p>		
1-1-4	児童館・児童センターの充実・活用	児童育成課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>乳幼児から高校生世代までのすべての子どもを対象とした事業を展開する子育て支援の拠点施設として、児童館・児童センターの施設機能と事業の充実を図ります。</p> <p>小学生から引き続き中高生になっても来館してもらえるよう、中高生のための音楽や芸術などの魅力のある事業を実施し、居心地のいい場所となるようイベントやプログラム、スペース等の更なる充実や職員の関わり方を工夫していく等、小学生から中高生への継続来館へとつなげ、中高生の居場所づくりを進めます。</p> <p>また、利用者の中から積極的にボランティアとして運営スタッフの手伝いを行う機会を提供することで子どもが活躍する場を設けます。</p>		
1-1-5	地域センター等既存施設の活用	地域活性課 公民館
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>居場所づくりや学習スペースを提供する等、既存施設の活用を引き続き図ります。また、主に高校生以下の者で構成する団体に対して、引き続き、施設使用料を半額にするとともに、市民センター改修を踏まえて、子どもの居場所づくり等を進めます。</p> <p>また、施設予約システムの見直しに伴い、キャッシュレス決済の導入の検討等、利用者の利便性の向上を図ります。</p>		
1-1-6	学校施設及び体育施設の開放	社会教育課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>子ども・若者の地域活動の場として、夜間及び休日に学校施設である校庭や体育館（全小中学校）、特別教室等（小学校3校、中学校2校）、狛江第二中学校の武道場の開放を実施するほか、市民グラウンドや西和泉グラウンド、元和泉市民運動ひろばの開放を実施します。また、施設予約システムの見直しに伴い、キャッシュレス決済の導入の検討等、利用者の利便性の向上を図ります。</p>		

1-1-7	不登校対策事業の推進	教育支援課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>長期にわたって不登校状態となっている児童・生徒に対して、教育支援センターの適応指導教室（ゆうゆう教室）で適切な指導と学習の援助を行います。ゆうゆう教室では、他者との人間関係づくりを学びながら、自学・自習を基本とした一斉・個別学習を通し、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立できるよう取り組むとともに、学業の遅れや進路選択上の不利益も考慮し、まずは学校への復帰を目指し取り組みます。</p> <p>また、不登校傾向のある児童・生徒の教室以外の居場所として、校内に別室を確保し支援員を配置する等、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。</p> <p>その他、不登校等の児童・生徒の家庭に指導員（心理士）が訪問するゆうあいフレンドでは、交流を通して子どもの心をやわらげ、社会とのつながりを感じることで、社会的自立を支援します。</p>		
1-1-8	若者に係る相談支援の充実	福祉相談課 子ども若者政策課 関係各課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>様々な生きづらさを抱えた若者とその家族に対する相談窓口による関係機関と連携した個々のケースに応じた支援を行うとともに、若者からの支援窓口へのアクセスを向上させ、早期の相談ができるように努めます。また、長期化している相談に対応するため、関係機関との連携の強化を図るとともに、生活困窮者自立相談支援機関「こま YELL」による就労準備支援事業や就労支援の充実を図ります。様々な生きづらさを抱える若者とその家族に対する支援窓口の情報をまとめた若者支援ガイドを配布するとともに、若者の相談窓口により地域で安心して暮らせるための支援を行います。</p>		
1-1-9	社会参加・ひきこもり支援の推進	福祉相談課 子ども若者政策課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>生活困窮者自立相談支援機関「こま YELL」において、就労経験がない方や少ない方等を対象に就労準備支援事業を実施するとともに、自立相談の過程で訪問や通院同行等のアウトリーチ型の支援を実施します。就労準備支援事業については、スモールステップとして、参加できるメニューの充実を図ります。また、東京都が実施する「ひきこもりサポートネット」や市内及び近隣の関係機関との情報共有と連携を通して、様々な生きづらさを抱えた若者について状況把握や適切な支援を実施します。</p>		

1-2 子どもの権利の保障

子どもの権利条約やこども基本法、(仮称)子ども条例を踏まえ、すべての子どもの最も基本的な権利である生命・身体の安全を最優先に確保した上で、すべての子どもが適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等が保障されるよう、条約や法、条例の理念やこれらに定められている子どもの権利について、すべての市民を含めた地域全体への啓発等を行うとともに、子どもが意見表明等の権利の主体となり、主権者として社会との関わりを持てるよう取組を進めていく必要があります。

また、いじめや児童虐待の防止、貧困対策、ヤングケアラーを生み出さないための支援など、広く子どもや若者の声に耳を傾け、それらの兆候や発生の状況を早期にキャッチし、必要な支援を関係機関と連携しながら組織的に行っていく必要があります。

1-2-1	(仮称)子ども条例の制定	子ども若者政策課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>子どもの視点に立った施策を総合的に推進していくために、子どもに関する各分野において、重視すべき基本的視点を一元的に規定するとともに、狛江市の子どもの権利の保障や、心も体も健やかに育つ環境整備のために、その理念を市全体で共有する仕組みになるものとした(仮称)子ども条例を令和7年度中に制定します。</p>		
1-2-2	(仮称)子ども条例の普及啓発及び推進	政策室 子ども若者政策課 児童育成課 指導室
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>令和7年度中に制定する(仮称)子ども条例について、その理念を実効性のあるものとするため、行政や関係機関だけでなく、市民を含めた市全体で、子どもへの理解と関心を深めていくために、研修の実施や様々な機会を捉えて普及啓発をしていくことに加え、条例の適切な運用を図るための財源の確保や推進体制の整備を検討していきます。</p> <p>また、児童関連事業の従事者への啓発として、保育園では、子どもの権利を尊重・擁護した保育方針に基づく保育を継続し、学校においては、人権教育必修研修会を実施し、教員の意識向上に努めるとともに、人権教育推進委員会において各学校の人権教育の実施状況を情報共有するとともに、人権教育指導資料を作成します。</p>		

1-2-3	相談・カウンセリング事業の推進	子ども家庭課 教育支援課 指導室
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>こども家庭センター、要保護児童対策地域協議会を中心として、各関係機関との連携強化等を図るとともに、子ども自身が気軽に相談できるよう、相談窓口等の情報を提供します。いじめ、不登校、虐待等の相談に対応するとともに、相談先を記載したSOSカードを小中学生に配布します。</p> <p>また、市内におけるヤングケアラーの実態把握を行うとともに市内の連携体制を強化し、ヤングケアラーの早期発見と状況に応じた必要な支援につなげていきます。</p> <p>市の専門教育相談員の各小学校への配置、都スクールカウンセラーの各小中学校への配置、また専門家チームによる巡回相談を実施し、学校における相談支援体制の強化に取り組めます。また、スクールソーシャルワーカーが、学校では対応しきれない子どもの生活上の課題への対応に向けて、福祉的な立場で外部の関係機関へのコーディネートを行うとともに、スクールソーシャルワーカーの生活指導主任会及びスクールカウンセラー連絡協議会等の参加により、学校及び関係機関との連携を深めます。</p>		
1-2-4	学校における相談支援体制の強化	子ども家庭課 教育支援課 指導室
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>学校において、いじめや不登校、思春期の心身の健康問題や発達などについて、子どもや保護者が気軽に相談できるよう校内の教育相談体制の強化を図ります。</p> <p>市の専門教育相談員の各小学校への派遣、都スクールカウンセラーの各小中学校への配置、専門家チームによる巡回相談を実施し、学校における相談支援体制の強化に取り組むとともに、スクールソーシャルワーカー等とも連携しながら、児童・生徒やその家庭の課題の解決に向けた支援します。</p> <p>また、様々な悩みを抱える児童・生徒の相談に対応できるよう、小・中学校の全児童・生徒に相談先を記載したSOSカードを作成・配布し、相談先の周知に取り組めます。</p>		
1-2-5	児童虐待防止に向けた周知・啓発と相談体制の強化	子ども家庭課 関係各課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>児童虐待防止に向けて広報への掲載やリーフレット配布等を通し、子ども家庭支援センターや保育園、幼稚園、学校等の施設のほか、乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問等の機会も活用し、児童虐待防止に関する知識の普及・啓発を図るとともに、オレンジリボン・児童虐待推進キャンペーン（11月）に、パネル展示を行い、オリジナルグッズの作成・配布やオレンジリボンピンバッジを着用することで、児童虐待の普及・啓発を行います。</p> <p>また、妊娠婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行うこども家庭センターにおいて、要支援家庭の把握や児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めるとともに、適切な保護や支援を行うため、関係機関と連携するとともに、相談支援体制の強化を図ります。</p>		

1-2-6	社会的養護に関わる人材の確保、育成	子ども家庭課
<p>■令和 11 年度までの取組</p> <p>養育家庭「ほっとファミリー」や施設養護等の社会的養護について市民に周知し、意識啓発を図るとともに、子どもを養育する人材の育成を推進します。</p> <p>養育家庭学習会や体験発表会を開催するほか、市役所ロビー展示や市民まつりでのリーフレット配布、関係機関へのポスター掲示等による周知を行います。</p>		
1-2-7	子どもの意見表明の場の提供	子ども若者政策課 指導室
<p>■令和 11 年度までの取組</p> <p>こども基本法や制定に向けて検討している（仮称）子ども条例を踏まえて、子どもが意見表明などの権利の主体となり、主権者として社会との関わりを持てるよう、地域課題解決型子ども議会事業をはじめとした各種事業を展開していくとともに、意見表明のための環境の整備や意見の取扱いに関する制度を検討します。</p> <p>引き続き、各学校で主権者教育が推進されるよう、教務主任会等を通じて資料提供及び指導・助言を行う。また中学校における専門家を招へいした主権者教育に係る特別授業を実施する。また、児童・生徒の意見等を学校生活や教育活動に生かすよう、継続的な指導・助言を行います。</p> <p>※主権者教育…障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちをはじめとした当事者が、社会的意思決定を学ぶこと。</p>		
1-2-8	児童館・児童センターの運営への子どもの参画	児童育成課
<p>■令和 11 年度までの取組</p> <p>子どもが児童館の運営や事業に企画・立案段階から参画するために、意見箱の設置等をはじめとした子どもが容易に意見を出せる環境づくりと、それらの意見等が反映されるよう、各組織活動等で子どもの意見・要望を把握し、年間事業計画に反映させて居場所づくりの促進を図るとともに、児童館・児童センターの利用がない子どもにも知ってもらう周知の仕方として、SNSの活用や関係団体の協力依頼等工夫をしていきます。また、中高生活動では、中高生が自ら企画・運営を行う取組を進めます。</p>		

1-3 遊び、学び、体験の機会の推進

成長過程において経験する様々な遊びや学び、体験活動は、子どもの健やかな成長に大きく寄与する重要な要素となります。生まれ育った環境にかかわらず、自分の能力や可能性を伸ばせるよう、体験の貧困にも着目しながら、子どもの健全な育成のため、様々な場面で、生活に必要な知識や技能、情操を育むことのできる遊び等を通じた学習や体験の機会を提供していきます。

1-3-1	体験型事業の推進	地域活性課 児童育成課 環境政策課 指導室
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>ふるさと友好都市へ出向き、豊富で雄大な自然を体験する「ふるさと自然体験事業」や自然に対する理解と関心を深める「多摩川源流体験教室」を実施します。脱炭素に関する連携協定を締結している長野県茅野市、小諸市との交流を通じて、子どもたちの環境学習に取り組めます。</p> <p>環境学習の場として、小学生環境サミットの実施や、多摩川の水辺の自然観察会、狛江水辺の楽校、多摩川生きもの調査会等を実施するとともに、学習内容の更なる充実を図りつつ、子どもが学んだ成果を他の子どもに効果的に広げ、多くの児童の環境学習の機会を充実させていきます。また、かわまちづくり計画の推進に合わせて、水辺の楽校など多摩川を環境学習の場所として、子どもたちが身近に自然と触れ合うことのできる空間として活用を図ります。</p> <p>児童館・児童センターでは、野外体験活動や地域の農家の協力を得て、乳幼児親子向けの農作物収穫体験を実施するほか、日常の中ではできない体験等を行う青少年健全育成事業を実施します。</p> <p>特色ある教育活動の一環として、市内各事業所等の協力のもと、全中学校で職場体験を実施することで、望ましい社会性や職業観、職業観を身につけるとともに、自己の将来について考えるきっかけとして、働くことの意義や目的を見出す力を養う教育活動を進めます。</p>		
1-3-2	プレーパークの運営	児童育成課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>遊びを通して、子どもの感性や生きる力を磨いていけるよう、子どもが自由な発想で遊べる場や居場所として有効に機能していくように努めていき、子どもの健やかな育ちを支援します。</p>		
1-3-3	乳幼児等とのふれあい体験機会の提供	児童育成課 指導室
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>子どもの親性を育むことを目的として、幼稚園や保育園、児童館・児童センター、学童保育所等の場を活用し、小中学生・高校生等が乳幼児とふれあう機会を提供します。</p> <p>中学校においては、技術家庭科（家庭分野）で幼児との関わり方について学習するほか、子ども家庭部と連携して、乳幼児と触れ合う体験を総合的な学習の時間や職場体験の機会等で推進します。</p>		

1-3-4	中高生等の子育てボランティア活動の促進	児童育成課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>児童館・児童センターや保育園等の児童関連施設における中高生等のボランティア活動の促進や活動の場を提供するほか、中学校の職場体験の受入れも行います。</p>		
1-3-5	学習支援事業の推進	福祉相談課 子ども若者政策課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業やひとり親家庭等学習支援事業を実施し、学習面の支援だけでなく、居場所としての機能や生活上の課題の把握も行き、子どもの貧困の問題への対応も含めて、関係機関と連携して支援を行います。</p>		
1-3-6	読書を通じた学びの機会の提供	図書館
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>子どもが読書の楽しさや喜びを知り、読書する力を身につけるため、子どもの発達段階に応じた資料の選定、収集に努め、機会を捉えて提供していきます。</p> <p>市民センター改修後に開設予定の絵本・児童書中心の図書コーナーにおいては、子どもが早期から本に親しむ機会の一層の充実を図ります。3・4か月の乳児に絵本を贈呈するブックスタートでは司書等が保護者に対し絵本を読み聞かせするコツを伝え、積極的に赤ちゃん絵本を通じてコミュニケーションをとる機会を創出します。新小学1年生に対して、候補の中から児童自らが選択した図書を1人につき1冊贈呈するセカンドブック、新中学1年生に対するサードブックについても引き続き実施し、本に親しむ機会を提供するほか、児童向けのブックリストを作成し周知するとともに、対象資料を並べた図書展示会を開催します。また、おはなし会も実施し図書館に足を運んでもらう機会を創出します。</p> <p>こまえ電子図書館では、児童・生徒が読書に興味を持つきっかけづくりとなるような書籍を選定するとともに、人間関係等の悩みごとの書籍を用意することで、児童・生徒に寄り添った館運営を行います。</p>		
1-3-7	郷土学習の支援	社会教育課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>郷土に対する愛着を育んでもらうため、学校における郷土学習を支援します。</p> <p>小学3年生、6年生、中学1年生向けに、市の歴史や文化財に関するガイドブックを作成し、公立小中学校対象学年の全児童・生徒に配布します。なかでも小学6年生については、文化財担当職員が出前講座を実施します。また、古民家園においては小学3年生の体験学習の受入れを実施します。</p>		
1-3-8	文化・芸術に触れる機会の提供	地域活性課 指導室
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>子どもに文化・芸術に触れる機会を提供するため、学校でのプロの演奏家による演奏を通じて、児童・生徒に質の高い音楽とのふれあい体験を提供していくとともに、引き続き、音楽鑑賞教室、連合音楽会がより効果的に行われるよう系統的な指導及び事前事後の指導に関する指導・助言を行います。</p> <p>また、市内小中学校へ絵手紙講師を派遣するとともに、市内の小学5年生及び中学2年生について、絵手紙作成を夏休みの課題にすることにより、子どもに絵手紙文化を伝えていきます。</p>		

1-3-9	各年代における食育の推進	子ども家庭課 児童育成課 学校教育課 指導室
<p>■令和 11 年度までの取組</p> <p>粕江市食育推進計画を推進し、食を通じた子育てや子育て環境の充実を図ります。</p> <p>公立保育園では、野菜の栽培等の多様な食育活動を実施します。また、市内農家から地場野菜を購入し、給食食材に使用します。学校給食では、栄養士（栄養教諭）等に対する地産地消の理解を深めるため、研修等を行います。各学校では毎年、食育を教育課程に位置づけ、食に関する全体指導計画を作成し、計画的に食育を推進します。また、子育て世帯向けには、食育料理教室や食育講習会等を実施し、食や健康に興味を持つきっかけづくりを行います。</p> <p>粕江市食育推進庁内連絡会や栄養士情報交換会にて、各課等の食育事業について情報交換を行い、食育を全庁的な取組として展開します。</p> <p>持続可能な開発のための教育（ESD）との関連を図ることができるよう、ESD に係る年間指導計画に反映できるよう指導・助言していきます。</p>		
1-3-10	性に関する指導の推進と性感染症予防に関する知識の普及	健康推進課 子ども家庭課 指導室
<p>■令和 11 年度までの取組</p> <p>学校では、学習指導要領や保健計画に基づき、性に関する指導を計画的に行い、エイズなどの性感染症予防について、子どもへわかりやすく情報提供するとともに、性被害防止のため、「生命（いのち）の安全教育」を効果的に推進をしていきます。</p> <p>学校に加え、関連施設や関連事業を通じた多様な情報提供と啓発を行い、東京都エイズ予防月間には保健所と連携し、あいとびあセンターにメッセージキルト、ポスター、リーフレットを掲示し啓発を行います。また、妊娠前から自分の生活や健康に向き合う「プレコンセプションケア」の側面から、必要な知識、情報を発信し、啓発していきます。</p>		
1-3-11	喫煙や飲酒・薬物乱用に関する知識の普及	健康推進課 指導室
<p>■令和 11 年度までの取組</p> <p>各小中学校では指導計画をもとに、小学校では体育科保健領域にて 6 年生の「病気の予防」の中で、中学校では保健体育科にて 3 年生の「健康な生活と疾病の予防」の中で喫煙や飲酒・薬物乱用の防止について指導するとともに、薬物乱用防止教室を開催し、児童・生徒が薬物に関する正しい知識や理解に関する指導を受けられる機会を提供します。</p> <p>また、東京都薬物乱用防止推進粕江地区協議会と連携して、中学生によるポスター及び標語の募集や市民まつりでのパネル展示で啓発活動を行います。国や東京都作成のオーバードーズ防止に係る資料の提供等を継続的に行っていくほか、受動喫煙など、たばこの害についても、ポスターやパンフレットにより啓発を行います。</p>		

1-3-12	少人数指導やチームティーチングの充実	指導室
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>少人数の学習集団を編制して指導を行い、1つの学級を複数の教員で指導するチームティーチングにより、個々の学習速度や習熟度等に合ったきめ細かな学習指導を実施します。</p> <p>東京都の少人数指導等の加配教員を小学校算数と中学校数学・英語で配置します。また、市費による講師の各学校への配置により少人数指導の充実を図るとともに、低学年の音楽講師を全小学校に配置し、低学年から専門的な指導が受けられるようにします。</p>		
1-3-13	情報教育の充実	指導室
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>「GIGA スクール構想」の次段階である「NEXT GIGA」の推進に向け、環境整備及び情報活用能力の育成のための指導・助言を行います。</p> <p>全小中学校に配置されているタブレット端末の活用により、児童・生徒の情報活用能力の伸長を図るとともに、東京都教育委員会の「GIGA ワークブック」等を活用し、タブレット端末の不適切な使用をしないための情報モラル教育を推進します。また、情報教育担当者会等において、各学校の取組について情報共有を図り、情報教育の充実を図ります。</p>		
1-3-14	外国語教育の充実	指導室
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>国際化の進展を踏まえ、英語教育の促進を図ります。各学校に外国人英語指導員を派遣するほか、全校で東京グローバル・ゲートウェイの活用、中学校におけるオンライン・スピーキング・トレーニングの実施等に加え、アプリケーションを活用した取組の推進を検討する等、主に「話すこと」に関する外国語教育の充実を図ります。また、外国人児童・生徒に対する日本語指導については、学校の派遣希望に応じて日本語指導員を派遣します。</p>		
1-3-15	交通安全教育の推進	児童育成課 道路交通課 指導室
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>子どもの交通安全意識を高め、交通事故から守るため、警察や幼稚園、保育園、小学校、中学校、市民団体等との連携により、子どもや保護者に対して交通安全教育を実施し、広報等による啓発を図ります。</p> <p>春・秋の全国交通安全運動期間、都民交通安全の日において、警察及び交通安全協会と連携し、通勤・通学・通園中の交通誘導を実施するほか、学校や公立保育園、PTA等と連携し、通学路及び未就学児が日常的に集団で移動する経路の点検を実施します。また、子どもを対象にした自転車教室で自転車運転免許証を発行するほか、スタントマンの実演によるスケアード・ストレイトの交通安全教室を実施し、交通安全への意識向上を図ります。</p> <p>調布警察署管内の園児交通安全防犯連絡会への支援を行い、園児に対する交通安全教育と防犯教育等を推進します。また、通学路や、未就学児が日常的に集団で移動する経路の点検での要望や交通安全対策が必要な箇所については、警察等と協議調整のうえ、随時対応を行います。</p> <p>各学校において年間指導計画に基づき、適切に安全指導が行われるよう、校長会や副校長会、教務主任会、生活指導主任会を通じて指導・助言を行います。</p>		

1-3-16	防災教育の推進	安心安全課 指導室
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>子ども一人ひとりが防災に対する意識を持ち、適切に行動できるよう、学校において出前授業を実施するほか、総合防災訓練や総合水防訓練において、子ども防火衣や高所作業車体験等、子どもが興味を持つような展示・体験ブースを設置する工夫を凝らすことで、子どもの参加を促進し、防災意識の向上につなげるとともに、防災カレッジを開催する等、防災教育を推進します。また、各学校において、東京都教育委員会作成の「防災ノート」の活用を含め、年間指導計画に基づく防災教育を推進するとともに、Jアラート訓練等の充実も図られるよう、環境や社会的情勢に応じた訓練を実施できるよう指導・助言を行います。</p>		
1-3-17	学校運営協議会の充実	学校教育課 指導室
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>保護者や地域住民が学校運営に積極的に参加し、地域の願いや子どもたちの声を反映させるための学校運営協議会の充実を図ります。中学校区を一つのゾーンとして設置する学校運営協議会において、様々な立場の委員で学校運営について熟議し、学校経営方針等が承認されることで、地域や社会に開かれた学校経営を推進するとともに、地域とともにある学校の実現を図ります。</p>		

1-4 発達や特性に応じた支援、関係機関との連携

子どもを預かる保育施設や教育機関、サービス事業所では、個々の子どもの発達段階に合わせた対応が求められています。早期に発達の特徴を理解することで、その後の支援を円滑に行うとともに、相談支援の過程を通して保護者の不安を軽減します。

また、児童発達支援センターを中核として、関係機関との切れ目のない支援・連携体制を強化し、障がいのある子どもとその家族に対する支援の充実に努めます。

1-4-1	児童発達支援センターの支援体制の強化	子ども発達支援課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>児童発達支援センターの機能を充実させるとともに、児童発達支援センターが市の発達支援の中核的な役割を担うことで、子どもの発達に不安を感じている保護者に切れ目のない支援を提供し、安心して子育てができるように、関係機関と連携した切れ目のない支援体制の強化を図ります。</p> <p>計画相談等の相談支援、通所支援、保育所等訪問支援などの事業を実施するとともに、「あいとびあ子ども発達教室”ぱる”」と連携しながら、早期療育が必要な子どもや保護者を支援します。</p>		
1-4-2	地域療育システムの構築、運用	福祉相談課 子ども家庭課 子ども発達支援課 児童育成課 教育支援課 指導室
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>児童発達支援センターの体制整備・機能を強化し、巡回相談や保育所等訪問支援の実施等を通して、児童発達支援センターを中心とした関係機関とのネットワークをはじめとした療育体制の構築、運用に取り組みます。また、乳幼児健康診査、心理相談、ことばの相談、発達健康診査を実施し、子どもの状況に応じた支援を実施するとともに、各事業から必要に応じて児童発達支援センターへつなぎ、適切な相談へとつなげます。</p> <p>教育支援センターにおいても、専門教育相談員による発達の相談や就学指導に合わせた保護者相談、学校相談のほか、就学前の子どもを対象とした就学支援シートの作成を通じて、適切な就学指導を推進します。</p> <p>また、障がい児通所支援等を利用する子どもの保護者に対して「レインボーファイル」の配布を進めます。</p> <p>小中学校では、特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会を年間複数回実施し、継続して児童・生徒を観察することで適切な指導につなげます。また、二次障がいの未然防止のため、生活指導主任や中学校不登校対応巡回教員との連携が図られるよう指導・助言を行います。</p>		

1-4-3	関係機関との連携	子ども家庭課 子ども発達支援課 教育支援課 関係各課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>乳幼児健康診査や各種相談事業を実施し、発達に心配のある子どもやその保護者に対し、児童発達支援センター等の適切な相談につながるよう保健師による支援を実施するとともに、関係各課、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育支援センター、幼稚園、保育園、小・中学校に加え、計画相談支援事業所等、子どもの支援に関わる機関とのネットワークを強化し、支援体制の整備を進めます。</p> <p>療育に関わる関係機関の連絡調整のための会議や、運動を通して発達を促す「運動療育事業」等の発達障がいの子どもの支援する事業を実施します。</p>		
1-4-4	相談事業の充実	子ども家庭課 子ども発達支援課 児童育成課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>子どもの発育・発達について、相談内容に応じた情報の提供や各種サービスの調整等を行います。</p> <p>子どもの発育等については、育児相談事業等、専門職が相談を受け付けるほか、幼稚園・保育園への巡回指導、保護者向けの講演会を実施します。</p> <p>また、早期療育が必要な子どもに対しての医療相談や、保護者が子どもとの向き合い方を学ぶペアレントトレーニングを実施し、発達段階に応じた相談支援を行います。</p>		
1-4-5	乳幼児発達健康診査の充実	子ども家庭課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>乳幼児健康診査等において発達の遅れが心配される乳幼児に対し、発達に重点を置いた健康診査を行い、障がいの早期発見・早期療育を図ります。</p> <p>健康診査で気になる子どもは、「いるかグループ」等でフォローアップするとともに、各種相談をはじめ、サービスや医療機関情報を提供するほか、療育が必要な場合は、児童発達支援センターや子ども発達相談（療育相談）につなげていきます。</p>		
1-4-6	保育園・学童クラブ等における障がいのある子ども及び医療的ケア児の受入れの推進	児童育成課 教育支援課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>保育園、学童クラブ、放課後子ども教室（KoKoA）への障がいのある子どもの受入れ体制の強化に取り組むとともに、医療的ケア児の受入れに向けた課題の整理を行い、対応できる施設を増やし小学校と連携した支援体制の強化に取り組んでいきます。</p> <p>保育園では、すべてのクラスで集団保育が可能な中程度以下の障がい児保育を実施します。</p> <p>放課後子ども教室では、特別支援学級の児童を相談に応じた受入れや各児童に合わせた見守りを行うほか、学童クラブでは、施設側の体制を調整した上で障がいのある子どもや医療的ケア児の受入れを行います。</p>		

1-4-7	就学相談等の実施	教育支援課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>適切な就学に向けて、発達に課題のある子どもが教育や医療、保健、福祉等の関係機関と連携を図り、就学相談を実施するとともに、各関係機関と連携を図りながら、子ども一人一人の状況に合わせた就学先につなげます。</p> <p>また、子どもが持っている力を伸ばすために、個々の状態に応じて、どのような環境や学習が必要かを保護者とともに考え、保護者が子どもに適した就学先を選べるよう相談事業を実施します。</p>		
1-4-8	特別支援教育の推進	教育支援課 指導室
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>狛江市地域特別支援教育推進連絡協議会、特別支援学級・教室代表者会、特別支援教育悉皆研修会を開催し、特別支援教育における成果と課題の収集と、ニーズに応じた研修会を実施することで、各種特別支援教育に係る理解と実践力を高める等、質的向上を図ります。また、小中学校へ巡回相談専門家チームを派遣することで、学校内の指導体制の充実を図ります。</p> <p>特別支援学級や特別支援教室の適切な運営を行うほか、就学した児童・生徒が円滑に学校生活を送り、必要な指導を受けるための学校生活支援シートや個別指導計画を作成し、それに基づいた支援を行います。また、療育機関や福祉施設をはじめとした特別支援教育に関係する機関や家庭との連携を深め、子どもの状況に応じた学びを支援します。</p> <p>各小中学校で校内委員会を年間複数回実施し、支援の必要な児童・生徒の情報を共有をし、適切な指導につなげます。</p>		
1-4-9	都立特別支援学校等との連携の推進	教育支援課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>地域における特別支援教育の質的向上のため、巡回相談専門家チームのメンバーとして、特別支援学校の特別支援コーディネーターを含める等、特別支援学校（都立調布特別支援学校・都立府中けやきの森学園等）との連携を図ります。また、児童の就学先の決定を行う就学支援委員会の委員としても専門的な立場から意見を伺うなどの連携を図ります。また、就学相談においても、コーディネーター等による行動観察等を実施するとともに、副籍制度に関する説明を行います。</p>		
1-4-10	障がい福祉サービスの充実	福祉相談課 高齢障がい課 子ども発達支援課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>未就学児を対象に日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援の充実のほか、「あいとぴあ子ども発達教室ぱる」において、発達に遅れのある就学前の子どもに対して、親子での通所により必要な療育や支援を行い、子どもの成長・発達を支援します。</p> <p>また、地域における療育支援体制の充実に向け、児童発達支援センターを中核として地域の事業所を含めた関係機関と連携しながら事業展開を行うことで早期療育に取り組みます。</p> <p>障がい児福祉サービスは、放課後等デイサービスのニーズが高く、今後も利用者の増加を見込んでいます。障がい児の支援の充実を図るために放課後等デイサービス事業所と学校等の連携を推進するとともに、障がいの有無によらず誰でも様々なサービスを受けられる環境の整備に取り組みます。</p>		

1-4-11

発達サポーターの確保・育成

子ども発達支援課

■令和 11 年度までの取組

発達に課題を抱える子どもたちが、地域の中で健やかに成長できるよう発達サポーターを育成します。発達サポーター育成講座を定期的の実施し、必要な人材を確保するとともに、学校等への派遣を通じて、地域の子どもたちに寄り添い支援します。

※発達サポーター…発達に課題を抱える子どもをはじめ、困りごとを抱える子どもたちに寄り添い、支援する役割を担う地域のサポーター

基本目標2 安心して子どもを産み育てられる環境づくりと妊娠期からの切れ目のない支援

2-1 産前・産後の支援と父親の育児参加の促進

子どもの健やかな成長のためには、親が心身ともに健康であることが大切であり、妊娠期からの支援は、出産後の親子の安定した生活につながります。また、特に産前・産後については不安も多く、SNS等に溢れている様々な情報で不安が助長しないよう母親、父親ともに正しい知識を持つことが重要です。

正しい知識を持ち、安心して妊娠・出産・育児に臨めるよう、母親だけではなく父親も含めた学習機会の充実を図りながら、男性の育児参加や地域活動への参加を支援します。

2-1-1	妊娠前後の支援の充実	子ども家庭課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>妊婦面談事業（ゆりかご狛江）により、妊娠期から保健師と関わりを持つことで、妊娠期から出産後までのサポートをし、母子の心身の健康などに寄与します。また、妊婦等包括相談支援事業及び妊婦のための支援給付金により、伴走型相談支援と経済的支援を行い、妊娠期には妊娠8か月アンケートを実施することで、出産を間近に控えた妊婦にかかわる機会を創出し、切れ目のない支援を図ります。</p> <p>妊婦の健康管理に努め、妊産婦及び乳児の死亡率低下を図るとともに、流・早産、妊娠高血圧症候群、胎児の発育遅延等の母と子の障がいを予防するため、妊婦健診受診票により14回までの妊婦健診費用の助成を行います。都外医療機関で妊婦健診を受け、妊婦健診受診票を使用できなかった妊婦に対して、受診費の助成も行います。また、多胎妊娠健康診査費用（14回に加えて5回まで）、生活保護等の初回産科受診費用の助成を行い、安心して妊娠出産できる支援を実施します。</p> <p>妊活や妊娠、不妊治療等の相談内容に応じて、専門家チームにオンラインで相談できる妊活オンライン相談事業を実施します。</p>		
2-1-2	産前産後の支援の充実	子ども家庭課 子ども発達支援課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>出産前後の母親や介助者がいない家庭を支援するため、育児支援ヘルパーを派遣します。事業の実施に当たっては、こまえ子育てねっと、子育てガイドブックへの情報掲載や、子ども家庭支援センター、市役所窓口へのチラシ設置等広く情報がいきわたるよう事業の周知をします。</p> <p>出産前後の育児不安や育児等における負担軽減に向けた支援のため、多胎児を育てる母親・父親や妊産婦のための交流会「わいわいキッズ」を引き続き実施するほか、育児支援ヘルパー事業の多胎児の利用についても利用促進に向けて周知を行うとともに、支援の充実に取り組みます。</p> <p>出産後、育児等に不安を抱える母親に対して、心身のケアや子育てに関する相談や指導を行い、出産後の母親にかかる様々な負担の軽減を図る産後ケア事業を実施します。市内に産後ケアが実施できる施設が少ないため、適切なサービス提供ができるよう引き続き検討を進めます。</p>		

2-1-3	専門職による相談・訪問指導の実施	子ども家庭課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>育児や栄養、運動などについて、子どもの健康な生活習慣の確立と育児不安の解消のため、保健師や心理士等の専門職が育児相談を実施します。妊娠期から産後の育児を通し、不安やストレスを感じている妊婦や母親を対象に「ママの気持ち」相談を行います。</p> <p>また、すこやか訪問指導（妊産婦・新生児）とその前後で必要とされる妊産婦、乳幼児の家庭を保健師等が訪問し、赤ちゃんの計測や保育の相談、母乳指導等を行います。</p>		
2-1-4	ママパパ学級の開催	子ども家庭課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>妊娠中の女性とパートナーを対象として、妊娠、出産、育児、栄養などについて正しい知識を持ち、健康の保持・増進が図れるよう、ママパパ学級を実施します。安心して妊娠生活を送り、出産、育児に臨めるよう正しい知識の普及を行い、孤立しがちな母親同士の仲間づくりの場とするほか、妊婦や産婦の心と体の変化や赤ちゃんの泣きへの対応も含め、かつ父親の育児参加を促すために父親向けのプログラム内容のママパパ学級を実施します。</p>		
2-1-5	離乳食教室の開催	子ども家庭課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>乳児の保護者を対象に毎月1回、生後5～6か月頃の離乳食教室として「離乳食教室 Step 1」、生後7～8か月頃の離乳食教室として「離乳食教室 Step 2」を実施します。隔月1回、生後9～11か月頃の離乳食教室として、「離乳食教室 Step 3」を実施します。</p> <p>また、SNS やアプリなども取り入れながら、引き続き教室の周知を行い参加者数の増加に繋げるほか、動画の周知も併せて行い、離乳食づくりの不安の解消に役立ててもらいます。</p>		

2-2 子どもの健やかな成長に向けた支援

乳幼児期は、子どもの発達や成長にとって、とても大切な時期です。しかしながら、乳幼児期の子育て家庭はその置かれている状況によって、自らが積極的に動き、必要な支援を求めるのが困難なことがあります。そのため、子どもの発達や成長に向けて、母子保健事業等における“気づき”から、関係機関と連携して、必要な支援につなげていきます。

また、ライフステージに応じた切れ目をつなぐ支援を推進する拠点として、こども家庭センターや子育て・教育支援複合施設の運営を中心とする、一貫した支援体制を整備していきます。

2-2-1	子育て・教育支援複合施設の運営	子ども発達支援課 教育支援課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育支援センターが、センターごとに子育て家庭への適切な相談対応を行うだけでなく、3センター連携会議や、各センター内の情報共有の仕組みを検証しつつ、子育て・教育支援システムの効率的な運用を検討する等、各センター間の密な連携を通して、子どもの健やかな発達を支援します。また、こども家庭センターをはじめとした関係機関との円滑な情報共有を積極的に行うとともに、必要に応じて専門的な知見を有するアドバイザーから助言をいただきながら、切れ目のない支援を実現するため市の子育ての中核機関となるような運営を進めます。</p>		
2-2-2	乳児家庭全戸訪問事業の充実	子ども家庭課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>生後4か月以内の乳児のいる家庭を訪問して、「エジンバラ産後うつ病質問票」の活用等、親子の心身の状況や養育環境等を把握しながら、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等や必要な助言を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供につなげます。（こんにちは赤ちゃん事業）</p>		
2-2-3	乳幼児健診の充実	子ども家庭課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>3～4か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査と乳児個別健康診査を実施し、乳幼児の健康の保持・増進と親の育児不安の解消に努めるとともに、乳幼児の疾病や障がいを早期に発見し、適切な指導を行います。</p> <p>併せて、1歳6か月児健診で、むし歯予防についての知識を広めるとともに、保健指導を実施します。</p>		
2-2-4	予防接種の勧奨	健康推進課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>各種個別予防接種が確実に受けられるよう、情報の提供や案内を行います。</p>		

2-2-5	休日・夜間応急診療の充実	健康推進課 子ども家庭課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>医師会・歯科医師会・薬剤師会の協力のもと、あいとぴあセンター内で休日応急診療所を、また、医師会・調布市医師会・東京慈恵会医科大学附属第三病院の協力のもと、東京慈恵会医科大学附属第三病院内で、狛江・調布小児初期救急平日夜間診療をそれぞれ実施することで、休日・準夜間の救急医療体制を整備し、小児医療の充実を図ります。</p>		
2-2-6	未熟児の養育医療の給付	子ども家庭課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療の給付を行うとともに、未熟児を抱える家庭を早期に専門職である保健師につなげ、母子の安定を図ります。</p>		
2-2-7	医療費助成の実施	子ども若者政策課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>子育て家庭の経済的負担を軽減するため、未就学の子どもを対象とした乳幼児の医療費助成の実施、小中学生を対象とした義務教育就学児の医療費助成の実施、高校生世代を対象とした高校生世代の医療費助成の実施を通して、医療機関で診療・調剤を受けたときの保険診療の自己負担分を助成します。</p>		

2-3 幼児教育の振興と保育における質の向上

幼児期における質の高い教育・保育を提供するため、保育における量の確保とともに、職員研修による専門性と資質の向上を図るほか、体験学習や地域との交流活動を通じ、必要な生活習慣や知識の習得を図ります。

また、幼児と児童の交流活動を充実させるなど、幼稚園や保育園、認定こども園、小学校などがそれぞれつながりを持ち、情報共有等を行うことで、円滑な引継ぎと市全体の保育の質の向上を図ります。

2-3-1	幼児教育の充実	児童育成課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>幼稚園や保育園での体験学習や地域との交流活動などを積極的に行い、幼児期における遊びを通じた学びや生活を積み重ねる等、様々な体験の機会の充実を図るとともに、小学校就学時までに必要な生活習慣や知識などを身につけることができるような環境づくりを行います。</p>		
2-3-2	幼稚園・保育園・認定こども園、地域型保育事業等への給付・補助・支援の実施	児童育成課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>子ども・子育て支援法に基づき、質の高い教育・保育を行うため、保育の必要性の認定を受けた子どもが利用する幼稚園や保育園、認定こども園等に対し、施設型給付を行います。幼児教育・保育の無償化に伴い、子育てのための施設等利用給付を行うとともに、多子世帯や低所得世帯、幼稚園等を利用する世帯に上乗せ補助を実施します。</p> <p>また、地域型保育事業である事業所内保育事業、小規模保育事業、家庭的保育事業へ地域型保育給付費を支給します。また、認証保育所や家庭福祉員等に運営費に係る補助金の交付、ベビーシッター利用支援事業や巡回指導の実施などの支援を行います。</p>		
2-3-3	保育活動の充実と質の確保	児童育成課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>保育施設において保育カルテに基づく計画的な情報共有に基づく保育を実践するなど、保育活動を充実させます。外部講師による職員研修や、狛江市内の保育施設を対象とした研修を行い、保育士の質の向上を図るほか、認証保育所や家庭福祉員等における保育士等のキャリアアップに向けた取組や研修参加時の代替職員確保の支援を行います。</p> <p>また、保育園における保護者アンケート等を通じて、保護者のニーズを把握するほか、利用者がより良質なサービスを安心して利用できるよう、事業者へ第三者評価の受審を促し、その結果を公表するよう推進します。</p>		

2-3-4	一時保育（一時預かり）、延長保育等の充実	子ども発達支援課 児童育成課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>家庭における育児疲れの解消やリフレッシュ、急病や断続的勤務・短時間勤務などの勤務形態の多様化に伴う一時的な保育需要に対応するため、一時保育（一時預かり）を実施します。認可保育所、認証保育所、家庭福祉員、子ども家庭支援センター、ファミリー・サポート・センターにて実施し、ニーズに対応できるよう充実に努めます。</p> <p>また、幼稚園に通園する子どもを持つ保護者の子育てを支援するため、全幼稚園で預かり保育を実施するほか、未就園児対象の「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を引き続き実施します。</p> <p>公立保育園全園と私立保育園2園で1時間の延長保育、私立保育園11園で2時間の延長保育、私立保育園1園で3時間の延長保育を実施します。私立認定こども園1園で2時間の延長保育を実施するほか、地域型保育事業（小規模保育事業）3か所においても延長保育を実施します。</p> <p>また、国において令和8年度から本格実施される予定である「こども誰でも通園制度」について導入に向けた検討を進めます。</p>		
2-3-5	幼稚園・保育園・小学校及び公私立保育園の連携	子ども発達支援課 児童育成課 指導室
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>幼稚園・保育園・小学校の関係者の連携を深め、情報交換や学習の機会を設けるとともに、子ども同士の交流も推進します。</p> <p>就学時健康診断や就学説明会にて、学校生活について保護者に理解を促すとともに、生活習慣の確立の重要性について啓発します。</p> <p>幼・保・小の連携に向けて、就学前の子どもについて情報共有を図り、円滑な就学につながるため、子ども家庭支援センターの運営会議や児童館・児童センターの運営委員会の中で、意見交換を行います。</p> <p>幼稚園や保育園では、入園している子どもの就学の際、これまでの積み重ねによる子どもの育ちを支えるため、指導要録及び保育要録を作成し、小学校との連携を図ります。幼稚園・保育園と小学校の円滑な連携を図り、就学後を見据えた教育を提供します。</p> <p>小学1年生の教育課程において、児童が円滑に学校生活への適応ができるように、適切なスタートカリキュラムの編成に向けた指導・助言を行います。</p> <p>また、公私立保育園長合同会議や保育展を公私立保育園合同で開催するなど、公私立保育園同士の連携・協力体制を構築することで、狛江市における保育の質の向上を目指します。</p>		
2-3-6	公立保育園の民営化の検討	児童育成課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>保育需要への適切な対応や多様な保育サービスの提供と効率的な行財政運営の両立を図るため、「狛江市立保育園民営化の指針」に基づき、公立保育園の民営化の検討を進めます。</p>		
2-3-7	病児・病後児保育の充実	子ども若者政策課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>保育園等の子どもが病気などにより、各施設で受入れが困難なときに、病児保育施設において、保護者に代わって預かり、子どもの健康管理と保護者の就労を支援するほか、訪問型病児・病後児保育利用料助成事業を実施します。病児保育室については、長期的な目線に立った事業展開や事業者について検討していきます。</p>		

2-4 放課後対策の推進

学童期は、様々な体験や学びを通して豊かな心を育てていくことが大切です。全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後の子どもの遊びと生活の場である学童クラブの整備を着実に進め、放課後子ども教室事業（KoKoA）と連携しながら、安心安全な放課後の居場所の確保に努めます。

また、職員研修による専門性と質の向上を図るほか、増加する需要に対応していくため、受入定員の拡大やニーズを踏まえたサービスの提供を図ります。

2-4-1	学童クラブの拡充	児童育成課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>保護者の監護に欠ける小学生の健全な育成を支援するため、待機児対策推進本部において検討し、計画的に待機児対策を行うことで、学童クラブ（学童保育所、小学生クラブ、放課後クラブ、こどもクラブ）の充実を図ります。</p> <p>また、放課後クラブについて、円滑な運営と質の確保、開所時間の延長、多様な事業メニューの提供等によるサービスの拡充とともに、待機児対策としての定員の弾力化に対応するために、狛江市放課後クラブ民営化計画をもとに民営化を進めていきます。</p>		
2-4-2	放課後子ども教室事業（KoKoA）の推進	児童育成課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>地域の人の参画を得ながら KoKoA 運営委員会を中心に放課後子ども教室の充実を図ります。</p> <p>また、子どもの放課後環境の改善・充実を図るため、教育委員会と連携した学校施設の有効活用や新たな施設を建設し、市内全小学校における子どもの居場所の確保に努めています。</p>		

2-5 子育て家庭の負担軽減に向けた相談支援の推進と環境整備

子育て家庭に生じる様々な不安や悩みは、他の家庭や支援者と共有することで、家庭の子育てに係る負担の軽減につながります。アウトリーチによる相談等を含めた多岐にわたる不安や悩みを相談できる窓口の設置や取組を推進するほか、子育てにおいてそれぞれの親が持つ力を引き出していく支援や子育て家庭に対して育児や子育てに関する情報を様々な形で提供します。

また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の取組を進めるためには、夫婦がともに積極的に家事や育児に参加できるよう、個人における意識への啓発のほか、事業所においても子育て中の従業員等がゆとりを持ち、子育てと仕事を両立できるような働き方に取り組んでいく必要があります。

狛江市の地域特性も踏まえながら、市民や事業所を含めてワーク・ライフ・バランスや多様な働き方についての普及啓発や周知、支援を行い、働き方が変わっていく社会においても夫婦がともに子育てに向き合える地域社会の実現を目指します。

2-5-1	専門性のある多様な相談体制の充実	子ども若者政策課 子ども家庭課 子ども発達支援課 児童育成課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>子育て・教育支援複合施設内に敷居の低い相談場所として設置した総合相談窓口において、子育て家庭等の相談に対応するとともに、関係機関と連携しながら、相談者のニーズに合った支援につながるよう取り組みます。</p> <p>児童館・児童センターや子ども家庭支援センター、ふらっとなんぶで実施する子育てひろばのほか、保育園や学童保育所などで、子育て中の親が気軽にいつでも相談できる場の提供や各種プログラムへの参加から相談へつながる機会を設けるほか、電話やオンライン上等、様々な手段を用いた相談体制の確保・充実に取り組めます。</p> <p>また、利用者支援事業（基本型・特定型・こども家庭センター型）を実施し、個々の状況に応じた保育サービスの情報提供を行っていくとともに、それぞれの相談員の連携の仕組みを構築し、各相談窓口の専門性の向上のため、相談員のスキルアップを図ります。</p>		
2-5-2	要支援世帯への訪問支援事業の充実	子ども家庭課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>こんにちは赤ちゃん事業等により、支援が特に必要であると判断した家庭に対し、子育て世帯訪問支援事業及び養育支援訪問事業を実施することで、保健師、ヘルパー等が訪問し、子育てに関する指導、助言、サービス等を行い、当該家庭の適切な養育を推進し、虐待の予防や早期発見等につなげます。</p> <p>要保護児童対策地域協議会で関係機関等と情報を共有し、必要な家庭への家庭訪問等による育児や健康に関する専門相談支援や各種サービスの情報提供、ヘルパーの派遣等の支援を行います。</p>		

2-5-3	多様な媒体による情報提供と双方向コミュニケーションの推進	子ども若者政策課 子ども家庭課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>子育て家庭のニーズに合った情報の提供に努めるほか、子育ての魅力等の視点からの発信や、現代の子育て世代になじみやすい動画等を活用した情報発信にも努めていき、子育て家庭とのコミュニケーションツールとして、市と子育て家庭の関係性の向上を図ります。子育てガイドブックに掲載されている情報も含め必要な情報をWEB媒体で発信しながら、子育て世代の市民が執筆・編集する「こまえスマイルぴーれ」も運営します。</p> <p>また、母子手帳アプリの運用を行い、健診やイベント、予防接種等、子どもの月齢に応じた情報について、プッシュ型にて情報発信を行っていきます。</p>		
2-5-4	身近な交流の場の提供	子ども若者政策課 子ども発達支援課 児童育成課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>児童館・児童センターや保育園等の機能のほか民間団体等の活力を活かして、地域で子育て中の親子等の交流や子育て相談、子育て情報の提供などを行う子育てひろばやつどいの広場事業を推進するとともに、既存の地域施設の活用や多様な媒体を用いて、身近な地域で子育て中の親子等が交流し、子育てについて、誰でも気軽に情報交換のできる場づくりを進めます。</p>		
2-5-5	子育てや家庭教育に関する学びの機会の充実	子ども若者政策課 子ども発達支援課 公民館
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>子育てや家庭教育に関する各種講座やセミナーを開催するとともに、幼稚園・保育園や小中学校・PTA、公民館やその保育室の活用等による学びの機会を提供することで、子育て家庭や地域の方への学習機会を充実させます。</p> <p>子ども家庭支援センターでは、言語聴覚士を囲んでの学習会等を行います。</p> <p>また、親子の絆づくりプログラム～赤ちゃんがきた(BP)、ノーバディーズ・パーフェクト・プログラム(NP)、コモンセンスペアレンティング(CSP)、子育て講座による学習機会を提供します。</p> <p>公民館では、子育てセミナーを開催するとともに、子育てで家に閉じこもりがちな保護者の交流の場として、いきいき子育てルームや学習グループ保育事業等を開催し、子育てに関する情報交換や悩みについて、アドバイザーを交えたひと時の居場所づくりに取り組みます。</p>		
2-5-6	就労支援情報の提供の促進	地域活性課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>子育て家庭の経済的な自立支援に向け、ハローワーク府中や東京しごとセンター多摩との連携等による就業情報の提供を進めます。</p> <p>各種就業情報の提供のほか、ハローワーク府中と共催で就職支援セミナーの開催や東京しごとセンター多摩と共催して、模擬面接も行います。</p>		

2-5-7	子育てに適した住まい探しの支援	福祉政策課 まちづくり推進課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>子育て家庭を含めた住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援を進めるため、狛江市居住支援協議会として、市や不動産関係団体、福祉関係団体等が協力・連携し、住まいに困っている方が相談できる場として「住まい探しの相談窓口」等を実施することで、安心して貸してもらえるような仕組みをつくり、入居や入居後の安定した暮らしを支援していきます。また、「住まい探しの相談窓口」の充実を図っていくとともに、相談者の成約件数の増加を目指します。</p> <p>子育て世帯が市内に住む親との近居又は同居のために市外から転入する際に掛かる費用の一部を助成する「子育て世帯に対する親世帯近居等促進助成金事業」を実施することで、子育てに適した居住環境の充実を図ります。</p>		
2-5-8	児童手当の支給	子ども若者政策課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>子育て家庭の経済的負担を軽減するため、高校生世代までの子どもを養育している保護者等に対して、児童手当を支給します。</p>		
2-5-9	出産祝金給付事業の実施	子ども若者政策課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>次世代を担う子どもの出生を祝福し、子育てに伴う経済的な負担の軽減と子どもの健全な育成を目的に、子どもが生まれた家庭に対して、出産祝金を支給します。</p>		
2-5-10	男性の育児参加の促進	子ども若者政策課 子ども発達支援課 児童育成課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>男性の育児参加を促進するため、子育ての不安の解消や交流の場づくりなどの講座等を実施し、父親の育児参加を促進していくとともに、父親向けのプログラムの充実や子どもが父親と児童館・児童センターに訪れたい場所となるよう父子参加企画やファミリーデーを実施し、父親の参加を積極的に促すようなプログラムを継続して企画します。</p> <p>また、男性の育児参加と家族間のコミュニケーションを促進するため、育児に必要な知識や心構えから、実践面までの情報をわかりやすく伝えていけるよう父親向け啓発冊子の配布を行います。</p>		
2-5-11	男女共同参画推進計画の推進	政策室
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>市民の意識実態や狛江市男女共同参画推進委員会からの計画の推進、男女共同参画社会の実現に関する提言等を踏まえ、狛江市男女共同参画を推進し、多様なライフスタイルの実現や個人として尊重される社会の形成等を図っていきます。</p>		

2-5-12	ワーク・ライフ・バランスに関する周知・啓発活動	政策室 地域活性課
<p>■令和 11 年度までの取組</p> <p>ワーク・ライフ・バランスの推進について、狛江市男女共同参画推進計画において、基本目標の1つとして「多様なライフスタイルの実現」を位置づけ、多様な働き方やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発や情報提供の等の支援を行います。</p> <p>また、国・都等が作成したパンフレットの配布等、事業所向けの働き方に関する制度の紹介や周知等を通じ、市内の事業所の仕事と生活の調和に向けた意識の醸成を行います。</p>		
2-5-13	市役所におけるワーク・ライフ・バランスの実践	職員課
<p>■令和 11 年度までの取組</p> <p>特定事業主行動計画に基づき、全庁的なノー残業デー及び絶対退庁時間の周知徹底に加え、在宅勤務や時差出勤制度の実施による職員の超過勤務の縮減や有給休暇、育児休業等の取得の促進、各種研修の実施など、市役所が率先して職員のワーク・ライフ・バランスを推進します。また、働き方改革推進プランに基づく取組により、特定事業主行動計画に定める目標値の達成を目指します。</p>		

2-6 悩みや困難を抱える家庭への支援

様々な悩みや問題を抱えている家庭や子どもに対して、一人ひとりに寄り添った相談を受けるとともに、生活支援、就労支援、経済的支援など、それぞれの状況に応じて多面的に支援を行っていきます。

2-6-1	子ども家庭支援センターの充実	子ども発達支援課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>地域における子育て支援の中核機関として、子育て家庭の抱える多様な相談に十分に対応できるよう、専門的機能の充実を図ります。</p> <p>また、引き続き、敷居の低い相談場所として、子育て家庭等が相談しやすい場づくりに取り組むとともに、子育て支援の中核機関として、積極的に地域に出向き、地域資源の情報収集、情報提供等を行うとともに、関係機関等との連携を強化し、相談体制の充実に努めます。</p>		
2-6-2	教育支援センターの充実	教育支援課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>児童・生徒の社会的自立に向けた相談及び適応、学習等に関する円滑な支援を行うとともに、市の教育における新たな課題への対応や教育支援を実施する拠点として、事業の充実を図ります、また、関係機関との連携を図りながら、相談体制の充実に努めます。</p>		
2-6-3	ひとり親家庭相談体制の充実	子ども若者政策課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>母子家庭等ひとり親家庭の生活上の悩みや相談に応じるため、ひとり親家庭等専門相談員及び母子・父子自立支援員による相談を実施するとともに、相談体制の強化を図ります。また、相談窓口の周知に努めるほか、ひとり親家庭支援策の内容や利用方法について、ひとり親家庭のしおりや子育てガイドブック等により周知を図るとともに、住まい、子育て、教育、仕事、家計、養育費、面会交流など、関係機関とも連携して継続的な支援に取り組めます。</p>		
2-6-4	DV等への相談支援の充実	子ども若者政策課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>DVに関して、生活不安や社会からの孤立など様々な悩みや不安を持つ親に対する支援を行います。</p> <p>女性相談支援員によるDVを含めた母子等の生活等に係る相談を行い、必要に応じて一時保護施設や母子生活支援施設等の関係機関と連携し、その経済的自立と生活の安定に向けた支援を行うとともに、相談体制の強化を図ります。</p>		

2-6-5	ひとり親家庭への支援の充実	子ども若者政策課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>ハローワークとの連携による母子・父子自立支援プログラムや、高等職業訓練促進給付金、教育訓練給付金といった事業を周知、促進することにより、母子家庭等の自立支援を進めます。</p> <p>母子及び父子福祉資金の貸付事業として、20歳未満の子ども等を扶養している母子家庭及び父子家庭に入学や就学、技能習得等に必要な資金を貸し付けます。</p> <p>離婚直後などにより、日常生活に著しく支障のあるひとり親家庭に対して、育児や日常生活の世話など必要な援助を行うホームヘルパーを派遣します。</p> <p>養育費確保支援事業により、ひとり親家庭における経済的基盤を確保し、子どもの成長及び生活水準の保障等を図る養育費の継続した確保を支援します。</p>		
2-6-6	ひとり親家庭の医療費の助成	子ども若者政策課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>ひとり親家庭等の医療費の自己負担分を助成し、ひとり親家庭の健康の保持や生活の安定・自立、経済的負担の軽減を図ります。</p>		
2-6-7	(特別)児童扶養手当・児童育成手当(障がい)の支給	子ども若者政策課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>父母が離婚、父又は母が死亡、生死不明、1年以上の拘禁、重い障がい、保護命令が出ている、母が婚姻によらない出生等の場合、子どもが18歳になった日の属する年度末日まで、母子・父子家庭又は養育者に対して児童扶養手当・児童育成手当を支給します。</p> <p>また、障がいを理由とする公的年金を受けていない20歳未満で心身に一定の障がいのある子どもを扶養する父母又は養育者に対する特別児童扶養手当の支給と20歳未満で心身に一定の障がいのある子どものいる家庭に対し、児童育成手当(障がい)の支給を行います。</p>		
2-6-8	就学援助費・特別支援教育就学奨励費の支給	学校教育課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>小中学校に在学する児童・生徒の保護者が経済的理由により就学が困難な場合、就学援助費を支給します。</p> <p>また、小中学校の特別支援学級に在籍又は通級指導学級や特別支援教室に通っている児童・生徒の保護者の負担を軽減するため、その経済状況に応じて、特別支援教育就学奨励費を支給します。</p>		
2-6-9	ショートステイ事業の充実	子ども発達支援課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>保護者が病気やその他の理由で一時的に児童の養育ができなくなった場合に、児童養護施設等で児童を一時的に養育・保護します。</p>		

基本目標3 子ども・若者が地域で安心して過ごせる地域社会づくり

3-1 子どもが安全に育つ環境の充実と基盤整備

地域における人間関係の希薄化や核家族化等、それぞれの家庭が孤立しやすい社会環境の中で、改めて地域づくりや共助、協働といった視点で子育てを考え、実践していく必要性が高くなっています。地域と連携した見守り活動の充実や通学路の安全確保等を進めるとともに、子どもの遊び場となる公園や児童遊園等の整備を進めることで、安心して過ごせる地域社会づくりを目指します。

3-1-1	市民に親しまれる公園の整備	環境政策課
■令和11年度までの取組		
子どもが屋外で安心して、のびのびと遊ぶことができ、親子で憩い・ふれあうことができるよう、樹木の維持管理や遊具の保守点検等を実施するとともに、地域の交流の場としての利用も図ります。また、地域住民が主体となり管理された公園を増やせるよう、アドプト制度の実施のほか、子どもや利用者の目線に立ち、ニーズに応える整備に努めるとともに、狛江市公園施設長寿命化計画に基づき、遊具更新を実施し、身近な公園の機能再編に取り組みます。		
3-1-2	歩道整備と幅員の確保	まちづくり推進課 道路交通課 整備課
■令和11年度までの取組		
狛江市交通安全計画に基づき、交通事故の着実な減少と交通災害の防止を図ります。ベビーカーなどを利用する乳幼児の保護者や通学中の子どもが安全に移動できるように、歩道整備や歩道上の障がい物である放置自転車等の撤去などを実施します。		
また、都市計画道路の整備や八幡通り整備基本計画などに基づき、整備工事に向けた事業の進捗管理に努めるとともに、用地取得を行うとともに、歩道整備を進めていきます。		

3-1-3	施設のユニバーサルデザイン化の推進	施設課 福祉政策課 子ども若者政策課 関係各課
<p>■令和 11 年度までの取組</p> <p>多くの市民が利用する公共施設やその周辺について、バリアフリートイレの設置や赤ちゃんふらっとの増設など、子育て家庭が利用しやすいユニバーサルデザインを考慮した環境整備を推進します。</p> <p>また、狛江市福祉基本条例及び狛江市福祉基本条例施行規則に基づく、公共的建築物の福祉環境整備基準への適合遵守の指導等に基づき、公共施設の工事を進めます。</p> <p>新築や増築、大規模改修等の届出のあった公共施設や共同住宅、店舗等に対して、適合遵守の指導及び適合努力の要望を行いユニバーサルデザインの普及を誘導します。また、民間施設等のユニバーサルデザインに基づく設備の促進を図るため、福祉環境整備基準適合証（やさしさマーク）の取得促進の継続に加え、みんなにやさしい生活空間づくり推進事業補助金について、マンション管理組合へのPRや金融機関での周知等によって、子育て世代から高齢者の世代まですべての市民にとって利用しやすい施設の整備を推進していきます。</p>		
3-1-4	通学路等を含めた安全対策の推進	児童育成課 道路交通課 整備課 学校教育課
<p>■令和 11 年度までの取組</p> <p>狛江市通学路交通安全対策プログラムに基づき、学校だけでなく学童クラブや保育園、幼稚園等の関係機関と連携し、通学路の点検及び交通安全対策の推進と通学路の安全確保のために、防犯カメラの設置や路側帯カラー舗装化等の安全対策を推進していきます。また、通学路や未就学児が日常的に集団で移動する経路の点検を行い、交通安全対策が必要な箇所については、警察等の関係機関と協議調整の上、随時対応を行います。</p> <p>学校やPTA等からの要望を踏まえ、カーブミラーの設置のほか、道路区画線、交差点減速、注意看板を設置します。</p>		

3-1-5	防犯対策の推進	安心安全課 児童育成課 学校教育課 指導室 社会教育課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>子どもの安全確保と健全育成のため、防犯ボランティア等と連携した防犯パトロール活動や、夜間などの時間帯における調布地区防犯協会狛江支部連合会による青色回転灯搭載車でのパトロールを実施しているほか、PTAや保護者、地域住民等による学校安全ボランティアが校内・学区内巡回や通学時等の子どもの見守りを実施します。</p> <p>子どもの生命と安全を守るため、狛江市立学校PTA連合会こどもみまもり110番実行委員会の活動を支援し、市内の事業所や民家などにこどもみまもり110番の協力者であることを示すプレートを提示し、危険を感じた子どもの一時的な避難場所とします。また、通学路に防犯カメラを設置することで、地域における子どもの見守り活動を補完し、犯罪抑止を図ります。</p> <p>市内関係機関の緊急連絡体制を整備し、調布警察署、防犯協会、近隣市区等の関係機関から受けた事件の情報等を学校や保育所などへ速やかに配信し、各所の防犯体制を強化するとともに、市民の自主的な防犯活動を推進します。また、こまめ安心安全情報メールにより安心安全情報を配信しているほか、安心安全情報一覧の情報チラシを作成し、町会や自治会、各地域センター等で配布します。</p>		
3-1-6	子どもの意識啓発	健康推進課 指導室
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>東京都薬物乱用防止推進狛江地区協議会と連携して、中学生によるポスター及び標語の募集や市民まつりでのパネル展示及びあいとぴあセンターでのポスター・チラシによる啓発を行います。受動喫煙などのたばこの害についても、同様に啓発を行います。</p> <p>各学校においては、喫煙や飲酒・薬物乱用防止について、引き続き学習指導要領や保健計画に基づく計画的な指導を展開するよう指導・助言するとともに、国や東京都作成のオーバードーズ防止に係る資料の提供等を継続的に行います。SNS等ネットトラブル防止についても、校長会、副校長会、生活指導主任会等を通じて、各学校の指導力が向上するよう、指導・助言を行います。また、東京都教育委員会の「GIGAワークブック」等を活用し、タブレット端末の不適切な使用をしないための情報モラル教育を推進します。</p>		

3-2 子ども・若者を温かく見守る地域づくりと地域におけるネットワークの形成

核家族化が進行し、身近に子育てを感じる機会が得られないことや、ヤングケアラー等も含め、様々な事情から困難を抱えている家庭など、孤立しがちな家庭にも支援の手が届くように、児童関連施設と学校等の教育機関の連携強化や地域団体等との情報共有及び活性化を図り、地域における子育てネットワークの形成を目指すとともに、地域や身近な仲間同士による子育てグループやサークルを通じた子育て家庭の支援にも取り組んでいく必要があります。

さらに、地域全体で子どもや若者が安心して過ごせる環境をつくるため、世代を超えたすべての人がそれぞれの立場から協力し合う地域づくりを進めるとともに、子どもや若者が地域に積極的に関わられるようにすることで、子どもや若者が孤立せず、成長の機会を得られるよう努めます。

3-2-1	要保護児童対策地域協議会の強化及び児童関連施設の連携強化	福祉政策課 子ども家庭課 子ども発達支援課 児童育成課 教育支援課 指導室 公民館 関係各課
-------	------------------------------	---

■令和11年度までの取組

子どもの健やかな育成を目指し、学校や幼稚園、保育園、学童クラブ、児童館・児童センター、こども家庭センター、子育て・教育支援複合施設（子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育支援センター）、ふらっとなんぶ、公民館、中央図書館、民生委員・児童委員等のあらゆる児童関連施設等の連携を図ります。

要保護児童対策地域協議会を中心に地域の関係機関同士の連携を強化し、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応につなげます。要保護児童対策地域協議会（代表者会議・実務担当者会議）のほか、定例ケース会議を開催し、定期的な情報交換を行い、関係機関との連携を図ります。実務担当者会議の一環として、中学校区域ごとに児童関連施設関係者の会議を開催し、連携強化を推進します。

また、児童虐待防止マニュアルを配布することで、学校を含む関係機関の虐待に関する意識の向上や更なる連携強化を図ります。

3-2-2	学校・児童関連施設における地域交流の促進	児童育成課 指導室
-------	----------------------	--------------

■令和11年度までの取組

幼稚園や保育園、児童館・児童センター、学校等の行事などの機会を活用し、地域との交流を促進します。児童館・児童センターでは、児童・生徒による地域清掃やスタッフの地域活動など、地域に根ざした場としての運営を進めます。公私立保育園では、地域の乳幼児との交流を図ることを目的とし、園庭開放を実施します。

また、地域の人材を教育活動に導入したり、地域の諸行事に学校が参加したり、学校の行事に地域住民を招くなど、学校と地域との連携を強化します。学校運営協議会において、学校経営方針を示し意見を求める等、地域や社会に開かれた学校づくりを目指します。また、小学校では総合的な学習の時間に、多摩川や野川を教材として、身近な環境を活かした取組を進めます。

3-2-3	地域団体等との情報共有及び活性化	子ども若者政策課
<p>■令和 11 年度までの取組</p> <p>市内の各関係機関や子ども・子育て支援活動団体等が各地域・団体の実情を踏まえた情報共有を行うことで、地域でのよりきめ細かな子育て支援につなげるため、子ども・子育て関連団体に関する連絡会を開催し、地域団体同士のつながりの強化や情報交換の場を設け、市民活動の活性化を目指していきます。地域において居場所を運営している団体等への経済的な支援等を行います。</p>		
3-2-4	子育て仲間づくり・子育てグループ・子育てサークルの育成・支援	子ども若者政策課 子ども家庭課 子ども発達支援課 児童育成課 公民館
<p>■令和 11 年度までの取組</p> <p>子育て支援を目的として活動する市民グループや子育てグループの支援を行うとともに、母子保健事業、子ども家庭支援センター、子育てひろば、児童館・児童センター、公民館の活用等を通じて、子育ての仲間づくりを推進します。</p> <p>また、育児不安や仲間づくりのため、生後 1～4 か月頃の乳児と母親を対象とした交流事業として、ひよこカフェを実施します。</p> <p>地域の子育て関連団体のネットワーク化を図るため、こまえくぼ 1234 と連携して連絡会を開催し、地域団体同士のつながりの強化や情報交換の場を設け、市民活動の活性化を目指します。</p>		
3-2-5	ファミリー・サポート・センターの充実	子ども発達支援課
<p>■令和 11 年度までの取組</p> <p>子育てを援助してほしい利用会員と援助したいサポート会員を募集し、保育園や学童クラブの送迎、預かりなどの利用会員のニーズに合うサポート会員を紹介し、子育て支援の有償ボランティア活動を推進します。</p> <p>利用会員とサポート会員の増加に向けて、積極的に広報活動、会員募集を行うとともに、会員が安心して利用・活動できるよう会員同士の交流会やステップアップ講習会等を開催する等、事業内容の拡充に取り組みます。</p>		

3-2-6	世代間・異年齢交流の促進	福祉政策課 子ども発達支援課 児童育成課 社会教育課 公民館 関係各課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>児童関連施設内での乳幼児と小中学生等との異なる世代の交流や、公民館の利用団体などの各種団体や高齢者団体との世代間交流を促進します。</p> <p>多世代・多機能型交流拠点「ふらっとなんぶ」では、日常的な居場所の提供に加え、多世代の地域住民が参加するワークショップ等のイベントを開催することで、子どもも含めた多世代の幅広い交流を実現し、地域共生社会の実現を目指します。</p> <p>子ども家庭支援センターでは、利用者同士の交流だけにとどまらず、地域のネットワークづくりの一環として異年齢交流・世代間交流等にも取り組むとともに、教育支援センターを通じて、小学生や中学生が乳幼児と触れ合う機会を設けます。</p> <p>児童館・児童センターでの中学生の乳幼児とのふれあい体験や、高校生の運営側スタッフとしてのボランティア活動などにより、世代間交流の充実へとつなげるほか、小学生クラブにおいて、子育てひろばでの保育体験や乳幼児親子を対象としたイベントを行います。</p> <p>スポーツを楽しむきっかけをつくり、世代を超えて、誰もが、いつでも、どこでも気軽にスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ教室及びスポーツ大会を開催します。</p> <p>公民館では、世代間・異年齢交流の場として子ども・中高生スペース、にこにこ広場、子どもの実験教室、いきいき子育てルームを開催します。</p>		
3-2-7	地域活動への子どもの参画の推進	地域活性課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>地域における町会・自治会等の活動やボランティア団体等の活動への子どもの参画を促進します。</p> <p>また、町会・自治会の祭礼行事では、子どもみこしやイベント等が実施されています。地域センターでは、夏休みに「子ども一日図書室員」を募集し、図書室で事務の体験活動を行います。</p> <p>「市民活動・生活情報誌わっこ」の誌面を通じて情報提供を図り、子どもの市民活動への自主的な参加を促進します。</p>		
3-2-8	子ども食堂の推進	子ども若者政策課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>市内で子ども食堂事業を実施している市民団体と連携し、子どもやその家庭の居場所を確保するとともに、必要な支援につなげます。また、経済面から子育て世帯の居場所としての機能を持つ地域団体の支援を行います。</p>		
3-2-9	フードバンクを通じた食料支援	福祉相談課 子ども若者政策課 学校教育課
<p>■令和11年度までの取組</p> <p>NPO法人フードバンク狛江が実施しているフードバンク事業を通じて、支援を必要とする子育て家庭へ食料支援を実施します。</p>		

1 教育・保育提供区域

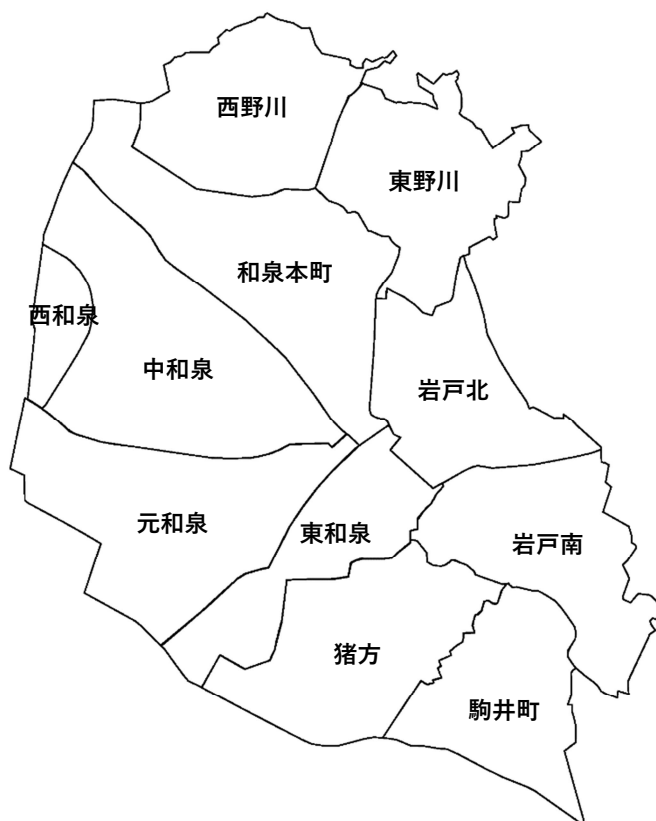
子ども・子育て支援法第61条第2項により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

本市では、

- ①市域が狭く平坦であり、市内の移動が比較的容易であること
- ②長期的な推計では、0～11歳人口の大幅な増加は見込まれないこと
- ③保護者の就労等を考えれば、駅周辺にある教育・保育施設にニーズが集まることが予想されること
- ④施設設置場所の確保が容易ではないこと
- ⑤市内を横断する小田急線は線路が高架となっており、人や交通の流れを遮断するほどの大きな影響はないこと

を踏まえ、市全域を区域として設定するものとします。

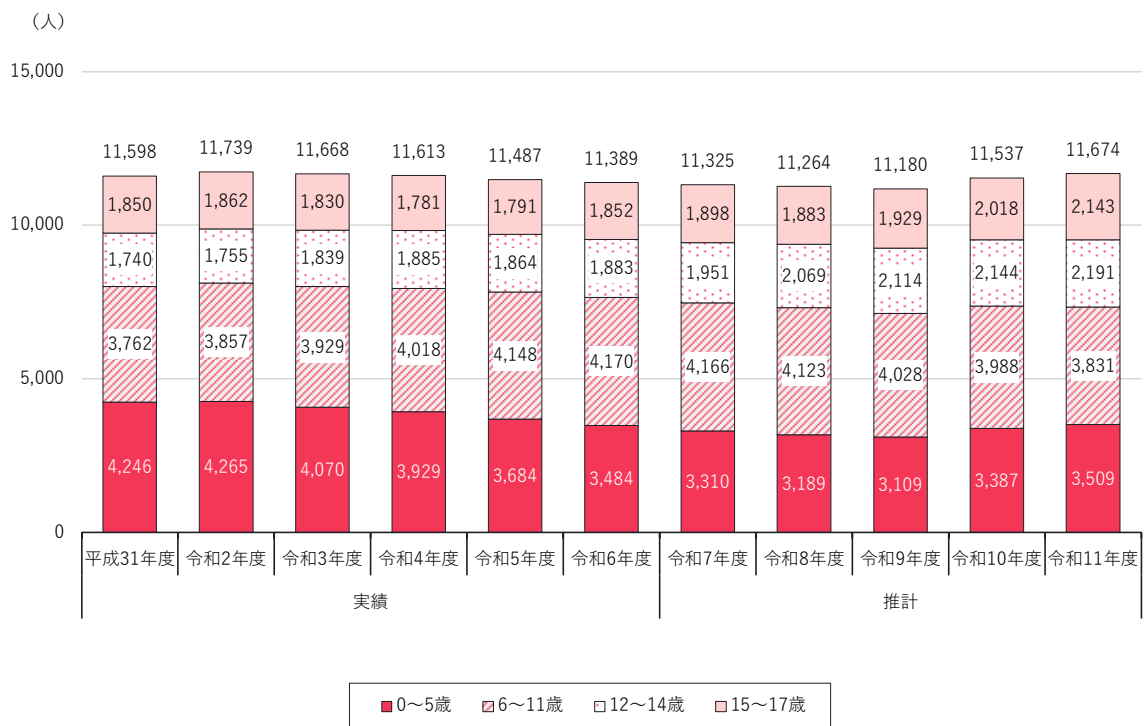
▼狛江市全図



2 子どもの将来人口推計

平成31年から令和6年の4月1日時点の住民基本台帳人口の実績からコーホート変化率法により、1歳から17歳の各年齢の将来人口を推計しました。0歳人口は、平成30年から令和4年の合計特殊出生率の実績値から変化率平均を求め、令和5年、令和6年の合計特殊出生率を算出しました。令和7年以降は「狛江市第1次地域共生社会推進基本計画」策定時に算出した1.126が継続するものとして出生数を推計した結果、令和2年度以降減少傾向で推移している0～17歳の人口は、令和7年度以降も減少傾向が続く見込みですが、令和10年以降に多摩川住宅地区地区計画変更による人口増加を勘案し、令和11年度には11,674人となる予測となっています。

なお、本推計は、多摩川住宅二号棟竣工後、一斉に全住戸に入居された場合の想定であり、また、市内からの転居による入居についても考慮していないため、本推計では影響の最大値を捉えて算出しており、段階的な入居や市内転居の一定数を考慮した場合、ここまでの影響は出ないものと考えられます。したがって、本章で算出している量の見込みについては、この点にも留意する必要があります。



	実績					本計画の計画期間				
	実績					推計				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳	681	612	583	522	467	480	544	539	605	564
1歳	685	671	623	564	539	472	485	549	617	645
2歳	703	666	652	613	559	532	465	478	600	636
3歳	754	698	646	652	615	556	529	463	524	621
4歳	714	737	698	638	659	613	555	527	495	539
5歳	728	686	727	695	645	657	611	553	546	504
6歳	697	708	671	732	684	642	653	608	570	554
7歳	665	698	708	669	733	685	643	654	634	582
8歳	668	653	698	710	675	738	690	647	671	644
9歳	605	665	657	706	712	678	741	693	662	680
10歳	591	607	675	658	705	714	680	743	700	666
11歳	641	598	609	673	661	709	716	683	751	705
12歳	612	646	604	598	675	663	711	720	688	756
13歳	575	617	659	606	600	682	670	718	729	697
14歳	568	576	622	660	608	606	688	676	727	738
15歳	629	579	582	633	652	618	615	698	692	741
16歳	636	621	580	576	629	652	618	615	704	695
17歳	597	630	619	582	571	628	650	616	622	707
合計	11,739	11,668	11,613	11,487	11,389	11,325	11,264	11,180	11,537	11,674

3 教育・保育及び地域型保育事業

就労形態の多様化や母親の就労意向の増加等により保育を必要とする子どもが増加している状況を踏まえ、今後の狛江市における教育・保育及び地域型保育事業の「量の見込み」については、第2期計画期間中の実績値（入園申込み数）をもとに、狛江市における将来の児童人口の変動を見込んだ上で算出しました。なお、育児休業中や特定の保育園だけの申込み、市外の認可外施設利用者などは、この「量の見込み」から除きます。

また、特に2号認定及び3号認定の「確保の方策」については、3～5歳が充足されつつあることに加え、保護者の働き方や保育ニーズの多様化にも柔軟に対応していくことができるよう、引き続き、ベビーシッターの活用を見込みます。

▼量の見込みの算出方法

- ・令和4～6年度の利用実績から利用割合の増減のトレンドが令和7年度から令和11年度の5年間で段階的に同様のトレンドになるように利用割合を算出。
- ・算出した利用割合を各年歳の将来推計人口に乗じて見込み量を算出。
- ・直近3年の市外施設利用者等の平均値から推計値を算出し、その数を引く。
- ・直近3年の幼稚園入園を理由として市内保育施設を退園した利用者の平均値から推計値を算出し、その数を引く。

▼量の見込みと確保数

区分	1号認定	2号認定		3号認定		
	教育を希望	保育が必要		保育が必要		
対象年齢	3～5歳			0歳	1歳	2歳
量の見込み①	445	216	1,097	106	306	389
令和7年度 確保の方策②	特定教育・保育施設 (認可保育所・認定こども園)	15	1,171	162	299	353
	確認を受けない幼稚園	732	-	-	-	-
	市外幼稚園	299	-	-	-	-
	特定地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保育・事業所内保育)	-	-	5	38	32
	認可外保育施設 (認証保育所・家庭福祉員) (ベビーシッター)	-	16	7	29	21
		-	-	-	20	10
合計	1,046	1,187	174	386	416	
過不足(②-①)	385	90	68	80	17	

区分	1号認定	2号認定		3号認定				
	教育を希望	保育が必要		保育が必要				
		教育を希望	左記以外					
対象年齢	3～5歳			0歳	1歳	2歳		
令和8年度	量の見込み①	391	210	1,033	119	325	347	
	確保の方策②	特定教育・保育施設 (認可保育所・認定こども園)	15		1,163	162	299	353
		確認を受けない幼稚園	732		-	-	-	-
		市外幼稚園	299		-	-	-	-
		特定地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保育・事業所内保育)	-		-	8	42	32
		認可外保育施設 (認証保育所・家庭福祉員 (ベビーシッター))	-		16	7	29	21
			-		-	-	20	10
	合計	1,046		1,179	177	390	416	
	過不足(②-①)	445		146	58	65	69	
	令和9年度	量の見込み①	336	200	954	115	380	366
確保の方策②		特定教育・保育施設 (認可保育所・認定こども園)	15		1,163	162	299	353
		確認を受けない幼稚園	732		-	-	-	-
		市外幼稚園	299		-	-	-	-
		特定地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保育・事業所内保育)	-		-	8	42	32
		認可外保育施設 (認証保育所・家庭福祉員 (ベビーシッター))	-		16	7	29	21
			-		-	-	20	10
合計		1,046		1,179	177	390	416	
過不足(②-①)		510		225	62	10	50	

	区分	1号認定	2号認定		3号認定			
		教育を希望	保育が必要		保育が必要			
			教育を希望	左記以外				
対象年齢		3～5歳			0歳	1歳	2歳	
令和10年度	量の見込み①		321	211	985	120	435	475
	確保の方策②	特定教育・保育施設 (認可保育所・認定こども園)	15		1,163	162	299	353
		確認を受けない幼稚園	732		-	-	-	-
		市外幼稚園	299		-	-	-	-
		特定地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保育・ 事業所内保育)	-		-	8	42	32
		認可外保育施設 (認証保育所・家庭福祉員) (ベビーシッター)	-		16	7	29	21
			-		-	-	20	10
		合計		1,046		1,179	177	390
	過不足(②-①)		514		194	57	▲45	▲59
	令和11年度	量の見込み①		320	233	1,065	106	465
確保の方策②		特定教育・保育施設 (認可保育所・認定こども園)	15		1,163	162	299	353
		確認を受けない幼稚園	732		-	-	-	-
		市外幼稚園	299		-	-	-	-
		特定地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保育・ 事業所内保育)	-		-	8	42	32
		認可外保育施設 (認証保育所・家庭福祉員) (ベビーシッター)	-		16	7	29	21
			-		-	-	20	10
		合計		1,046		1,179	177	390
過不足(②-①)		493		114	71	▲75	▲101	

○確保の方策の考え方

認可保育所20か所、認定こども園1か所、幼稚園3か所、地域型保育事業5か所、認証保育所2か所、家庭福祉員2人で対応します。また、現状の利用状況を踏まえ、市外の幼稚園、認可保育所、認証保育所等の利用も見込みます。

また、3号認定について不足が生じる場合には、保育の質の担保を踏まえ、ベビーシッター利用支援事業での対応を見込みます。なお、量の見込みについて、将来人口推計において社会増等の影響の最大値を捉えていることから、その点に留意しつつ、見込みの状況を注視し受け皿の確保を検討していきます。

4 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法で定められた事業について、地域の実情に応じて市町村が実施するものです。利用実績の状況から計画期間中の量の見込みを算出します。

(1) 利用者支援事業

子育て家庭に、身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

▼量の見込みと確保数

(単位：か所)

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	基本型	1	1	1	1	1
	特定型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保数	基本型	1	1	1	1	1
	特定型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1

○確保の方策の考え方

引き続き、市役所窓口（特定型）、子ども家庭支援センター（基本型）及びあいとぴあセンター（こども家庭センター型）で実施します。

(2) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業です。令和6年の子ども・子育て支援法改正により新たに事業として創設されました。

▼量の見込みの算出方法

- ・翌年の0歳将来推計人口に対し、1組当たりの面談回数を3回と想定して算出。

▼量の見込みと確保数

(単位：回)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	1,632	1,617	1,815	1,692	1,575
確保数	1,632	1,617	1,815	1,692	1,575

○確保の方策の考え方

あいとぴあセンター(こども家庭センター)で実施します。

(3) 延長保育事業

保育園利用者を対象に、認可保育園等で通常の保育時間を超えた預かり保育を行う事業です。

▼量の見込みの算出方法

- ・令和3～5年度の利用実績から利用割合の最大値を将来推計人口に乗じて算出。

▼量の見込みと確保数

(単位：人)

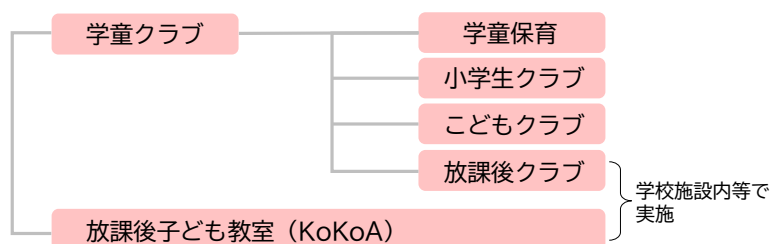
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(A)	855	824	803	875	906
確保数(B)	855	824	803	875	906
過不足数(B-A)	0	0	0	0	0

○確保の方策の考え方

認可保育所18か所(公立4か所、私立14か所)、私立認定こども園1園、地域型保育事業(小規模保育事業)3か所で実施します。あわせて、未実施の認可保育所に実施の検討を求めています。

(4) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が就労等のために昼間家庭にいない小学生を対象に、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業で、狛江市では以下の事業を行っています。



▼量の見込みの算出方法

(1～4年生) 令和4～6年度の利用実績から利用割合の増減のトレンドが令和7年度から令和11年度の5年間で段階的に同様のトレンドになるように利用割合を算出。利用割合を各歳の将来推計人口に乗じて見込み量を算出。

(5、6年生) 令和6年度の利用実績から利用割合を将来推計人口に乗じて見込み量を算出。

▼量の見込みと確保数（放課後児童対策パッケージにおける量の見込み及び目標整備量）（単位：人）

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み (A)	1年生	347	355	332	313	305
	2年生	345	330	342	337	315
	3年生	312	296	281	296	288
	1～3年生 計	1,004	980	955	946	908
	4年生	160	178	171	166	175
	5年生	30	29	32	30	28
	6年生	9	9	8	9	9
	1～6年生 計	1,203	1,197	1,166	1,151	1,120
確保数(B)		1,040	1,040	1,040	1,040	1,040
	学童保育所	280	280	280	280	280
	小学生クラブ	460	590	680	680	680
	放課後クラブ	220	90	0	0	0
	こどもクラブ	80	80	80	80	80
過不足数 (B-A)	1～3年生	36	60	85	94	132
	1～6年生	▲163	▲157	▲126	▲111	▲80
放課後子ども教室(KoKoA)登録見込み数		2,896	2,866	2,800	2,771	2,663

○確保の方策の考え方

令和7年度は、学童保育所5か所、小学生クラブ6か所、放課後クラブ4か所、こどもクラブ2か所で実施します。小学校1年生～3年生の量の見込みに優先的に対応しつつも、全体としては量の見込みに対して確保数に不足が見込まれることから、定員の弾力化での対応等を継続的に検討するとともに、放課後子ども教室（KoKoA）とも連携しながら小学生の放課後の居場所を確保します。

■放課後児童対策

すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学童クラブの計画的な整備と放課後子ども教室 (KoKoA) との連携を推進します。

1. 学童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量 ⇒子ども・子育て支援事業（放課後健全育成事業）の量の見込み、確保数と同じとします。
2. 放課後子ども教室 (KoKoA) の令和 11 年度までの実施計画 ⇒全市立小学校で既に実施しており、今後も継続します。
3. 校内交流型の学童クラブ及び放課後子ども教室 (KoKoA) の令和 11 年度達成目標 ⇒全市立小学校で実施します。
4. 学童クラブと放課後子ども教室 (KoKoA) の校内交流型、又は連携型の推進に関する具体的な方策 ⇒各小学校において、それぞれの特長をいかしたプログラムをつくり、児童が分け隔てなく同じ場所で同じ活動に自由に参加することができるよう、一体的又は連携による実施を図ります。
5. 学童クラブ及び放課後子ども教室 (KoKoA) への学校施設の活用に関する具体的な方策 ⇒学校施設を有効に活用し、放課後等の教室・校庭・体育館などを活動場所とします。学校と協議しながら、児童が自由にのびのびと過ごせるよう活動場所を確保していきます。
6. 学童クラブ及び放課後子ども教室 (KoKoA) の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策 ⇒それぞれの活動内容について、情報交換を図りながら事業を実施していきます。
7. 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策 ⇒保護者と必要に応じて面談を行いながら情報共有を図り、適宜、学校や子育て・教育支援複合施設等の関係機関とも連携や情報交換を行いながら、児童にとって一番良い環境を一緒に考えていきます。

※この項目は、令和 6 年 3 月に国が発出した「放課後児童対策について（通知）」において、求められている計画とします。

(5) 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）

保護者の疾病や仕事等の事情で子どもの養育が一時的に困難になった場合、育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等による身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、子どもを児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

▼量の見込みの算出方法

・令和3～5年度の利用実績から利用割合の最大値を将来推計人口に乗じて算出。

▼量の見込みと確保数

(単位：人日)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(A)	93	90	88	88	89
確保数(B)	93	90	88	88	89
過不足数(B-A)	0	0	0	0	0

○確保の方策の考え方

近隣自治体にある児童養護施設1か所(定員2人)への委託により実施します。

(6) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

保健師や助産師が生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児の発育や母親の健康状態の把握、子育てに関する情報提供や指導・助言を行う事業です。

▼量の見込みの算出方法

・令和3-5年度の利用実績から訪問実人数の割合の最大値を0歳将来推計人口に乗じて算出。

▼量の見込みと確保数

(単位：人、世帯)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(訪問世帯数)	480	544	539	605	564
確保数	480	544	539	605	564

○確保の方策の考え方

市の保健師等により実施します。

(7) 養育支援訪問事業

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することで、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

▼量の見込みの算出方法

- ・令和3～5年度の利用実績から利用割合の最大値を将来推計人口に乗じて算出。

▼量の見込みと確保数

(単位：人)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	109	109	108	111	113
確保数	109	109	108	111	113

○確保の方策の考え方

市の保健師等により実施します。

(8) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

令和5年度まで養育支援訪問事業の家事・育児支援として実施しており、令和4年の児童福祉法改正により新たに事業として創設されました。引き続き、関係機関と連携し家事・子育て支援が必要な家庭の把握に努め、必要な家庭すべてに必要な支援を提供できるよう、継続的に事業を実施します。

(9) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

令和4年の児童福祉法改正により新たに事業として創設されました。本市においても、本事業について、必要に応じて検討していく必要があります。

(10) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。令和4年の児童福祉法改正により新たに事業として創設されました。

▼量の見込みの算出方法

・令和3～5年度の利用実績から利用割合の最大値を将来推計人口に乗じて算出。

▼量の見込みと確保数

(単位：人)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	19	19	18	19	19
確保数	19	19	18	19	19

○確保の方策の考え方

コモンセンスペアレンティング (CSP)、ノーバディーズ・パーフェクト・プログラム (NP) を本事業に位置づけ、子ども家庭支援センター等で実施します。

(11) 地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば)

乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で情報交換や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

▼量の見込みの算出方法

・令和3～5年度の利用実績から利用割合の最大値を将来推計人口に乗じて算出。

▼量の見込みと確保数

(単位：人回)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み (A)	28,558	28,751	30,137	35,050	35,506
確保数 (B)	28,558	28,751	30,137	35,050	35,506
過不足数 (B - A)	0	0	0	0	0

○確保の方策の考え方

子ども家庭支援センター、児童館・児童センター、ふらっとなんぶの市内5か所で子育てひろばを実施します。

(12) 幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった児童（幼稚園在園児）を、幼稚園で一時的に預かる事業です。

▼量の見込みの算出方法

- ・令和3～5年度の利用実績から利用割合の最大値を将来推計人口に乗じて算出。

▼量の見込みと確保数

(単位：人日)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み（A）	15,542	14,427	13,133	13,325	14,163
確保数（B）	15,542	14,427	13,133	13,325	14,163
過不足数（B－A）	0	0	0	0	0

○確保の方策の考え方

幼稚園3か所、認定こども園1か所で実施します。

(13) それ以外の一時的預かり（預かり保育）

保護者の方が、出産や病気、子育てのリフレッシュをしたいとき等、乳児又は幼児を、認可保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

▼量の見込みの算出方法

- ・令和3～5年度の利用実績から利用割合の最大値を将来推計人口に乗じて算出。

▼量の見込みと確保数

(単位：人日)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み（A）	3,437	3,315	3,237	3,532	3,658
確保数（B）	3,437	3,315	3,237	3,532	3,658
認可保育所	2,953	2,845	2,774	3,022	3,131
家庭福祉員	76	77	80	93	94
ファミサポ(就学前)	408	393	383	417	432
過不足数（B－A）	0	0	0	0	0

○確保の方策の考え方

認可保育所8か所、家庭福祉員1人、子ども家庭支援センターたんぼぼで実施します。

(14) 病児・病後児保育事業

保護者が就労しており、子どもの病気・病気回復期に自宅での保育が困難な場合に、病児・病後児保育施設等で一時的な保育を行う事業です。

▼量の見込みの算出方法

- ・令和3～5年度の利用実績から利用割合の最大値を将来推計人口に乗じて算出。

▼量の見込みと確保数

(単位：人日)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(A)	234	225	218	229	230
確保数(B)	234	225	218	229	230
過不足数(B-A)	0	0	0	0	0

○確保の方策の考え方

病児保育室1か所で開催するほか、時期による需要の変動に柔軟に対応できるよう、訪問型の助成事業も実施します。

(15) ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

子育て中の保護者で、預かり等の援助を希望する者(利用会員)として、当該援助を行うことを希望する者(サポート会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。※ここでは、小学生の量の見込みについて算出しており、就学前児童の量の見込みについては、「(6) それ以外の一時預かり(預かり保育)」に掲載しています。

▼量の見込みの算出方法

- ・令和3～5年度の利用実績から利用割合の最大値を将来推計人口に乗じて算出。

▼量の見込みと確保数

(単位：人日)

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(A)	6～8歳	1,384	1,331	1,280	1,256	1,193
	9～11歳	581	591	586	584	567
確保数(B)		1,965	1,922	1,865	1,840	1,760
過不足数(B-A)		0	0	0	0	0

○確保の方策の考え方

サポート会員を増やしていくことで対応します(令和6年4月現在のサポート会員数205人)。

(16) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

▼量の見込みの算出方法

- 令和3～5年度の0歳人口に対する利用実績から利用割合の最大値を0歳将来推計人口に乗じて算出。

▼量の見込みと確保数

(単位：人)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(延べ受診者数)	5,049	5,723	5,670	6,364	5,933
確保数	5,049	5,723	5,670	6,364	5,933

○確保の方策の考え方

すべての契約医療機関で実施します。

(17) 産後ケア事業

生後7か月未満の乳児とその母親に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

令和6年度までは母子保健医療対策総合事業として実施していましたが、令和6年の子ども・子育て支援法改正により新たに地域子ども・子育て支援事業として位置づけられました。

▼量の見込みの算出方法

- 令和3～5年度の利用実績から利用割合の最大値を0歳将来推計人口に乗じて算出。

▼量の見込みと確保数

(単位：人日)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(延べ利用日数)	172	195	193	217	202
確保数(延べ利用日数)	172	195	193	217	202

○確保の方策の考え方

医療機関等の市が指定する施設で実施します。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育園等に通っていない0歳6か月～2歳の乳幼児を対象に、就労要件を問わず月一定時間まで預かる事業です。令和6年の子ども・子育て支援法改正により新たな事業として令和7年度に制度化され、令和8年度から新たな給付制度として実施する必要があります。

本市では、保育所入所待機児童の状況を踏まえ、地域子育て家庭への支援の体制を整えます。

(19) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

無償化に伴う幼稚園（新制度未移行園）の給食費（副食費）の実費徴収による新たな保護者負担の発生を回避するため、世帯の所得状況等を勘案して、副食費実費分の全部又は一部を助成する事業です。国の制度に基づき事業を実施します。

また、認可保育所等については、市の独自事業として、多子世帯に対し一部補助を実施します。

(20) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。アドバイス等により新規事業者の参入を促すとともに、良質な保育事業者の選定などに留意していきます。

5

教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

核家族化の進行や就労形態の多様化等により、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

将来の就学前児童数は、微減で推移することが予想されていますが、幼稚園での預かり保育や認可保育所における延長保育など、多様なニーズに応じた体制の確保が求められるため、引き続き、幼稚園、認可保育所、認証保育所等の充実を図る必要があります。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために極めて重要であることから、これまで培ってきた知識・技能を活かしつつ、子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供していきます。

また、幼稚園、認可保育所、認定こども園においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針等についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて相互の連携を強化しつつ、市全体として小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性や一貫性を確保していきます。

6

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、主に従来型の幼稚園や認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

狛江市における子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案して実施するとともに、支給方法について公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、都との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

1 計画を評価・推進する体制の整備

本計画の事業を効果的かつ効率的に推進していくための体制を整えます。

(1) 子ども・若者・子育て会議による評価と計画の推進

子ども・子育て支援法及び狛江市子ども・若者・子育て会議条例に基づき、有識者、関係機関、公募による市民で構成される「狛江市子ども・若者・子育て会議」において、毎年度計画の実施状況を点検・評価し、その結果を公開するとともに必要な措置を講じます。さらに、地域の子ども・若者・子育て支援に関わる事業者・各種団体組織等との連携による課題の把握、意見交換などを行います。

また、この子ども・若者・子育て会議に市民を加えることで、より市民の視点に立った計画の推進に取り組みます。

(2) 計画の推進に向けた組織体制

担当課が広くまたがっている本計画を確実に実行するためには、庁内の推進体制が重要です。引き続き、市長を本部長とする推進本部と担当部長及び関係課長による庁内委員会を設置し、全庁的な連絡・調整体制を整備した上で、計画の推進を図っていきます。

(3) 年次計画の策定と毎年度の評価・見直し

本計画の重点施策については、より着実に推進していく必要があるため、年次計画として整理し、子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策と併せて毎年度、施策の評価と計画の見直しを行い、PDCA サイクルを回していきます。

また、今後の社会の変化や国の制度改正等に伴う新たな課題に対応するための施策の変更等については、その状況に応じて、本計画の中に位置づけながら、具体的な施策事業として取り組んでいきます。



資料

1 狛江市子ども・若者・子育て会議

(1) 子ども・子育て支援法（抜粋）

発 令：平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号

最終改正：令和 6 年 6 月 12 日法律第 47 号

(市町村等における合議制の機関)

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
- 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

(2) 狛江市子ども・若者・子育て会議条例

平成 25 年 5 月 23 日条例第 22 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、狛江市子ども・若者・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務その他子ども・子育て支援の推進に関し必要な事項を処理する。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 16 人以内をもって組織する。

2 委員は、子ども・若者及び子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から翌年度末日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 会議は、規則で定めるところにより、部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第 8 条 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聴くことができる。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和 4 年 3 月 31 日条例第 6 号）

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和34年条例第14号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則(令和5年3月28日条例第10号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(3) 狛江市子ども・若者・子育て会議条例施行規則

平成25年5月24日規則第53号

(目的)

第1条 この規則は、狛江市子ども・若者・子育て会議条例(平成25年条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第2条 条例第3条第2項に規定する委員は、次に掲げる区分にある者とする。

- (1) 識見を有する者 4名以内
- (2) 関係機関代表 8名以内
- (3) 公募による市民 4名以内

(部会)

第3条 条例第7条に規定する部会は、狛江市子ども・若者・子育て会議(以下「会議」という。)から付託された事項について調査審議する。

2 部会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する者をもって構成する。

- (1) 前条各号に掲げる委員
- (2) 付託事項の調査審議に必要と認める者

3 前2項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例第4条から第6条までの規定を準用する。この場合において、条例第4条から第6条までの規定中「会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第4条 部会長は、部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、子ども家庭部子ども若者政策課において処理する。

2 部会の庶務は、第3条第1項において付託された事項を所掌する課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成28年8月18日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (令和2年3月31日規則第34号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和4年1月4日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (令和4年3月31日規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(狛江市青少年問題協議会設置条例施行規則の廃止)

2 狛江市青少年問題協議会設置条例施行規則(平成8年規則第27号)は、廃止する。

付 則 (令和6年3月27日規則第28号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。(後略)

(4) 委員名簿

(敬称略、順不同)

区分		氏名	備考
	識見を有する者	◎加藤 雅江	杏林大学教授
	識見を有する者	○市川 奈緒子	元白梅学園大学教授
	識見を有する者	松田 博雄	子どもの虐待防止センター 理事長
	識見を有する者	馬場 和佳	弁護士・狛江市人権擁護委員
関係機関	私立幼稚園協会代表	毛塚 敬進	狛江こだま幼稚園 園長
	児童相談所長	矢崎 新士	多摩児童相談所 所長
	小学校校長会代表	川崎 貴志	狛江市立狛江第一小学校 校長 (令和6年3月31日まで)
		細谷 俊太郎	狛江市立狛江第五小学校 校長 (令和6年4月19日から)
	中学校校長会代表	猪瀬 政幸	狛江市立狛江第二中学校 校長 (令和6年3月31日まで)
		植村 多岐	狛江市立狛江第二中学校 校長 (令和6年4月19日から)
	私立保育園代表	富永 浩正	狛江保育園 園長
	青少年育成委員会代表	梅本 ろり絵	狛江市青少年第四育成委員会 委員長
	就労支援	小西 啓之	ちょうふ若者サポートステーション 総括コーディネーター(特定非営利活動法人 育て上げネット)
	社会福祉協議会	野木 遼太	狛江市社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカー
公募市民		山本 雅世	公募市民
		稲葉 聡	公募市民
		豊田 美由紀	公募市民
		北澤 智子	公募市民

◎：会長 ○：副会長

2 策定経過

(1) 狛江市子ども・若者・子育て会議等の開催経過

<令和5年度>

実施日	会議等	概要
令和5年6月29日	第1回	・今後の狛江市子ども・若者・子育て会議の予定について
令和5年11月10日	第2回	・(仮称)第3期こまえ子ども・若者応援プランの改定に向けた調査について
令和5年11月27日	第3回	・(仮称)第3期こまえ子ども・若者応援プランの改定に向けた調査票の決定について
令和5年12月5日～ 12月19日	—	・子どもの生活実態調査 実施
令和5年12月6日～ 12月19日	—	・若者生活実態調査 実施
令和6年2月5日	第4回	・子ども・子育て支援に関するニーズ調査票(案)について ・若者生活実態調査及び子どもの生活実態調査の速報について
令和6年2月19日～ 3月4日		・子ども・子育て支援に関するニーズ調査 実施
令和6年3月14日	第5回	・狛江市若者生活実態調査集計結果報告書(案)について ・狛江市子どもの生活実態調査集計結果報告書(案)について

< 令和 6 年度 >

実施日	会議等	概要
令和6年4月19日	第1回	・狛江市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の速報結果報告について ・(仮称)子ども条例及び(仮称)第3期こまえ子ども・若者応援プラン策定にあたっての方向性について
令和6年5月15日	第2回	・(仮称)第3期こまえ子ども・若者応援プランの基本理念及び目標等について
令和6年6月11日	第3回	・(仮称)第3期こまえ子ども・若者応援プランの基本理念及び目標等の案文及び主要課題の提示
令和6年7月16日	第4回	・基本目標1に関連する事業整理、現状と課題及び今後の方向性について
令和6年8月6日	ワークショップ	・第1回 描いてみよう、狛江の未来ワークショップ
令和6年8月6日	ワークショップ	・第1回 あなたのホンネで狛江が変わる!?子育てみらいワークショップ
令和6年8月21日	第5回	・基本目標3に関連する事業整理及び今後の方向性について
令和6年8月23日	ワークショップ	・第2回 描いてみよう、狛江の未来ワークショップ
令和6年9月1日	ワークショップ	・第2回 あなたのホンネで狛江が変わる!?子育てみらいワークショップ
令和6年9月12日	第6回	・(仮称)第3期こまえ子ども・若者応援プラン策定市民向けワークショップの実施概要の報告について ・基本目標2に関連する事業整理及び今後の方向性について
令和6年10月11日	第7回	・(仮称)第3期こまえ子ども・若者応援プランの素案(案)について
令和6年11月1日	第8回	・(仮称)第3期こまえ子ども・若者応援プランの素案(案)について
令和6年11月15日	第9回	・第3期こまえ子ども・若者応援プランの素案(案)について
令和6年11月22日	中間報告	
令和7年 月 日	第10回	

